

出席委員 岸本委員長、柳田副委員長
山田委員、茂内委員、吉田委員、関口委員
天利議長

欠席委員 なし

説明者 木村町長、畑村副町長、大川教育長
大川議会事務局長、亀井議会事務局次長、鈴木副主幹、長瀬主査
深澤企画部長、小林企画政策課長、村瀬専任主幹、奥谷副主幹、山下主査
渡邊主査、山本主査、赤崎主任主事
関根財政課長、吉田副主幹、石黒副主幹、丹内主査
青木広報戦略課長、木内主査、三好主任主事
野崎総務部長、伊藤総務課長、米山主幹、辻井主査、内藤主査、平尾主任主事
皆川人事課長、三澤副主幹、高橋副主幹
濁川財産管理課長、杉崎主幹、工藤副主幹、守屋主査
池田税務収納課長、大平主幹、鳥海主幹、瀬戸副主幹、遠藤主査
戸村町民部長、岡野町民協働課長、栢沼主査、鈴木主任主事
高木町民安全課長、佐野副主幹、三町副主幹、門脇主査、嶺主査
徳江町民窓口課長、中嶋副主幹、三留副主幹、執行主査

案 件

(付託議案)

1. 議案第5号 令和5年度寒川町一般会計予算
2. 議案第6号 令和5年度寒川町国民健康保険事業特別会計予算
3. 議案第7号 令和5年度寒川町後期高齢者医療事業特別会計予算
4. 議案第8号 令和5年度寒川町介護保険事業特別会計予算
5. 議案第9号 令和5年度寒川町下水道事業特別会計予算

令和5年3月14日
午前9時00分 開会

【天利議長】 おはようございます。いよいよ本日から23日にかけて、予算特別委員会が開催される運びとなりますので、よろしく願いいたします。

なお、本特別委員会の設置につきましては、本会議におきまして6名の委員を選出しておりますので、ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、予算審査を進めるに当たりましては、委員長をお決め願うこととなります。委員長の選出に当たりましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が委員長の互選を行わせるとあります。また第2項で、互選に関する進行役は年長の委員が当たると規定されておりますので、今回予算特別委員会の構成メンバーの中の年長委員は、関口委員ということですので、恐れ入りますが、関口

委員には座長をお務めいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

早速ではございますが、関口委員、こちらの座長のお席へお移りください。お願いします。

(関口光男委員、座長席に移動)

【関口座長】 ただいま議長よりご指名がございましたので、委員長の選出まで、しばらく座長を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速、委員長の互選に入りたいと思います。互選の方法につきましては、推選と投票の2つの方法がありますが、いかがいたしましょうか。

(「推選」の声あり)

【関口座長】 推選というお声がありました、推選でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【関口座長】 異議なしということですので、委員の皆様から委員長の推選をいただきたいと思えます。

柳田委員。

【柳田委員】 岸本委員がよろしいかと思えます。

【関口座長】 ただいま岸本 優委員という声が出ましたけども、いかがいたしましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【関口座長】 それでは、岸本委員に委員長をお願いするという事で決定いたしましたので、よろしく願いいたします。

それでは、岸本委員長、こちらの委員長席にお着きください。

私は、これにて座長の役目を終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。

(岸本 優委員、委員長席に移動)

【岸本委員長】 ただいまご推選いただきまして、予算特別委員会の委員長という大役を仰せつかることになりました。本日から5日間にわたり、令和5年度各予算審査の進行役を務めさせていただくわけでございますが、何とぞ委員の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず、委員長としての最初の務めは、副委員長の選任ということでございますが、いかがいたしましょうか。

(「委員長一任」の声あり)

【岸本委員長】 ただいま委員長一任というお声がありましたので、僭越ではございますが、私からご指名させていただくことにいたしますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【岸本委員長】 ご異議ないようでございますので、柳田委員にお願いしたいと思えますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【岸本委員長】 ご異議がないということでございますので、柳田委員、よろしく願い申し上げます。

早速でございますが、柳田委員、こちらの副委員長のお席へご移動願います。

(柳田 遊委員、副委員長席へ移動)

【岸本委員長】 それでは、柳田副委員長、一言ご挨拶をお願いいたします。

【柳田副委員長】 よろしくをお願いいたします。委員長をサポートしながら住民福祉向上のため、予算審査に頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【岸本委員長】 それでは、ここで打合せのために暫時休憩いたします。再開は9時20分といたします。

【岸本委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

これより審査を進めてまいります。

過日、初日の本会議におきまして本委員会に付託されました案件は、議案第5号 令和5年度寒川町一般会計予算、議案第6号 令和5年度寒川町国民健康保険事業特別会計予算、議案第7号 令和5年度寒川町後期高齢者医療事業特別会計予算、議案第8号 令和5年度寒川町介護保険事業特別会計予算及び議案第9号 令和5年度寒川町下水道事業特別会計予算の5議案であります。審査に当たりましては一括して進めてまいります。

この際、審査日程についてお諮りいたします。タブレットにあります予算特別委員会審査日程表(案)のとおり、議会事務局を皮切りに各課等の審査を行い、3月23日の最終日におきましては、総括質疑及び討論、採決という日程で順次進めてまいりたいと思っておりますが、この進め方でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【岸本委員長】 ご異議ないようでありますので、日程表のとおり進めさせていただきます。

まず、審査に先立ちまして、町長より一言ご挨拶を申し述べたいと申出がございますので、これを許可したいと思います。

町長が入室されるまで暫時休憩といたします。

【岸本委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

それでは、町長、ご挨拶をお願いいたします。

木村町長。

【木村町長】 皆さん、おはようございます。ただいま委員長からお許しをいただきましたので、ご挨拶を申し上げたいと思っております。

昨日から新型コロナ対策としてのマスクの着用が、個人判断に委ねられたところでもございます。しかしながら、過去3年にわたって行われてきたマスク着用は、今や私たちの日常的な習慣にもなっているような感があります。花粉が多い時期でもございまして、なかなか急には手放せない方もいらっしゃるかと思います。気温が上がるにつれてマスクを卒業する方が増えてくるのではと感じております。

先日町内中学校の卒業式が行われまして、3年ぶりに私も参加させていただきました。卒業生は、一時的にマスクを外すことが許されたわけでございます。入学時からマスクを強いられた中学校生活でしたが、卒業証書を受け取るそれぞれの生徒の顔は、大変頼もしく、成長を感じさせていただきました。

最後に子どもたちの顔を見ることができて大変うれしく思ったところでもございます。

今中央公園に目を転じますと、スイセンの花が咲き誇っております。町の花でもございますけども、スイセンの花言葉は「希望」という意味合いもあるようでございます。この卒業、あるいは来月の入学を控えた中で、それぞれの皆さんを、ある意味応援しているような感がございます。

さて、委員の皆様におかれましては、本日から5日間にわたりまして予算特別委員会を開催いただきまして、まことにありがとうございます。施政方針でも触れましたが、令和5年度予算につきましては、3つの基本方針を定めまして、1つ目として、寒川町総合計画2040第1次実施計画のさらなる取組と推進、2つ目といたしまして、新型コロナウイルス感染症対策と町民生活を下支えする施策の推進、そして3つ目は、事業の見直しと歳入確保に結びつく創意工夫、この3つの基本方針の下に編成致したところでございます。

持続可能な開発目標でありますSDGsの視点を持ちながら、これら3つの方針で編成した予算による施策を確実に実行し、魅力ある寒川町を実現してまいりたいと考えておりますので、何とぞご審査のほどよろしく願い申し上げます。ありがとうございます。

【岸本委員長】 ありがとうございます。

暫時休憩いたします。

【岸本委員長】 休憩を解いて委員会を再開いたします。

この後の進め方についてですが、順次課等で説明を行い、関連する課がある場合については、関連する課長が同席の上、説明や質疑の応答をしますので、ご承知おきください。タブレットの審査次第の説明者欄に記載している課長が同席いたします。

なお、質疑については簡潔明瞭にいただき、効率よく審査を進めてまいりたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

予算書のページ等については、タブレットにあります各課等の予算特別委員会説明（参考）資料に記載がございますので、ご参照くださるようお願いいたします。

次に、企画部長より予算の概要につきまして説明をしたいと申出がございましたので、企画部長の申出を許可いたします。

企画部長入室のため暫時休憩いたします。

【岸本委員長】 休憩を解いて委員会を再開いたします。

それでは、企画部長より、予算の概要について説明をお願いいたします。

深澤企画部長。

【深澤企画部長】 皆様、改めまして、おはようございます。ただいま委員長からお許しをいただきましたので、予算の概要につきまして、町長の挨拶と重複する部分もございますが、ご説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、令和5年度の予算編成時の状況でございます。国では、新しい資本主義に向けたグランドデザイン及び実行計画において、成長と分配の好循環とコロナ後の新しい社会の開拓をコンセプトに、社会

課題の解決と経済成長の実現を同時に目指すため、新たな官民連携を構築し、経済社会の構造を国内外の環境変化に対応しつつ、より強靱で持続可能なものへ変革させるとされておりました。また、県の令和5年度予算編成方針は、コロナ禍からの経済社会活動の正常化が進み、令和4年度当初予算に対し一定程度の増収は期待できるものの、追加の財政需要が生じる可能性や高齢者人口の増加等に伴い、介護、医療、児童関係費が大幅に増加する見通しとなる中で、令和5年度の当初予算については、かながわブランドデザイン第3期実施計画の点検や社会環境の変化を踏まえ、脱炭素社会の実現や人口減少社会における次世代育成など、喫緊の課題に的確かつスピード感を持って対応しつつ、新型コロナウイルス感染症対策や原油価格、物価高騰の影響を踏まえた支援策へ取り組むこととされておりました。

こうした中、本町の財政状況につきましては、歳入において税収の一定程度の回復は期待できるものの、大幅な増額は見込まれない中で、歳出においては、社会保障関連経費などによる扶助費や田端西地区組合土地整理事業及び公共施設の更新などによる公債費など、義務的経費の増加が予測される状況下でも、町総合計画2040における町の将来像「つながる力で新化するまち」を目指し、第1次実施計画において定めた様々な取組を進めるに当たり、財政計画の中で令和5年度の一般会計総額を162億5,714万8,000円と定めていたところでございます。

こうしたことを踏まえまして、令和5年度の予算編成基本方針につきましては、寒川町総合計画2040第1次実施計画のさらなる取組と推進、新型コロナウイルス感染症対策と町民生活を下支えする施策の推進、事業の見直しと歳入確保に結びつく創意工夫の3つの基本方針を掲げ、予算査定においては、寒川町総合計画2040第1次実施計画における施策目標の達成に向けた取組、部等内の取組、マネジメント状況を尊重した視点、持続可能な財政運営に向けた健全財政の維持確保といった3つの視点により予算編成を進めてまいりました。

なお、国や県の制度変更等への対応なども考慮しなければならないことから、予算編成時における不確定要素を排除しつつ、適時適切な補正予算も視野に入れ、予算を編成しておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

その結果となります令和5年度一般会計予算でございますが、前段で申し上げましたとおり、財政計画においては162億5,714万8,000円と定めていたところ、概算要求時の歳出予算総額は183億9,726万2,000円で、対前年当初予算比較で34億1,126万2,000円の増、財政計画との差額は21億4,011万4,000円の資金不足が見込まれた状況でございました。

この歳出要求額の大幅な増額要求の背景には、経常的経費においては、エネルギー価格や物価高騰による事業コストの上昇のみならず、高齢化の進行による社会保障関連経費の増のほか、国の出産子育て応援交付金の実施や子育て支援事業の充実に伴う扶助費等の増、ごみ処理等の公衆衛生関係経費の増や教育環境の充実に伴う増、さらには新たな取組となる自治体DXの推進に伴う増など、町民生活に直結する様々な施策において一様に増額予算の必要性が高まるとともに、投資的経費においては、田端西地区まちづくりや（仮称）寒川学校給食センターの開設に伴う公有財産購入費、公共施設再編計画に基づく設備更新費、安全安心なまちづくりに向けた町道の維持補修工事や消防庁舎建設にかかる土地購入など、町総合計画に基づく将来への投資を着実に進めていく必要がございます。

こうした状況の中、社会経済環境変化を踏まえながら、国、県の動向等にも注視しつつ、コロナ禍に

においても町民皆様の安全安心な暮らしを守ることを最優先と強く認識し、これまでの健全財政を背景に、現役世代の行政サービスの還元と将来世代の投資を含めた持続可能なまちづくりとして必要な予算を確保するため、改めて施策、事業の目的、手段について議論を重ね、成果等を踏まえた予算編成を行ったところでございます。

結果といたしまして、令和5年度一般会計予算の総額は、過去最多の額となる173億2,500万円で、対前年度比23億3,900万円の増、率で申しますと15.6%の増とし、財政計画との比較では10億6,785万2,000円6.6%の増といたしました。

予算の具体的な内容につきましては、この後各課等より詳細な説明をさせていただきますので、私からの説明は省かせていただきますが、令和5年度予算の概要に記載の3ページから5ページを中心に予算概要についてご説明申し上げます。

3ページをご覧ください。まず歳入でございます。本町の財源の太宗をなし、自主財源として財政の弾力的な運用を支える町税でございますが、町税全体で87億3,370万円、対前年度比で3億円5,030万円の増、率では4.2%の増といたしました。税目別に申し上げますと、個人町民税では、コロナ禍による行動制限が解除されたことに伴う景気動向や個人の所得状況等により7,600万円3%の増を見込むとともに、法人町民税では、企業収益の動向などから1億8,000万円45%の増を見込み、町民税全体では2億5,600万円8.8%の増といたしました。また、固定資産税では、家屋において町内の新築状況等を踏まえ2,000万円1.5%の増を見込むとともに、償却資産においては、設備投資などにより4,500万円4.9%の増などにより、固定資産税全体では7,290万円1.6%の増といたしました。

次に、国庫支出金及び、4ページをご覧ください。県支出金につきましては、記載のとおり、基本的な特定財源であり歳出事業費に連動して増減するもので、その増減理由等については記載のとおりであります。負担金と補助金に分けて記載しておりますので、全体像をお示しいたします。

国庫支出金は、本年度は22億5,046万円を計上いたしました。昨年度は18億8,993万円であったため、前年度比では3億6,053万円の増、率では19.1%の増となります。また県支出金は、本年度は12億331万1,000円を計上いたしました。昨年度は11億7,225万1,000円であったため、前年度比では3,106万円の増、率では2.6%の増となります。

次に町債でございますが、一般的に言われるプライマリーバランスの黒字化につきましては、年度内の新発債と償還元金の比較となりますが、令和5年度における新発債は、6ページに記載しているとおり16億3,360万円で、予算の概要には記載はございませんが、予算書の96ページに記載している令和5年度の償還元金は10億896万6,000円であり、新発債と償還元金を比較して本年度のプライマリーバランスは赤字となります。

38ページをご覧ください。町債の状況についてご説明申し上げます。令和5年度の町債の発行額は16億3,360万円で、年度末現在高は75億9,022万2,000円となり、一般会計総額に占める町債の構成比である町債依存度は9.4%となります。また町債の年度末残高につきましては、令和4年度末で69億6,558万8,000円であったものが、令和5年度末には75億9,022万2,000円となり、その差額は6億2,463万4,000円の増で、町民1人当たりの年度末現在高見込額は、令和4年度末で14万5,116円であったものが、令和5年度末には15万8,130円となり、その差額は1万3,014円の増となります。

以上、本年度は昨年度と比較して町債発行額が増加し、プライマリーバランスは赤字となりますが、本年度においては、前段で申し上げましたとおり、田端西地区組合土地区画整理事業助成金のピーク年度であるほか、（仮称）寒川学校給食センターの開設に伴う公有財産購入費や公共施設等再編計画に基づく設備更新費、町道維持補修工事など投資的経費の増加に伴い新発債が増えております。

しかしながら、今後新発債の平準化と据置期間経過に伴う元金償還開始により再びプライマリーバランスの黒字化に転換するものと判断しているところでございます。

なお、健全財政といった点から見ても、単年度のプライマリーバランスのみをもって判断すべきではなく、先般寒川町財務書類の報告をさせていただきましたが、依然として本町は健全財政を維持している中で本年度の町債は全て赤字補填債ではなく建設事業債であり、債務負担行為を含めても、借方の固定資産と貸方の固定負債というバランスシートにおいて、資産形成と建設事業債はおおむね連動するといった点では健全財政を著しく低下させるものではないと判断しております。

しかしながら、将来負担における財政硬直化といった点では懸念される部分もあることから、引き続き中長期的な視点を持って自立的な行財政運営に努めてまいります。

4ページ中ほどにお戻りください。続きまして歳出でございます。主な増減についてご説明申し上げます。まず総務費につきましては、自治体DX推進業務委託や町の花スイセン制定50周年記念事業の実施に伴い全体で4,322万円2.3%の増といたしました。

民生費につきましては、小規模保育事業所の新設や一之宮愛児園内装等大規模修繕工事の施設整備に対する補助金の減があるものの、利用者増に伴う障害福祉サービス費の増や国の出産子育て応援事業の実施に伴い全体で3億1,657万円5.4%の増といたしました。

衛生費につきましては、美化センターの調整槽補修工事等に伴い全体で1億5,711万円10.2%の増といたしました。

農林水産業費につきましては、花川用水路予防保全対策（第2期）工事等に伴い全体で1,072万円11.3%の増といたしました。

商工費につきましては、これまで工業分野を中心に進めてきましたエコノミックガーデニング事業を商業分野まで拡大するため、地域経済コンシェルジュの増員等に伴い全体で502万円2.9%の増といたしました。

土木費につきましては、田端西地区組合土地区画整理事業助成金や寒川総合体育館武道場及びサブアリーナ空調機新設工事等に伴い全体で7億8,208万円43.9%の増といたしました。

消防費につきましては、改修作業完了により無線システム改修作業負担金の減があるものの、消防庁舎建設のための用地取得やはしご付消防自動車及び資機材搬送車の購入等に伴い全体で8,005万円11.1%の増といたしました。

教育費につきましては、町営プールを活用した水泳授業の実施や中学校の学校給食開始に伴う校内小荷物昇降機の借上料の増のほか、（仮称）寒川学校給食センターの開設に伴う公有財産購入や学校給食費の公会計化の実施による食糧費などの増に伴い全体で9億8,993万円62.2%の増といたしました。

公債費につきましては、新発債にかかる利子等の増があるものの、平成18年度借入れの寒川駅北口地区土地区画整理事業債等の償還終了等による元金の減に伴い全体で4,529万円4.2%の減といたしました。

なお、ただいま申し上げました歳入歳出の個々の変動等につきましては、12ページから24ページに記載しておりますので、後ほどご確認いただければと存じます。

最後となりますが、本3月会議の冒頭、令和5年度施政方針の中で、町民皆様の生命や財産を守る体制の強化や次代を担う子どもたちが夢や希望を持ち、笑顔で暮らし、住み続けたい、住んでみたいと思われるまちづくりに向け、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現を目指すSDGsの視点を持って、将来を担う次世代に対し責任を持った寒川町の未来を切り開いていくと決意すると町長が述べたところでもあります。

令和5年度予算につきましては、依然として新型コロナウイルスの感染動向や先行き不透明な社会経済環境変化の中ではありますが、地域企業をはじめ皆様のご協力により町税収入も伸び、また将来を見据えた持続可能なまちづくりに向けて、本町の健全財政を背景に各種基金状況を踏まえながら世代間公平負担といった考えの下で町債の活用も図ることで、令和2年度の予算規模151億7,200万円を超える過去最大の予算規模といたしました。

現在もウクライナ侵攻やアジア情勢の不安定さなどに加え、国内ではエネルギー価格や物価高騰をはじめ円安や金利変動など様々な要因により社会地域経済状況の見通しは立たないものの、町長の指揮の下、町民皆様の暮らしを守り将来を担う次世代に対し責任を持った寒川町の未来を切り開いていく積極予算を編成したところでございます。

つきましては、議員皆様をはじめ町民皆様のご理解、ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

以上、令和5年度予算概要について、その一端をご説明させていただきました。詳細な点につきましては、配付させていただいております令和5年度予算の概要において、各会計における歳入歳出項目の内訳、あるいは前年度との比較をはじめ、主要事業におきましては、各事業の財政内訳とともに事業内容の説明も記載してございます。この後各会計の細部の事業項目につきましては、それぞれ担当課よりご説明させていただきますが、その参考にしていただければと思います。よろしくご審査くださいますようお願い申し上げます。

貴重な時間を割いていただきまして、誠にありがとうございます。

【岸本委員長】 ご苦労さまでした。これより準備のため暫時休憩といたします。

【岸本委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

それでは、議会事務局が所管する内容について説明をお願いいたします。

大川議会事務局長。

【大川議会事務局長】 皆様、改めまして、おはようございます。それでは、これから令和5年度議会事務局が予定しております予算審査をお願いいたします。説明につきましては亀井事務局次長より申し上げ、ご質問には出席職員でお答えいたしますので、よろしくお願いいたします。

【岸本委員長】 亀井事務局次長。

【亀井議会事務局次長】 それでは、議会事務局所管の令和5年度予算につきまして、予算特別委員会説明資料によりご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

予算書は44、45ページの1款議会費1項議会費1目議会費でございます。タブレット資料は2ページ

をご覧ください。職員給与費ですが、議会事務局職員5人分の給料、職員手当等及び共済費の人件費でございます。

次に、タブレット資料の3ページをご覧ください。議員報酬及び手当は、議員18人分の報酬、職員手当等及び共済費でございます。共済費につきましては、算定の基準が4月1日現在の議員数となっており、公費負担率は、備考欄に記載のとおり、令和4年度から引き下がり、32.2%から31.5%となっているため減額となっております。

次に、タブレット資料の4ページをご覧ください。健全な行財政運営の確保事業費の議会運営経費でございます。報償費につきましては、各種団体等で開催されます大会や品評会、作品展などの議長賞の記念品代でございます。旅費の費用弁償は、各常任委員会の行政視察のほか、新人議員による寒河江市への親善訪問にかかる費用でございます。普通旅費は、各常任委員会、新人議員による寒河江市への訪問の随行その他会議などへの出席に伴う職員分の旅費でございます。特別旅費は、各常任委員会の行政視察における執行部職員の旅費でございます。交際費ですが、議会が対応する慶弔関係等の経費で、前年度と同額で計上しております。今年度は2月末現在で22件20万5,950円の支出がございました。需用費の消耗品費は、委員会視察等視察時の手土産代、図書室に備えてございます加除式図書の追録代経費や事務局に備える各種新聞代、事務用消耗品を計上しております。需用費の食糧費は、来客用視察来庁時のお茶代、茶菓子購入代です。令和4年度の視察の受入状況ですが、2月末現在で7件となっております。食糧費の減額につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。役務費につきましては、議員控室の光ケーブルによる回線使用料及びロゴチャット使用料でございます。委託料は、議員18人分の定期健康診断と大腸がん検診の委託にかかる経費、また議場及び委員会室の音響システムの保守点検委託で、年2回の保守点検を実施するためのものがございます。使用料及び賃借料は、議長車等の駐車場使用料や有料道路通行料、営業自動車借上料、議会運営委員会、特別委員会や議会改革推進委員会等で使用するためのバスの借上料、またタブレット端末25台分のコンピューター借上料でございます。負担金補助及び交付金は、会派及び議員に対する政務活動費交付金、神奈川県町村議会議長会やなぎさブロック会議への負担金となっております。議長会の主な事業は、議員研修会や事務局職員研修及び議員の表彰関係でございます。神奈川県町村議会議長会負担金については、人口割の増により6,000円の増額ではございますが、令和4年度につきましては、東海道新幹線対策特別委員会視察時負担金を計上してございましたため、負担金補助及び交付金としては3万3,000円の減額となっております。

続いて、下表をご覧ください。議会運営経費の特定財源でございます。歳入番号①、予算書は36、37ページになります。その他の37万2,000円ですが、使用料及び賃借料に充当しているほか、総務課が所管する印刷事務経費へ充当しております。各議員にご負担いただくタブレットの負担金全議員分で年間36万7,200円、複写費は実績等から年間5,400円を見込んでおります。

次に、タブレット資料の5ページをご覧ください。健全な行財政運営の確保事業費の議会公開事業費でございます。議員活動が円滑に行えるよう議決事件をはじめ町の重要事項に関し、適切な審議、調査、提言等が行えるよう支援し、議会情報を正確かつ迅速に広く情報公開を行うものがございます。需用費の消耗品費は、本会議の会議録を作成するための用紙代でございます。需用費の印刷製本費は、「議会だより」の印刷製本費で、年4回の発行を予定しております。32万1,000円の増額は、1ページ当たり

の見積単価が上がったことによるものでございます。役務費は、インターネット配信に伴う専用回線使用料でございます。委託料は、備考欄に記載のとおり3つの委託事業分でございます。1つ目は、本会議や各常任委員会及び予算・決算を含めた特別委員会等の会議の反訳を委託する会議録作成委託、2つ目は、会議録のデータ作成と検索システムを委託する会議録検索システム委託、3つ目は、インターネット配信を委託する議会配信委託でございます。

続いて、下表をご覧ください、議会公開事業費の特定財源でございます。歳入番号①、予算書は34、35ページになります。広告掲載料で「議会だより」印刷製本費に充当しております。こちらは、寒川町「議会だより」へ広告掲載を募集することで、事業者より掲載料をいただくものとなり、平成31年2月1日から施行いたしました寒川町「議会だより」広告掲載要綱に基づくものでございます。金額は、「議会だより」1号につき2枠あるうちの1枠分4万円の掲載料を年間発行回数の4回分16万円を歳入として見込み計上したものでございます。

以上をもちまして、議会費の予算説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

【岸本委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

(「なし」の声あり)

【岸本委員長】 なければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で議会事務局の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【岸本委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

これより企画部3課の説明に入りますので、執行部の入室を求めます。

【岸本委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

まず、企画部企画政策課の審査に入ります。執行部からの説明を求めます。

深澤企画部長。

【深澤企画部長】 引き続きよろしくお願いいたします。

ただいま委員長からご案内のありましたとおり、企画部企画政策課の予算審査をお願いするものでございます。説明につきましては、小林企画政策課長から、また質疑等につきましては、出席職員全員で対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

今、小林企画政策課長からと申し上げましたが、ICT関係については村瀬専任主幹からご説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

【岸本委員長】 小林企画政策課長。

【小林企画政策課長】 おはようございます。それでは、企画部企画政策課所管の令和5年度予算につきまして、予算書及び予算特別委員会説明資料に基づきご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。予算書は48ページから51ページの2款総務費1項総務管理費7目企画費及び9目電子計算機費でございます。ただいま部長よりお話がありましたとおり、企画マーケティング担当の所管に

つきましては私から、ICT推進担当の所管につきましては村瀬専任主幹よりそれぞれご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

なお、ICT推進担当につきましては、令和5年度よりデジタル推進課が新設され、DX推進担当と情報システム担当の2担当で自治体DXの推進等に引き続き取り組んでまいります。

タブレット資料の6分の2ページをご覧ください。企画行革事務経費につきましては、経常的な事務に要する経費でございます。町総合計画及び町総合戦略のそれぞれの取組において、諮問答申機関、助言提言機関等として設置しております各種審議会等に係る経費でございます。報酬につきましては、総合計画審議会委員への報酬、報償費につきましては、総合戦略策定等外部委員会委員のうち学識経験者への謝礼及び同外部委員会委員への記念品代、旅費につきましては、総合計画審議会委員の費用弁償や企画マーケティング担当職員の旅費でございます。

令和4年度予算と比較した増減でございますが、備考欄に記載のとおり、報酬につきましては、総合計画審議会委員の改選に伴う区分の変更による減でございます。

なお、当該事業費の財源につきましては、全て一般財源でございます。

続きまして、タブレット資料の6分の3ページをご覧ください。広域行政推進事業費につきましては、単独の自治体では解決できない広域的な行政課題への対応や住民サービスの向上、地域の活性化、行政の効率化、能率化を図るため、スケールメリットを生かした広域連携施策の調査研究及びその推進を図るものでございます。負担金補助及び交付金といたしまして、湘南広域都市行政協議会の運営費負担金でございます。令和4年度負担金額と同額としております。

なお、当該事業費の財源につきましても、全て一般財源でございます。

続きまして、タブレット資料の6分の4ページをご覧ください。マーケティング推進事業費につきましては、町民のニーズや本質を捉えるためのマーケティングリサーチを実施し、施策へ反映することで町民の満足度向上を図るものでございます。報償費につきましては、eマーケティングリサーチ制度によるアンケート調査回答者への謝礼、需用費の消耗品費につきましては、マーケティングに関する書籍の購入費、役務費につきましては、eマーケティングリサーチ制度によるアンケート調査回答者への謝礼の郵送料、委託料につきましては、マーケティング研修委託料でございます。令和4年度予算との比較でございますが、報償費及び役務費につきましては、eマーケティングリサーチ制度登録者数の増によるもの、旅費につきましては、対面会議開催の減による皆減、需用費の消耗品費につきましては、マーケティングに関する書籍の購入による皆増、委託料につきましては、マーケティングのスキルを身につけるため必要とする研修を受講するために増するものでございます。

【岸本委員長】 村瀬専任主幹。

【村瀬専任主幹】 続きまして、ICT推進担当所管の令和5年度予算につきまして説明させていただきます。なお、ICT推進担当所管の2事業のうち従来のICT活用事業費につきましては、組織の見直しに合わせ、備考欄に記載のとおり、事業名をデジタル推進事業費に変更しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、予算書は同じく48から51ページ、タブレット資料は6分の5ページをご覧ください。デジタル推進事業費でございますが、デジタルによる快適な生活環境を実現するため行政手続オンライン化

を進め、町公式LINEや電子申請届出システム、公共施設予約システムを町民向けに提供するとともに、町組織内外の電子情報連携を安全かつ確実に行うものでございます。旅費につきましては、各種会議の出席に係る職員の普通旅費、需用費は、プリンターのカートリッジや記録媒体等コンピューター周辺機器に関する消耗品費、役務費は、役場庁舎ネットワークと町内各公共施設等を接続するための回線経費やウェブ会議ツール、モバイルルーター、ビジネスチャットツール、RPA、AIOCRサービス利用料、情報セキュリティ対策等に係る通信運搬費、委託料は、情報セキュリティの確保や町公式LINEアカウントの運用、自治体DXの推進等に係る委託料でございますが、備考欄記載のとおり、窓口サービスのデジタル化、キャッシュレス決済等の導入を予定しており増となっております。使用料及び賃借料は、ネットワークの構築運用、情報セキュリティ対策に係るコンピューター機器や職員が使用するノートパソコン等のコンピューター借上料でございますが、備考欄記載のとおり、ネットワーク及びセキュリティ機器更改時の入札により減となっております。負担金補助及び交付金は、電子申請届出システム、公共施設利用予約システムの共同調達に係る神奈川県市町村電子自治体共同運営協議会への負担金でございますが、施設予約システムの面追加対応及びインボイス制度対応のシステム改修により増となっております。

続いて、下表をご覧ください、当事業に充当している特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は34ページから35ページ、諸収入下水道事業事務費負担金につきましては、財政課でまとめてご説明いたしますが、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金補助及び交付金に合計で151万5,000円を充当しており、本事業における一般財源は8,596万9,000円でございます。

続きまして、予算書は50ページから51ページ、2款総務費1項総務管理費9目電子計算機費でございます。タブレット資料は6分の6ページをご覧ください。コンピューター利用事業費でございますが、行政事務の近代化、効率化並びに住民サービスの向上を図るため円滑な事務の執行に資するよう、コンピューターを効率的に運用、活用していくための経費でございます。報酬につきましては、会計年度任用職員1名分の報酬及び時間外勤務手当、職員手当等は、同職員の期末勤勉手当、共済費は、同職員の社会保険料及び職員共済組合負担金、旅費は、同職員の通勤手当及び職員の普通旅費、需用費消耗品費は、電算処理に係る用紙代やトナー代等、委託料は、住民情報システムの運用保守等に係る委託料でございますが、備考欄に記載のとおり、自治体の情報システムの標準化、共通化に係る作業につきまして、令和5年度から本格開始となることから増となっております。使用料及び賃借料は、住民情報システム等とその周辺機器のコンピューター借上料、負担金補助及び交付金は、国及び地方公共団体が共同して運営する法人であり、マイナンバーカードに関連する各種システムの整理運用を担う地方公共団体情報システム機構への交付金や県内町村の参加団体にて共同調達する財務会計システムや人事給与システムに係る神奈川県町村情報システム共同事業組合への負担金でございます。

続いて、下表をご覧ください、当事業に充当している特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は26ページから27ページの国庫支出金デジタル基盤改革支援補助金（標準化、共通化に係る事業）1,500万円につきましては、自治体の情報システムの標準化、共通化に係る作業経費を対象としたものでございまして、補助率は10分の10となっており、委託料の基幹系システム標準化対応委託料へ充ててございます。

続いて、歳入番号②、予算書は34ページから35ページの諸収入下水道事業事務費負担金につきまして、財政課でまとめてご説明いたしますが、使用料及び賃借料、負担金補助及び交付金に合計で8万9,000円を充ててございます。本事業におけるこれら特定財源の充当額合計は1,508万9,000円で、一般財源は6,286万6,000円でございます。

【岸本委員長】 小林課長。

【小林企画政策課長】 タブレット資料200に参考資料といたしまして、総合計画2040第1次実施計画令和5年度実施事業に当初予算額を記載した一覧を掲出してございますので、後ほどご確認いただければと思います。

以上、企画政策課の令和5年度予算のご説明とさせていただきます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

【岸本委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

山田委員。

【山田委員】 3点お伺いします。まず、6分の4ページ、マーケティング事業のところ、マーケティング研修という新しい取組があるみたいなんですけど、これに関してスキル向上ということですけど、どういう内容の研修をやるのかお伺いします。

それから5ページですね。デジタル推進事業費のところ、委託料で新たな取組ということですけど、どういう取組なのか、改めてお聞きします。

それと6ページですけど、委託料1,500万円が国の支出ということですけど、637万円というのは前年度と変わらないことになっていきますけど、これに関して改めて内容についてお聞きします。

それとこの場で合っていると思いますけど、システム改修とか、そういうものがあると思うんですけど、それに関して契約というのはどうなっているのかお聞きします。

以上です。

【岸本委員長】 小林課長。

【小林企画政策課長】 マーケティングの研修につきましては、今までマーケティングの基礎知識、こちらはいろいろ研修について身につけてきたところございまして、今後はアンケート調査等を実施した結果を活用できるように、そのアンケートの設計や分析、そういうものの研修を受講していきたいと考えてございます。

以上でございます。

【岸本委員長】 村瀬専任主幹。

【村瀬専任主幹】 それでは、2点目のDXの委託料での新たな取組といった部分の説明でございます。来年度新たな取組として大きく3つの取組、備考欄にも記載のとおりでございますが、を考えてございます。1つ目として、書かない窓口の導入でございます。これにつきましては、マイナンバーカードから券面情報、4情報を読み取って申請書の種類を選んで印刷をするということにより、記入部分、記載部分の省略ができるというところでの来庁者の手間を省いたり、あるいは滞在時間の短縮、こういったものが期待できる取組でございます。

また、2番目として、キャッシュレス決済の導入をいろいろ考えております。こちらにつきましては、行政手続のオンライン申請とキャッシュレス申請というものを合わせまして来庁不要な手続を拡充することにより、来庁せずとも全て手続が終わる、支払いまで完了するといったことを目指しております。あるいは来庁時の手続に関する支払いに関しましても、クレジットカードであるとか、QRコード決済、こういったものを導入いたしまして、町民の利便性の向上を図るといったものでございます。

それから3点目といたしまして、分析ツールの導入、ここに関しては、BIツール、ビジネスインテリジェンスツールというものを導入いたしまして、町が保有する住民情報システムなどの様々なデータを分析、見える化をし、業務に役立てる、こういったソフトウェアのことをBIツールと言うんですが、こちらを導入いたしまして、粒度が細かくて鮮度の高いデータを基に正しく現状を把握しながら、分析結果を今後の施策検討につなげられる、こういったものでございまして、これらの導入を考えてございます。

それから3点目のコンピューター利用事業費に関する委託料の部分でございます。1,500万円というところで増額となっておりますが、こちらの内容についてということでございました。こちらの増額の理由といたしましては、自治体の情報システムの標準化、共通化にかかる経費がそのまま増額ということになってございます。こちらにつきましては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律というものがございまして、住民基本台帳であるとか、固定資産税などの全部で20業務を、これらのシステムに関して平成7年度末までに国が策定する標準仕様に準拠したシステムに移行することが義務づけられております。そのうち町においては18業務が対象になるわけでございますが、機能面ではそういった標準仕様に準拠したシステム、そして環境面においては、ガバメントクラウドという制度の認証を受けたクラウド環境で運用することが求められている、こういったことで来年度具体的な作業といたしましては、標準指標との比較分析、こういった調査にかかる経費と、あと新しく導入するシステム、文字を同定する作業が必要になってくるんですけれども、こちらにかかる経費を合わせて1,500万円計上しているところでございます。

以上でございます。

【岸本委員長】 渡邊主査。

【渡邊主査】 それでは、4つ目の質問の公共施設予約システムのシステム改修の部分についてご説明させていただきます。大きく2つの改修を予定しておりまして、1つ目が施設予約システムの中で対応する面の追加の部分の費用というところでありまして、こちらはもともとの取決めで公共施設予約システムの中で管理する面と言いまして、施設の中の一番小さな単位の区分が100面までは追加があっても無償で対応できるというような事業者との取決めになっております。令和2年度から4年度に通算して210の面が追加になりましたので、差し引いた110の分の面の追加に対応する費用というのを施設を追加した団体で案分して負担するというものになっております。

それからインボイス制度対応という改修に関しましては、公共施設予約システムから適格請求書という請求書を今度新たに発行する必要がありますので、そちらに対応する改修を実施いたします。令和5年度の上半期で改修を実施しまして、10月からのインボイス制度の施行に合わせて適格請求書が発行できるように改修を行います。

以上です。

【岸本委員長】 先ほどの村瀬専任主幹の年号の間違ひがあったので、訂正させていただきます。「平成」から「令和」に変更させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

山田委員。

【山田委員】 まず1点目ですね。マーケティングに関する内容ということで、アンケート結果の分析と今まで以上のことを分析していくということですが、これに関して今年度アンケート調査をやっているかと思うんですけど、これに関しては結構町民の方からもいろんなアンケートの結果というのは、今回の町の令和5年度の予算の中でいろいろと活用されているのかなと思うんですが、それについても何かあればお願ひします。

それと2点目は、書かない窓口ということをやっていくと、デジタル化ということでもありますけど、これに関してなかなか全ての方に対応できるのかなと、来庁された方が、これに関しては丁寧な対応というのも必要になってくるのかなと思います。

あともう一つ、キャッシュレス決済というところでもありますけど、これに関して、ここで聞いていいのかわからないんですけど、キャッシュレスのデジタル化によって今度キャッシュレスに対応するための手数料というものが町では発生するのかなと思いますけど、それについてどう考えているのかお願ひします。

取りあえずその2点でいいです。

【岸本委員長】 小林課長。

【小林企画政策課長】 今年度につきましては、eマーケティングを使ってアンケートを4件行ってございます。その結果につきましては、翌年度以降令和5年度以降の事業の実施の参考というか、それはその結果を生かしてございます。また、そのアンケートについてさらに制度設計ですとか、そのアンケート結果をより効果的に事業に反映させるために、さらなる研修を行っていくというものでございます。よろしくお願ひします。

【岸本委員長】 渡邊主査。

【渡邊主査】 それでは、キャッシュレス決済の手数料の部分についてお答えいたします。キャッシュレス決済の手数料は、委員がおっしゃるとおり、実際に運用を始めた以降に関しては、手数料というものが発生してきます。今情報を集めているところではあるんですけども、例えばクレジットカードでしたら何%、二次元コード決済でしたら何%というような形で、それぞれお使いになるキャッシュレスの決済の手段によって手数料が変わってきまして、基本的には決済1件当たり幾らというような形で割合を掛けた手数料が発生してくるようになります。

以上です。

【岸本委員長】 渡邊主査。

【渡邊主査】 書かない窓口での対応というところで、おっしゃるとおり、マイナンバーカードをお持ちの方がそのカードを活用して申請書を書かない対応ができるようになるというところなんですけれども、もちろんカードをお持ちの方が対象にはなってくるころではあります。一方で、カードをお持ちの方がスムーズに申請書を作成して、結果、窓口の混雑が避けられるようになってくることで、お持

ちでない方に関しても窓口が混雑しないというところで滞在時間を減らすような効果も見込むことができると考えております。

以上です。

【岸本委員長】 もし具体的なものがありましたら、町民窓口等で質問もあると思いますので、お願いいたします。

他にございますでしょうか。

吉田委員。

【吉田委員】 大きく2点質問させていただきます。1点目、マーケティング推進事業費でございますが、委託料を本年度増額しておりますけれども、いろいろなところから声も聞こえておまして、増額することはあれかなと思いますけれども、昨年の実績を基に今年度この増を見込んだ根拠じゃないですけど、これの説明をいただければなと思います。

もう一点が、企画費、デジタル推進事業費のところでございます。ここの委託料もまた増額となっておりますけれども、先ほどご説明がありましたので、内容に関しては再度説明は結構ですけれども、先ほど説明があったところで必要な設備が全て整うのかという点、もう一点、近隣自治体との格差ですね。先ほどご説明があったところで格差がないか、また近隣自治体との連携、話合いの場を持っていたりだとか、整えるバランスであったりとか、その辺の連携が取れているのかという点をご質問させていただきます。

【岸本委員長】 山下主査。

【山下主査】 ご質問いただいた研修のところでございますが、総合計画の第1次実施計画を令和3年度から開始いたしました。その計画期間に合わせて他の計画も策定していただいているところです。令和5年度、6年度にかけて町民のニーズを把握した上で新たな計画などを策定していくというところが出てきますので、そういった意味でアンケート研修をしっかりと実施して、町民の皆様のニーズを把握した上で計画に落とし込んでいくということで、マーケティング研修を厚く実施していきたいと考えております。また、ほかにもデータの活用をしていきたいと考えておりますので、そういった研修も考えていきたいと考えております。

以上でございます。

【岸本委員長】 渡邊主査。

【渡邊主査】 大きな2点目の必要な設備が全て整うかというところでお答えさせていただきます。例えばなんですけれども、書かない窓口というところであれば、今考えているものとしましては、マイナンバーカードを置いて申請書の種類を選択してというような自動で発行する、セルフでお客様に操作していただくような交付機というものを考えております。また、キャッシュレス決済というところでしたら、既存の電子申請のシステム、あるいはLINEの公式アカウントの管理システムとキャッシュレス決済というものを連携するような設定等を行う予定でありまして、令和5年度予算の中の費用として必要な設備を全て賄うというようなところで考えております。一部は例えば電子申請のシステムとか、LINEの公式アカウントに関しては、既存のものと組み合わせるような形で賄うというような対応を考えております。

以上です。

【岸本委員長】 村瀬専任主幹。

【村瀬専任主幹】 近隣との格差みたいなご質問でございますけれども、県内の自治体で多くこういった取組が進められているということは認識しております。キャッシュレスに関しても同様でございます。具体的にどこかということでは今把握していないところはあるんですけども、極近隣の自治体においても、キャッシュレスに関しては導入を終えているという状況でございます。また、近隣との連携といった部分でございますが、こちらにつきましては、湘南広域の場もございます。2市1町で定期的に情報交換しておりますので、そういった中で様々な新しい取組についても、DXの取組についてもそれぞれ情報交換させていただいて、その上で各自治体に落とし込めるというか、取り込めそうなものについては、それぞれの自治体で取り組んでいく、こういったスタンスでやっておりますので、そういった意味での近隣との連携ということになります。

以上でございます。

【岸本委員長】 吉田委員。

【吉田委員】 マーケティングのところは承知しました。こういった時期ですので、意見もたくさん聞ける場を用意することは非常に有用かと思っておりますので、ぜひ活用していただければと思います。

また、デジタル推進事業費はご説明いただいたところは整うということでした。また近隣自治体はよく向こうで、寒川はこれが足りないねというのはもちろん全部が全部完璧にそろえるというのは無理だと思いますけれども、近隣自治体の状況把握はしっかり行っていただきたい。

私がそれについて言いたかったのは、ご答弁にもありましたけれども、こういうところをそろえるために湘南広域は本来あるべきだと私は思っておりますので、ぜひ担当課からも積極的に湘南という地域の中で連携が取れるような形を模索していただきたいと思いますが、この場ではここまでにしておきます。答弁は、あれば結構です。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

小林課長。

【小林企画政策課長】 湘南広域につきましては、まず第一に町民の利便性向上といったところで、全体的にその辺を2市1町の課題ですとか、あとは効率的にどう事業に取り組んでいくか、その辺をよく検討して事業を進めていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

茂内委員。

【茂内委員】 よろしくをお願いします。マーケティング推進事業のことなんですけれども、町では町長への手紙とか、あとまちづくり懇談会とか、町民の声を聞く場がたくさんある中で、eモニターについては、やりやすいといえますか、そういうのでいいなと思うんですけども、これは今何人ぐらい登録の方がいらっしゃるのかなと思ひまして、お聞きしたいと思ひます。

【岸本委員長】 小林課長。

【小林企画政策課長】 令和5年3月1日現在で402人いらっしゃいます。

以上でございます。

【岸本委員長】 茂内委員。

【茂内委員】 電子メールができる方がということで、eモニターができるか、登録だと思うんですけども、若者の方のほうが多いんでしょうか。その割合といいますか、年代別にもし分かれば教えていただきたいなと思います。

【岸本委員長】 小林課長。

【小林企画政策課長】 割合が一番多いのは40代の方が32%です。続きまして、30代の方が106人26%、次が50代で72人18%、次が60代で37人、次に20代が36人という内訳になってございます。また、全体の男女比率につきましては、女性が約7割、男性が3割という内訳になってございます。

以上でございます。

【岸本委員長】 茂内委員。

【茂内委員】 ありがとうございます。eモニターのアンケートをやってくださいとお願いしたときに、大体の方は皆さん答える率といいますか、アクションを起こしてこない人も中にはいるかと思うんですけども、回答率はどれぐらいなんでしょうか。

【岸本委員長】 小林課長。

【小林企画政策課長】 質問内容にもよるんですけども、大体6割ぐらいになってございます。5割から6割といったところを推移してございます。

以上でございます。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

関口委員。

【関口委員】 同じく今のマーケティングの関係なんだけど、住民基点の施策等の立案に向けての動きになるわけですけども、先ほどの答弁の中にもあったように総合計画の中でのいろんな展開の話がありましたけども、令和5年、6年にかけていろんな調査をしながら、建設等を含めて調査しながらその方向に持っていくということなんだけど、持っていくところがどういう形になっていくのかというのが見えないんだけど、ここでもっているいろんな形でまとめたものをこちらからの投げかけだったり、向こうから町民からいただいたものだったりというものを含めて、どういう形で5年、6年にかけて持っていこうとしているのか、その辺について目途を明確にした上での動きにはなっているんだろうと思うんですけども、その辺についての見解をいただけますか。

【岸本委員長】 小林課長。

【小林企画政策課長】 総合計画を推進していく上で目標を立ててございます。この目標設定につきましても、我々だけの考えの設定といったところで、町民の主に現場というか、町民の立場での思いといったものをアンケート等で把握しながら、その目標設定も、1回定めたらそれが正しいというわけではなく、それが正しいのかどうか、そういうチェック機能、そういうものもアンケート調査を行って反映していきたいと考えてございます。ですので、今全ての施策や事務事業を行っていく上で町民の声というものを反映しながら総合計画を推進していきたいといったところでございます。

以上でございます。

【岸本委員長】 関口委員。

【関口委員】 そうするとそこで大事なものは、もちろん町民の考え方というものをしっかり把握していくということも大事だと思います。しかし、2040をつくっている行政として、行政がどういう方向性に持っていかうとするか、この辺が明確でないと、どこに持っていきたいか、そのために血肉をどうやって受け取っていくかということが大事だろうと思うんですよ。ですから、その利用というものをしっかりと基点を定めた上で町民の皆さんに投げかけていかないと、町民の方たちの出していただきたいいろんな意見だとか、考え方というものがぶれてしまったらまとまりがつかなくなりますので、そういう意味では行政側がこの方向に持っていくためのリード、こういったものが、もちろんゼロの部分でやることもあるかもしれないけども、ただし、2040という基本的なものがあるわけですから、これをどうやって推進するかということと、併せてその中で出てくるもので見直しをかけながらその方向に持っていく、こういうやり方も含めていろんな意見を聞くのもいいんですけども、これをいただいているだけで、生きていかなければ意味がないわけですから、そのためにはしっかりとしたリードを取りながら、よりよい方向に持っていく、こういう職員の、ある意味では育成というものもしっかりやりながら投げかけていかなければ、より一層の2040の充実にはつながっていかないとしますので、その辺についていま一度見解をいただけますか。

【岸本委員長】 小林課長。

【小林企画政策課長】 総合計画2040につきましては、委員おっしゃるとおり、終着点、目的がぶれる、そういうのはあってはならない、目的はしっかり町としても持っています。アンケート等を実施して、その手段が間違っていないかどうか、その辺を検証していきたいと考えてございます。ですので、目的については町民分かりやすく行政から説明する必要もあろうか思いますけれども、その目的に向かって手段が間違っていないかどうか、そのチェック、そういうものだと考えてございます。

以上でございます。

【岸本委員長】 最後、副委員長から。

柳田副委員長。

【柳田副委員長】 前段の委員の方々と同じ質問になるんですけど、マーケティング推進事業とデジタル推進事業に関してで、令和3年度までマネージャーを登用していてノウハウを吸収しながら足りない課題の部分は昨年度から研修でといった経緯の中で、答弁にもあったように、既存の事業に『「高座」のころ。』を取り入れていきながら新たなブランド施策をつくり上げていくべく検証を行っていきたくと、今年に関しましては、先ほど答弁がございましたように、アンケートの結果だとか分析だとかを今年やっていくという中で、委託費が1.8倍増加している中で、中長期的に何を目標にして単年度予算に反映させているのかということを知りたいんですね。例えば中長期的にブランドすることで、総合計画だったら130ページぐらいに人口を増やしたいとか、流出を抑えたいとか書かれていると思うんですけど、中長期的にどのような施策の下で単年度予算に反映させているのかという点を1つ伺います。

2点目なんですけど、デジタル推進事業ですね。こちらは先ほど答弁いただいた中で、当てはまるかどうか分からないんですけど、平成25年度から専門的知識を持った方に外部監査を実施していると思うんですけど、令和2年、3年度はコロナでやっていません。その中で5年度の予算というのは、実施し

ているかいていないか分からないんですけど、予算の中に含まれているかどうかという点をお伺いします。

もう一つは、業務継続計画ですね。こちらの情報システムに関する業務継続計画の中で、現在策定を進めているところだと答弁が以前ございましたので、こういったことも予算に入っているのかどうかというのを伺います。

最後に、書かない窓口だとか、待たない窓口、行かない来させない窓口とか、いろいろデジタル化の中でB I ツールだとか、キャッシュレスを導入することで、何時間ぐらい職員の方々の作業が短縮されると算出しているかとか、どのぐらい負担軽減の効果があるのか、どのように予算に算出しているのかお伺いします。

【岸本委員長】 山下主査。

【山下主査】 マーケティングについて中長期的にどう進めていくかというところでございます。マーケティングにつきましては、民間では売れ続ける仕組みづくりと言われます。行政にとっては選ばれ続ける仕組みづくりだと捉えております。それは住んでいただくのに選んでいただいたりだとか、仕事をする場、遊びに来る場、観光しに来る場、いろんな意味がありますが、そういった意味で選ばれ続けるためにどういったことを中長期的に進めるかというところでございます。

先ほどご説明したとおり、第1次実施計画が令和6年度で終わりますので、令和5年度、6年度にかけて進めていくという中で、来年度はアンケートの研修を実施することで町民の皆様のニーズをしっかりと把握できるように職員の力をつけていこうと考えております。

政策だとか事業を考えていく上では、住民の皆様のニーズが一番大事だろうということで、来年度実施するんですが、ほかにも世の中の動きだったりだとか、他の自治体の動き、あとは自分たちが今どういう位置にいるのかというところをしっかりと把握した上で総合的にいろんなことを含めて政策だとか、事業を考えていく必要があると考えております。

そういった意味では、アンケートの分析という中では、アンケートを実施して、それで満足してはいけないので、その数字を使ってどういうことが考えられるのか、データを読み解く力というのにも必要になると思いますので、来年度はそういったところもアンケート研修の中で実施していくとともに、結構マーケティングも始めて、いろいろ試行錯誤して進めている中では、来年度はアンケートが今重要だろうと思っているんですが、再来年度どういったことが必要なのかというところは、また最終的に選ばれ続ける仕組みづくりをするために何が必要かというのを常に考えながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

【岸本委員長】 渡邊主査。

【渡邊主査】 それでは、2点目のデジタル推進事業費の外部監査のご質問についてお答えします。こちらは令和4年度と同額で計上させていただいております。令和4年度は今実際に委託の事業者の協力を得て監査もこれから年度末までに実施するというようなところであります。

それから、大きな3点目で、業務継続計画ICT・BCPの策定ですけれども、こちらは予算の中には計上しておりません。

それから、4点目の新たな取組に関する職員の業務の効率というところなんですけれども、書かない窓口やオンライン申請、キャッシュレス連携等の取組に関しましては、町民の方の利便性向上というところを大きな効果として見込んで取組として進めようと考えているところでありまして、結果的にオンラインの取組が増えれば職員の当然業務の効率化にもつなげていけると考えているんですけれども、まずは町民の方の利便性向上を考えているところでありまして、職員の業務がどのぐらい圧縮できるかというところに関しては、試算していないところでありまして。

以上です。

【岸本委員長】 柳田副委員長。

【柳田副委員長】 デジタル推進事業に関しては分かりました。マーケティング推進事業に関しても、中長期的なものを決めるというよりは、単年度単年度試行錯誤しながら予算計上していくという考え方でいいですかね。どちらかというブランディングは1年、2年とかじゃなくて、10年、20年とか継続しながらやるほうが効果的だなと思いますし、例えば鎌倉の大仏様も1000年たてばみんな知っているじゃないですか。そんな感じで積み重ねだと思しますので、その中でもし自分の考え方でですけど、中長期的なものがあるって、例えばブランディングの最終ゴールみたいな感じで、ブランドが上がるということは地価が上がるので、地価が上がるということは固定資産税で豊かになるとか、そういった政策がある上で単年度に落とし込むのかなと、これは僕個人の感想なんですけど、町としては単年度で試行錯誤しながらやっていくという解釈でよろしいでしょうか。

【岸本委員長】 小林課長。

【小林企画政策課長】 委員おっしゃるとおり、こちらについては、長いスパンで考えているところがございます。ただ、当然結果も残していかなきゃいけないといった中で、先ほどと重複しますけれども、行政としましてはゴールというか、目指すところは住む場所、働く場所、遊ぶ場所などとして、選ばれる仕組みづくりといったところを考えてございますので、それに向かって単年度単年度に積み上げていきたいと考えてございます。

以上でございます。

【岸本委員長】 これにて質疑を打ち切ります。ご苦勞さまでした。暫時休憩をいたします。

以上で、企画政策課の審査を終わります。

委員の皆様、約2時間たちましたので、ここで休憩を取りたいと思います。

再開を11時5分、15分休憩いたします。よろしくお願いいたします。

【岸本委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

続きまして、企画部財政課の審査に入ります。執行部からの説明を求めます。

深澤企画部長。

【深澤企画部長】 それでは、続きまして、ただいま委員長からご案内のありましたとおり、財政課の予算審査をお願いするものでございます。説明につきましては関根財政課長から、また質疑等については出席職員全員で対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

【岸本委員長】 関根課長。

【関根財政課長】 それでは、企画部財政課所管の令和5年度予算につきまして、予算特別委員会説明（参考資料）により説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

予算書は46ページから49ページの2款総務費1項総務管理費4目財政管理費でございます。タブレット資料は2ページをご覧ください。

こちらは財政事務を行うための財政事務経費となりまして、旅費につきましては、県庁等への職員の旅費、需用費の消耗品費は、地方債や交付税といった参考図書購入費用、委託料は、統一的な基準に基づく財務書類作成業務委託料、使用料及び賃借料は、起債管理システムの借上料で、財源は全て一般財源となっております。

次に、タブレット資料3ページ、ふるさと納税推進事業費になります。こちらの事業内容は、町外の方から町へふるさと納税として寄附をいただくために、インターネット上の窓口サイトを利用し、クレジットカード等の決済、収納、返礼品の手配、配送を行うものでございます。需用費の印刷製本費は、ふるさと納税していただいた方に対するお礼状の制作料、役務費は、クレジットカード等の決済環境利用料、サイト掲載手数料、委託料は、返礼品の調達、手配、発送などの委託業務に対するものとなっております。

増額の主な理由といたしましては、これまでのクレジットカード決済に加えマルチペイメントに対応するための初期導入費や月額利用料などが新たに発生するためでございます。

なお、特定財源は歳入番号①、予算書32ページから33ページのまちづくり寄附金5,110万円のうち2,498万9,000円を本事業に充当するほか、まちづくり基金積立金へ2,611万1,000円を充当しております。まちづくり寄附金につきましては、寄附金の実績としては毎年増額となっておりますが、令和4年度の決算額を5,000万円前後と見込んでおり、令和5年度当初予算額を令和4年度当初5,179万円から69万円減した5,110万円としております。

次に、タブレット資料4ページ、財政調整基金積立金になります。予算計上額は預金利子分で、直近の定期預金利子を参考に計上しております。

下表の財政調整基金積立金の特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は32ページ、33ページの利子及び配当金の1行目、財政調整基金利子6万円となります。

次に、タブレット資料5ページ、公共施設整備基金積立金になります。財政調整基金積立金と同様に予算計上額は預金利子分となります。

下表の特定財源は、歳入番号①、予算書32ページ、33ページの公共施設整備基金利子の1,000円となります。

次に、タブレット資料6ページ、減災基金積立金になります。こちらも預金利子分となります。特定財源は、歳入番号①、予算書32ページ、33ページの減災基金利子の2,000円となります。

次に、タブレット資料7ページ、まちづくり基金積立金になります。こちらは預金利子分のほかに、ふるさと納税などによるまちづくり寄附金を積み立てるものでございます。

下表の特定財源でございますが、歳入番号①は、予算書32ページ、33ページのまちづくり基金利子の3万円と歳入番号②は、32ページ、33ページのまちづくり寄附金のうち、本事業へ2,611万1,000円を充当しております。

次に、タブレット資料8ページの土地開発基金繰出金になります。他の基金積立金と同様に予算計上額は預金利子分を計上しております。特定財源は歳入番号①、予算書32ページ、33ページの土地開発基金利子7,000円となります。

次に、予算書は54ページ、55ページの2款総務費1項総務管理費15目契約検査費でございます。タブレット資料は9ページをご覧ください。契約検査事務経費ですが、町が行う各種契約を円滑に行うとともに、その工事等が契約どおりに適正に施工されているかを検査する事務でございます。1節報酬につきましては、隔年で実施している電子入札共同システムの定期申請の年ではないため、会計年度任用職員の報酬が皆減、報償費は、優良建設工事の表彰記念品購入、旅費は、電子入札事務や検査事務の職員旅費、需用費の消耗品費は、契約事務及び検査事務のための事務用品等の購入、使用料及び賃借料は、建設副産物情報交換システムの利用料、負担金補助及び交付金は、電子入札共同システム事業の運用に係る負担金などとなっております。

続いて、下表の特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は34ページ、35ページ、総務費雑入の一番下の下水道事業事務費負担金につきましては、一般会計で支出しているもののうち下水道事業会計が負担すべき経費を歳入しているもので、電子入札共同システム事業運用負担金に特定財源として19万円を充当しており、その他の充当事業につきましては、下段の内訳をご参照ください。

次に、予算書は11款まで飛びまして、96ページ、97ページ、11款1項公債費1目元金でございます。タブレット資料は10ページをご覧ください。町債償還元金となります。令和2年度借入れの地方道路等整備事業債や令和元年度借入れの旭が丘中学校便所大規模改修工事などの償還開始があるものの、平成18年度借入れの寒川駅北口土地区画整理事業債や平成14年度借入れの臨時財政対策債の償還終了などに伴い減となるもので、財源につきましては、全て一般財源となっております。

続きまして、予算書は2目利子でございます。タブレット資料は11ページをご覧ください。町債償還利子となります。地方債の償還終了や償還年数の経過に伴う減があるものの、令和4年度新発債があることから増となり、財源につきましては、全て一般財源となっております。

続きまして、12款1項1目予備費でございます。タブレット資料は12ページをご覧ください。当初予算額といたしまして、前年度同様5,000万円を計上しております。

続きまして、歳入の一般財源分についてご説明させていただきます。タブレット資料は13ページ、予算書は18ページ、19ページの2款地方譲与税1項1目地方揮発油譲与税でございます。こちらは実績などから2,300万円を計上しております。

続きまして、予算書は20ページ、21ページの2項1目自動車重量譲与税で、実績などから7,000万円を計上しております。

続きまして、3項1目森林環境譲与税につきましては、実績などから501万円を計上しております。

次に、3款1項1目利子割交付金でございます。実績などから300万円を計上しております。

続きまして、4款1項1目配当割交付金でございます。実績などから3,500万円を計上しております。

続きまして、5款1項1目株式等譲渡所得割交付金でございます。実績などを勘案し2,500万円を計上しております。

次に、6款1項1目法人事業税交付金につきましては、令和4年度の実績を参考に7,000万円を計上

しております。

続きまして、7款1項1目地方消費税交付金でございます。こちらは実績などから9億8,000万円を計上しております。

次に、8款1項1目環境性能割交付金は、実績を勘案し2,000万円を計上しております。

次に、予算書は20ページから23ページの9款1項1目地方特例交付金でございます。住宅ローン控除の減収補填措置分でございます。近年の傾向を勘案し5,000万円を計上しております。

次に、2項1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金でございます。科目設定として1,000円を計上しております。なお、交付の際には補正で対応してまいります。

次に、10款1項1目地方交付税でございます。普通交付税につきましては、不交付が続くと見込み計上せず、特別交付税につきましては昨年同様100万円を見込んでおります。

次に、11款1項1目交通安全対策特別交付金につきましては、近年の傾向を勘案し600万円を計上しております。

続きまして、予算書は28ページ、29ページの15款県支出金1項県負担金3目市町村移譲事務交付金245万1,000円でございます。こちらは県の事務の一部を町が移譲を受け処理することした事務に要する経費について、県から交付を受けるものでございます。内容は、旅券の発給申請の受理、鳥獣捕獲の許可、都市計画関係の許可等、福祉関係書類の受理や経由等などでございます。

次に、2項県補助金1目総務費県補助金1節総務管理費補助金の4つ目の市町村事業推進交付金57万9,000円でございます。地域子育て環境づくり支援事業費及び青少年健全育成事業費などへの補助金で、補助割合は2分の1となっております。各充当事業につきましては、タブレット資料15ページの別掲1に掲載してございます。

次に、予算書は30ページ、31ページの7目1節市町村自治基盤強化総合補助金1,835万1,000円でございます。こちらは県独自の補助金で、地域主権社会の実現に向け市町村の自主性、主体性を尊重し、権限移譲への取組や広域で行う事業などのために補助されるもので、補助割合は2分の1から3分の1となっております。各事業につきましては、タブレット資料15ページの別掲2をご覧ください。

続きまして、予算書は32ページ、33ページをご覧ください。16款財産収入1項財産運用収入1目利子及び配当金の一番下の株式配当金でございます。例年配当いただいております三光化学工業株式会社様分の配当を計上しており、その配当金につきましては、寄附者の篤志を尊重し、中学校費の教育活動充実事業費に全額充当しております。

次に、2項財産売払収入1目物品売払収入の予算書等売払収入につきましては、補正または決算対応として当初予算としては皆減となっております。

続きまして、予算書は32ページから35ページ、タブレット資料は14ページをご覧ください。18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金は、7億3,127万1,000円を計上しております。財源の年度間変動に対応する目的で繰り入れるもので、財源不足を補うため前年度より3億5,527万1,000円の増、率にして94.5%の増としております。

続きまして、2目まちづくり基金繰入金は、1,514万4,000円を計上、こちらはふるさと納税をはじめ町への寄附を一旦積み立てたものを、寄附者の意向を踏まえ事業財源として繰り入れるものでございま

す。充当先は道路橋りょう維持管理事業費ほか11事業に充当しております。その他の事業につきましては、タブレット資料15ページの別掲3をご覧ください。

なお、各事業の事業内容につきましては、充当先が所管になりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、19款1項1目繰越金前年度繰越金2億8,000万円でございます。こちらは決算上の剰余金を見込んでいるものでございます。

続きまして、20款諸収入4項1目雑入、予算書は36ページ、37ページ、8節雑入の上から2番目の市町村振興協会市町村交付金1,243万7,000円でございます。ハロウィンジャンボ宝くじの収益金でございますが、この収益金が市町村に配分されるものでございます。

最後に、予算書は36ページから39ページ、21款1項町債でございます。町債につきましては、防災行政用無線維持管理事業債ほか10事業に対し総額16億3,360万円の借入れを予定しております。

なお、各事業債を借り入れる事業の詳細につきましては、所管課からの説明になりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【岸本委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

山田委員。

【山田委員】 2点ありますけど、まずふるさと納税なんですけど、いろいろふるさと納税のインターネットを使ったサイトとかがあると思うんですけど、今これは幾つサイトを活用しているのかお伺いします。

今回この中で委託料が増えていることになりまして、これに関しては返礼品のいろんな手続上のことでやっているということなんですけど、ここに関しては取りあえずここまで聞きます。

あと、次の財政調整基金なんですけど、今回7億3,127万円繰り入れているわけなんですけど、これに関しては主な使い方というのはここで答えられるでしょうか。お伺いします。

【岸本委員長】 今3点の質問ですね。ふるさと納税関連と財政調整基金の。関根課長。

【関根財政課長】 まずふるさと納税のサイトでございますが、現在3つのサイトをお願いしております。個別に申し上げないほうがいいですね。固有名詞になってしまうので、3つのサイトがあるということで、まだほかにも幾つかサイトはあります。そういう状況の中で今3つをお願いしているというような状況で、令和5年度も引き続き今3つのサイトを継続してと考えております。

以上です。

【岸本委員長】 あと委託料が増えた理由というか、その辺についてお答えいただければということです。

関根課長。

【関根財政課長】 申し訳ございません。委託料が増えた要因ということで、先ほど説明の中でも申し上げましたが、ふるさと納税をする場合に、今までですと、クレジットカードでの決済だったというところがありますが、最近は二次元コードを使った形、いわゆる丸々ペイといったものにも対応できる

ようにということでの改修はありますので、その辺りの増という形になります。

また、委託料全体につきましては、歳入が増えればその割合で歳出も増えるというようなところもありますので、近年増加傾向にある歳入とも連動した歳出予算という形になっております。

以上です。

【岸本委員長】 吉田副主幹。

【吉田副主幹】 財政調整基金の繰入先についてのお問合せでございます。財政調整基金につきましては、歳出と歳入の差に応じて一般会計が不足する場合に取り崩して繰り入れているところでございまして、具体化にどの事業に繰入れというのは特にございませんので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

【岸本委員長】 山田委員。

【山田委員】 財政調整基金のことに関しては分かりました。それでふるさと納税なんですけど、今回サイトに関しては3社使っているということで、分かりましたけど、あと委託料も増えるというところではクレジットプラスQRコードというか、何々ペイって手数料が増えているということなんですけど、実際サイトを3社使っているわけなんですけど、このサイトに対して手数料が発生していると思うんですけど、どの程度かかっているのか、かかる予想でいるのか、もしくは納税に対しての割合というのがあると思うんですけど、それについてお聞きします。あとそれとクレジットの支払いの手数料というのものも、もし割合が出ればお願いします。

【岸本委員長】 吉田副主幹。

【吉田副主幹】 サイトごとの経費の内訳でございます。まず、役務費の通信運搬費といたしまして、こちらはクレジット決済換金になりますが、まず1つ目、Aのサイトに対しましては、11万円となります。そしてBのサイトにつきましては、20万7,900円でございます。そして最後C社につきましては、こちらが一番多くて77万2,200円となっております。

そして続きまして、ふるさと納税のサイトの掲載手数料になってまいります。まずA社につきましては154万円です。そしてB社につきましては110万円ちょうどでございます。そしてC社につきましては159万600円となっております。

なお、それ以外にサイトとしてはA社に含まれるわけでございますが、クラウドファンディング用のサイトにつきましても経費につきましても予算上計上してございまして、こちらのクレジットに関する通信運搬費につきましては9,200円、またA社の中に含まれますが、予算に計上している分で9,000円でございます。そしてサイトの手数料としては12万1,000円の内訳となっております。

以上でございます。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

茂内委員。

【茂内委員】 ふるさと納税の推進事業についてお聞きします。先ほどの答弁にあったように、3つのサイトと契約して、ふるさと納税の事業が進んでいる中で、寒川町にとってふるさと納税が今どういう状態かというのをお聞きしたいんですけども、そのバランスですね。3つのサイトと契約して、またふるさと納税という事業の、ふるさと納税がいい状態かとか、ちょっと芳しくないとか、これから期待

するとか、そういったお考えがあればお聞きしたいなと思います。お願いいたします。

【岸本委員長】 関根課長。

【関根財政課長】 3社と契約しております、ほぼいいバランスで3社にそれぞれふるさと納税していただいているかなという状況ではございます。ふるさと納税全体の状況として、町にふるさと納税していただいて歳入としてある部分と、逆に町民の方が他の市町村にふるさと納税をして、結果、寄附金控除という形で税額控除されるんですが、その辺りのバランスのことかと思いますが、令和に入ってから歳入額、ふるさと納税していただいている金額も堅調に伸びてきてはおりますが、一方で、いわゆる流出額といいますか、税額控除の金額のほうが伸びが大きいというような状況で、流出の超過が年々大きくなってきているというような状況ではございます。

令和3年度を例にいたしますと、令和3年度のふるさと納税の歳入の決算額としては4,780万7,000円、それに対して令和3年中に町民の方がふるさと納税して、確定申告なりで税が控除された金額としては7,376万8,000円ということで、その差額がマイナス2,596万1,000円となっております。それに加えてふるさと納税の事業費がかかっておりますので、ふるさと納税事業費で2,359万8,781円かかっておりますので、合計すると、いわゆる実質的な赤字というのが、令和3年度でいうと4,955万9,781円と5,000万円に近い赤字というような状況でございます。

以上です。

【岸本委員長】 茂内委員。

【茂内委員】 現状をお聞きしましたが、いろいろ課題が出てきていると思うんですが、返礼品のこととか、これから開拓するということとか、もし何かありましたら、お聞きしたいと思います。

【岸本委員長】 関根課長。

【関根財政課長】 ふるさと納税に関する課題というところだと思いますが、先ほど説明の中でふるさと納税していただいた方へのお礼状を作成して、それを発送しているというのがありました。大体11月、12月ぐらいになるとふるさと納税の寄附額も伸びてくるといったところで、そのタイミングを図ってお礼状と、また今回もふるさと納税していただけたらという思いもあってお送りしているものですが、それももう少し早めてもいいのかなとは思っております。ですので、お礼状の発送のタイミングをもう少し検討する必要があるかなとも思いますし、委員にご指摘いただきました返礼品の拡充という部分では、もちろん新規開拓にも努めておりますし、ただ、なかなか返礼品の爆発的な増加というのは見込めないというようなところもありますので、既存の返礼品の、例えば2か月、3か月定期便みたいなものとか、あとは町内にスポーツ施設が幾つかございますので、そういったところの利用券等をふるさと納税の返礼品としてできないかというような検討を進めて、できれば町に来ていただいて体験型の返礼品の提供ということができないかなとは考えております。

また、先ほどサイトは3つお願いしていると言いましたが、それ以外にも幾つかサイトがございます。サイトを増やせばそれだけ経費がかかりますが、それ以上のふるさと納税の寄附が見込めるものであれば、サイトの増というものも今後検討する必要があるかなとは思っております。

以上です。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

関口委員。

【関口委員】 今回の予算編成に当たって、私は長いことやっている関係で、財政課長というのは予算編成に当たっては一番憎まれ役で、いつもたたかれて、よその課長から、本当に大変な思いをして予算編成をするわけですけども、まして近年はなるべく早めからということで、6月、7月辺りから予算編成の準備に入るといった形を取っていることを考えると、大変な長期にわたっての予算編成の苦労があったのではないかなと思っています。

前から言っていますように、私は、寒川町の町税100億円ということを考えてときに、これができたら本当に寒川は足腰の強い安定した財政の寒川町になるなど、こう思っています。そういった意味で考えたときに、今年度の町税の考え方が、町税が87億3,370万円、この数字というのは前年と比べると3億5,000万円の違いがあるんですね。僕は、積極的な予算編成ということもあるかもしれませんが、この数字ってすごいなと思っています。というのは、コロナが3年かかったわけですけども、やっとここでもって昨日からマスクは個人の自由、こういうことになって、コロナの3年間の終焉になりつつあるのかなという気もするんですけど、再度復活がないように祈るしかないんですが、本当にそういう意味から考えたときに、まだまだ事業者さん、また企業さんにしても、企業によっては、職種によっては非常に厳しい状況にある中で、町税がこれだけ伸びてきているということは、本当に頑張っていたというなことを考えますし、ありがたいなと思っています。そういった意味で先ほど企画部長からは予算の概要で話は聞きました。聞きましたけども、一辺倒の話をしているだけで腹の底からの話じゃないような気がしています。そういった意味で昨年度コロナ3年がたとうとしているときに、非常に厳しくなるだろうというものが、町内にお住いの方たちのご苦労のおかげで、頑張りののおかげでこういう予算編成ができた、また各担当課からは、相当な要求もあっただろうと思いますし、そういう意味ではこの予算編成の一般会計の173億2,500万円の編成を、部長の思いはたまに聞いたりしますけども、課長の思いって1回も聞いたことがないので、もちろん今そこにおられる職員の皆さんの努力だと思っていますので、そういった意味では代表して課長から今回173億2,500万円を積み上げた1つの思いを、部長には後でまた最後に聞きますけども、課長並びにそこにいる職員の皆さんの代弁として課長から、寒川がこれだけの予算編成ができたという総合的な思いをお聞かせ願いたいと思いますが、よろしくお願いたします。

【岸本委員長】 関根課長。

【関根財政課長】 発言の機会を与えていただきましてありがとうございます。前段で部長からもご説明がありましたとおり、5年度の計画事業費に比べると相当な増額の予算編成となっております。これを可能にしているのが、委員にもご指摘いただいたとおり、町民税の増というところが大きいかなと思っています。この数年コロナで先行きが見えないというところもあって、個人の町民税、法人町民税も歳入については厳しめに見ていたというところがございます。ただ、法人に関していえば、結果的には想定していたほどの落ち込みではなかったというところで、町内企業の底力の強さを改めて感じたところで、飲食業さんとかが確かに厳しいというところもありましたが、そこについては国のコロナの交付金等で補填されているという部分もありましたし、特に製造業については、想定以上の上振れがあったというところもありますので、5年度につきましても事前に聞き取り等をしている中では、落ち込

み等は見られないというところがありましたので、結果、歳入が確保できると踏みましたので、歳出もそれに合わせて積極的に予算が組めたというところがあります。特に令和5年度につきましては、給食センターが本格的に始まります。その辺りで投資的な経費という部分はかなり伸びております。道路の維持補修についても当初でかなりの金額を計上しておりますし、何より田端西地区の助成金がここでピークを迎えるというところがありますので、現役世代への還元ももちろんですが、将来を見据えて投資的な予算も組めたと思っております。今後田端西地区が進めば、それに見合った法人税、固定資産税の増というのも今後見込まれるというところがありますので、令和5年度予算につきましては、積極予算を組んで将来的にも明るい兆しが見えるのかなとは思っております。

以上です。

【岸本委員長】 関口委員。

【関口委員】 課長の話では、その程度のことしか言えないだろうと、もっと腹の中にはいろんなものがあるだろうと思うし、こんちくしょうと思いつつあった場合もあつたらうし、いやってみんなで喜んだ気持ちもあつたらうという気がしています。そういった意味ではこの積極予算をつくったということについては、町税は4.2%のアップですから、そういったことを考えると本当に15.6%の、全体ではということ考えたときに、すごい数字だと思っています。そういった意味では、民生費だとかの増というのは、これからどんどん高齢化とともに、どうしようもない部分もありますし、衛生費についても厳しい状況があるし、そういった意味ではどんどん投資が増えてくることは当然だと思いますけども、がゆえに税収がどうやって伸びていくかということも非常に大事だと思っています。

そういった意味では、町長も先ほど委員長の計らいでもって発言がありましたけども、2040の総合計画の推進の部分と、それからコロナ支援の部分、それから事業の見直しと膨らませる、いろんな意味での事業のしっかりとした捉え方、こういった3点を挙げての5年度予算だという話もしていましたけども、本当にご苦労さまでした。ともかく毎回毎回いい年があるわけじゃありませんから、そういった意味では一概にぬか喜びはいけないかもしれませんけども、でも、この実績として、この予算が組めたということは本当にすごいことだなと思いますし、これをどうやって展開して最後の決算に結びつけるかということが非常に大事になってくると思いますので、本当に課長以下皆さん、ご苦労さまでございました。

最後に部長から、もう少し先ほどの概要よりも突っ込んだ、言っちゃいけないところは言わないでいいですから、どうか思いをお聞きしたいなと思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

あとは、しっかりとした町民目線での事業展開をやっていただくということが我々の思いですので、そういうことも含めて部長としての見解をいただきたいなと思います。

【岸本委員長】 深澤企画部長。

【深澤企画部長】 いろいろありがとうございました。細かい点については、今、関根課長からお話しさせていただきましたので、私からは、細かい話を抜きにしたとしても、今ご質問の中で関口委員から町税100億円というようなお話がございました。以前私が関口委員から言われたときには、はるか遠い雲の上のようなお話かなというような感じは受けていたんですが、実際のところコロナが徐々に明けつつある中で、過去最多の予算が組めた、その中で87億円という数字、これをどう捉えるかといったと

ころが、先ほど関根課長からもありましたけど、我々の基盤産業は多様性があるんだろうな、いろんな業種があって、本当にそういったところがいろんな場面で支え合っているというような平準化されたような産業基盤があるなという中で、底力というのが寒川町のポテンシャルとして非常に高いものだというところで再度認識するところでもあります。こういう時代の中だからこそ、皆様の納税に応えられるよう、我々としてもしっかりと政策を打っていかなくちゃいけないとは思いますが、昨年の決算のときもお話しさせていただいたんですが、余剰金が出たときの対応という中で現役世代への還元、将来に備える部分もあるんですが、現役世代への還元といった部分もありますから、そういったところは財政調整基金の積立残高を見ながら、しっかりと現役世代にどういう形で還元できるか、それによって地域の経済が回るということもありますので、そのバランスを我々としては重視しております。

国から発表されておりますGDPだとか、そういったものの上がり調子である中で、今だからここに投資をしていくといったところ、将来に向けての投資といった考え方、そこが我々として、ここは岐路に立っているのではないかという思いを持っています。

正直先行きまだエネルギー価格の問題だとか、物価高騰、円安、あと金利、こういったところはなかなか見えない部分があるんですが、それは将来の期待の部分もあるわけですけども、今投資しないでこの先の寒川町があるのかなといったところを考えていくと、今ある健全財政を背景にしながらでも、このタイミングで打って出ていくという積極財政というのは、我々としては将来に向けた1つの明るい未来を描いたものかな、町民の皆様にもお示しできるものかなとは思っております。

当然義務的経費だとか、そういったものは増えておりますが、一方では未来の投資についてもこの予算にはしっかりと盛りさせていただいておりますので、そういったところを町民の皆さんにお示ししながら、あとはしっかりと成果が出せるよう一つ一つの事業を積み上げて、しっかりとした成果、目標を持ちながら実際に展開していきたいと思っておりますので、また令和5年度決算のときには、いいご報告ができるように努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

【岸本委員長】 関口委員。

【関口委員】 ありがとうございます。ともかくこういう形での予算編成が、承認するしないはこれからの審議になりますけども、いずれにしてもこういうすばらしい予算が上程されていますので、そういった意味では我々もしっかり審査していくのと併せて、全てこれは、先ほども部長から話がありましたけども、企業、団体、それから町民の皆さん、こういったところに全て戻っていく部分ですので、要はこれが町全体の元気につながる、こういうことだろうと思います。そういった意味ではしっかりと事業展開をしていっていただくというのが、これからの各課の説明になってくるとは思いますけども、そういった意味ではしっかりとそんな目線で行政のこういう予算編成の打出しが町民の大きな元気につながっていく、コロナを打ち破って大きくつながっていくという形に展開していきたいなと我々も思っておりますので、よろしくお願ひしたいなと思っております。その話だけで見解は結構ですので、ありがとうございます。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【岸本委員長】 なければ最後に副委員長よろしくお願ひいたします。

柳田副委員長。

【柳田副委員長】 ふるさと納税推進事業と予備費について2点お伺ひします。まずふるさと納税ですけど、普通交付税不交付団体としては不利な条件であるのは事実だと思うんですね。本来得られる住民税が減収になってしまえば、行政サービスの低下や財政の硬直化の要因にもなりますし、収入が減っても不交付団体のために交付税で補填されない、本当に不利な条件だなと思います。

その上で地方交付税の交付団体にとっては、ふるさと納税は、住民税が減収した場合でも税収の75%分が地方交付税で補填される、これは交付団体は補填されるけど、不交付団体は補填されない、しかも結果的には地方交付税の財源を圧迫する要因にもなる、そんな条件の中でそれでも取り組まないと、税額控除の分だけ丸々損失になったり、税額控除の額と事業費から寄附金を引いた、さっき言ったのは5,000万円ぐらいですよ。その赤字をどれだけ今後減らしていくかというのが課題になっていくと思います。

単にサイトを増やしても、それに見合った寄附はないともちろん損ですし、約1,700も自治体がある中でみんなやっているの、どの自治体も魅力的で、寒川も魅力的だし、市場でいえばレッドオーシャン的な市場だと思うんですね。その中でどう取り組んでいくか。先ほど答弁にございましたように、お礼状を送ったりだとか、拡充に向けてとか、施設の利用券とか、町を売り出していくというのはすごくいいことだと思うんですけど、個人的にいろんなサイトを見ている中で、小さい自治体ほどプロジェクト系が多いのかなと。寒川でいえば、新幹線の駅のために寄附してくださいだとか、富裕層向けだとか、そういった向けの営業的なものが最近のトレンドになっているのかなと思うんですけど、そうしたら今年予算をつくる上でそういった変わった取組などがあればお伺ひします。

2点目、予備費なんですけど、毎年5,000万円というのは、慣例的なものなのか、それとも根拠があるのかどうか。例えば予備費といえば、地方自治法第217条1項・2項に基づいて議会で否決したことに使うことはできない限りは予備費の支出というのは議決が必要でないんだし、首長の権限で行うことができる性質を考えると、自然災害だとか、いつ発生するか予測できないものに使うべきだと個人的には思うんですけど、どのような考えの下で5,000万円なのか、2点お伺ひします。

【岸本委員長】 関根課長。

【関根財政課長】 2点いただきました。まず1点目、ふるさと納税の変わった取組があればというようにご質問でございますが、取り立ててこれが変わった取組だというのは正直ございません。今ある返礼品をどうPRしていくかというところにはなります。クラウドファンディングの部分で猫の不妊去勢というところでのふるさと納税がありますが、例えば今後は町が展開する各事業で人が呼び込めるようなものに対してのクラウドファンディングができないかとか、そういった部分では検討する余地があるかなとは思っております。

また、2点目の予備費5,000万円の計上ということで、予備費の使途については、議会にお諮りするいとまがない緊急性を要するものというところで、緊急的な修繕ですとか、災害対応といったところがございますので、予備費を無用に金額を上げるということは、芳しくないだろうというところがございますので、ここ数年結果としてコロナ対応とかもございまして、補正で増やさせていただいていると

というような現実がございますが、当初としては5,000万円で何とか年間乗り越えられるようにと考えてございますので、ここについては特段増額とか減額とかではなく、5,000万円程度が一定の基準なのかなといったところで計上してございます。

以上です。

【岸本委員長】 それでは、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で財政課の審査を終わります。暫時休憩いたします。

【岸本委員長】 休憩を解いて、改めて午後の会議を再開いたします。

この後企画部最後の課になります広報戦略課の審査に入ります。それでは、執行部の説明を求めます。深澤企画部長。

【深澤企画部長】 それでは、午後もよろしくお願いいいたします。ただいま委員長からご案内のありましたとおり、企画部最後となりますが、広報戦略課の予算審査をお願いするところでございます。説明につきましては青木広報戦略課長から、また質疑等については出席職員全員でお答えさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

【岸本委員長】 青木課長。

【青木広報戦略課長】 それでは、企画部広報戦略課所管の令和5年度予算につきましてご説明させていただきます。なお、説明に当たりましては、お手元に配付させていただいております予算書及び予算の概要、また、タブレットのファイル番号040広報戦略課にございます予算特別委員会説明資料を基にご説明させていただきます。

予算書は、50ページから51ページの2款総務費1項総務管理費8目広報情報費でございます。タブレット資料は2ページをお開きください。最初に、広報プロモーション活動事業費でございます。この事業は、広報紙、広報版、ホームページ、メール配信サービス、SNSなどの様々な媒体を活用した情報発信を行うとともに、町民の町に対する愛着心の醸成と町の認知度向上によってターゲットとなる人たちの移住定住の可能性を高めるために、町のブランディングにのっとった情報発信とコミュニケーション活動を行うものでございます。

7節報償費については、様々な媒体への可視化などデザイン業務をメインとしたマーケティングマネージャー1名の謝礼、及び新たに今年度リニューアルした町ホームページや移住ポータルサイト等に今後搭載していく町の潜在写真の作成をカメラマンに依頼するための謝礼でございます。前年度との比較で増となっている理由については、備考欄に記載のとおり、当該カメラマンへの謝礼分の皆増によるものでございます。

次に、8節旅費については、神奈川県市町村広報広聴連絡会や移住定住関連の会議等の出席に係る職員の普通旅費、10節需用費の消耗品は、ブランド醸成活動や広報掲示板用の消耗品でございます。次の印刷製本費は、『「高座」のこころ。』ガイドブックや移住相談ノートの増冊分でございます。前年度からの比較で減となっている理由は、令和4年度において昨年6月から開始しました記念広報紙贈呈事業のスタートアップにかかる消耗品を計上しておりましたが、令和5年度についてはそれが皆減となったことによるものでございます。

次の11節役務費は、通信運搬費、保険料及び広告料でございます。通信運搬費については、「広報さむかわ」の関係機関への郵送料をはじめ、記念広報紙贈呈事業の記念品郵送料でございます。保険料については、役場前交差点付近の3面啓発灯及び役場正面玄関入口の大型モニター分の保険料でございます。広告料については、移住定住の促進に向けターゲットとしている町外の方や、実際に移住を検討している方に対する直接的遡求活動の強化を図るため実施しております住宅情報サイト広告及びSNS広告等の展開に係るものでございます。

12節委託料は、「広報さむかわ」制作業務のほか町ホームページやメール配信サービスの運用業務、広報紙等の全戸配布業務、移住ポータルサイトの保守業務、『「高座」のころ。』推進実行委員会へのブランド醸成業務、地域コミュニティ放送レディオ湘南を活用した広報番組制作業務に加え、令和5年度新規の取組となりますブランドステートメント啓発用コンテンツ制作業務委託の計8本でございます。ブランドステートメントにつきましては、令和4年12月会議において企画政策課より報告がなされているものになりますが、ブランドスローガン『「高座」のころ。』が意味する穏やかさ、優しさ、あたたかさ。を町民の皆様により分かりやすく伝えていくため、町のブランドに対する姿勢や思いを自発的に発信する、いわば宣誓書でございます。このたび新たに計上させていただきました委託料は、このブランドステートメントを広く周知していくためのコンテンツ制作に係るものでございます。具体的には役場前交差点付近にある3面啓発灯への看板設置をはじめ町内の全広報掲示板へのラッピング、さらには町内事業所に町外からお勤めされている皆様にも町をより知っていただきたいということから、ステートメント入りのマスクケース等を製作し、ご協力いただける事業所の社員食堂に配架していくことを想定しております。

なお、事業所向けのコンテンツには、ブランドステートメントのほか町ホームページや移住定住ポータルサイト、町広報紙など直接閲覧できるよう、それぞれの2次元コードも合わせて掲載していく予定としております。前年度との比較で増となっている理由については、このステートメントに関する新たな取組によるもののほか、広報紙製作業務委託における社会環境情勢等を背景とした紙代等の高騰に伴うものが大きな要因となっております。

次に、13節使用料及び賃借料は、新聞等の著作物複写利用料とブランドの可視化や動画編集に資するソフトライセンス使用料でございます。次の18節負担金補助及び交付金は、公益財団法人日本広報協会への負担金となっております。

続いて、下の表をご覧ください、当事業に充当している特定財源でございます。まず歳入番号①、予算書は30ページから31ページの県支出金自衛官募集事務委託金については、法定受託事務である自衛官及び自衛官候補生の募集事務のうち、広報紙への記事掲載に対して配分されるものでございまして、予算額の全額を「広報さむかわ」制作業務委託料に充当しております。

続いて、歳入番号②、予算書は34ページから35ページの諸収入広報掲載料については、公益財団法人神奈川県市町村振興協会が実施しています市町村振興宝くじ、通称サマージャンボ宝くじ及び新市町村振興宝くじ、通称ハロウィンジャンボ宝くじの販売について、広報紙等への掲載協力をすることで、その収益金の一部が公益財団法人神奈川県市町村振興協会から交付されるものでございまして、予算額の全額を「広報さむかわ」制作業務委託料に充当しております。

続いて、歳入番号③、予算書は同じく34ページから35ページの諸収入広告掲載料については、広報紙及び町ホームページへの広告掲載に関するものでございまして、「広報さむかわ」制作業務委託料及び町ホームページの運用委託料にそれぞれ充当しております。本事業におけるこれら特定財源の充当額合計は94万1,000円で、一般財源額は4,438万円となります。

続きまして、引き続き予算書は50ページから51ページ、タブレット資料は3ページをご覧ください。町の花スイセン制定50周年記念事業費でございます。この事業は、昭和48年4月に町の花スイセンが制定され、本年で50周年を迎えることから町民の皆様に町の花スイセンを改めて認識してもらうことを目的に実施するものでございます。概要といたしましては、町のボランティア団体、日本一のスイセンの町にする会スイセンズさんのご協力をいただきながら、子どもたちをはじめ町民の皆さんと一緒にスイセンを育てた後、町の玄関口である寒川駅北口都計塔周りへのスイセンスポット設置やさむかわ中央公園の桜並木へのスイセンロードの設置などを通して町の花スイセンをPRしていくものでございます。加えて開花時期が卒業式シーズンと重なることから、町内小学校の卒業式会場にもスイセンロードを設置し、児童たちの新たな門出に彩りを添えながら町への愛着新的醸成も併せて図っていきたいと考えております。7節報償費については、スイセンの開花に合わせて実施します写真コンテストの開催に係る入賞者用記念品でございます。次に、10節需用費消耗品費については、スイセンの球根やプランター、腐葉土等の購入に係る経費でございます。

続いて、下の表をご覧ください、当事業に充当している特定財源でございます。歳入番号①、予算書は34ページから35ページの繰入金まちづくり基金繰入金については、先ほど財政課でまとめてご説明したのようになりますが、需用費に334万2,000円を充当しており、本事業における一般財源額は3万円となります。

以上で、企画部広報戦略課所管の令和5年度予算の説明を終わらせていただきます。ご審査のほどよろしく願いいたします。

【岸本委員長】 説明が終わりました。質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

吉田委員。

【吉田委員】 毎度おなじみ、当課へは関心の強い方がいらっしゃいますので、お尋ねさせていただければと思いますけれども、ご説明の中で聞き漏らしちゃったかもしれませんが、フィルムコミッションに関する件でございますが、広報の関係で本年度どのような状況になっているのか、例えばお話が来ているであったりとか、そういったものがあるのかという点と、例えばブランディング等も今年度いろいろ力を入れていくでしょうから、力を置くカテゴリー、誘致に関してこういったジャンルのところから来てほしいとか、何か目標というか、思いというか、そういったものがあるのかという点、1点まずお尋ねさせていただければと思います。

【岸本委員長】 青木課長。

【青木広報戦略課長】 フィルムコミッションのお尋ねでございます。まず今年度の状況でございます。令和4年度2月末の数字になりますけれども、まず相談件数としては89件、これは令和3年度決算の数字でいきますと51件ですので、昨年度と比較し38件の増となっております。そのうち制約件数につ

いては21件、これは昨年度と比較して4件の増ということになっております。また、21件の内訳については、まずテレビが、これはテレビドラマ、バラエティーを含めて、テレビが14件で67%、それとテレビCMが4件で19%、それと映画が2件で9%、それとミュージックビデオが1件で5%という状況でございます。それと今後力を置いていきたいカテゴリー等があるかというお尋ねでございますけれども、現時点では、この媒体に例えばテレビに来てほしいとか、映画に来てほしいとか、そういったものがあるかと言われれば、現段階では特にこれというものは持っておりません。我々がフィルムコミッションを所管してから今年度で2年目ということで、現在はより実績を多く稼いで町民の皆様を知っていただきたいというような段階というか、フェーズにいるのかなと思っておりますのでございます。

ただ、現在、先ほど申し上げたとおり、内訳としてテレビが多い状況ではありますけれども、これまで経験している中で町民の皆様を知ってもらうという視点では、やりやすいのは映画だったなという思いがあります。といいますのは、周知期間が長い、劇場公開から終わるまでがずっと周知が継続してできるというようなメリットを今回感じておりますので、映画の話が来ればそういった意味からも力を入れてやっていく余地はあるのかなと感じているところでございます。

以上でございます。

【岸本委員長】 吉田委員。

【吉田委員】 件数は伸びていることは本当によいことだと思います。皆さんの努力の結果だと思っております。また、いろんな町民からも寒川町に移っていただいている話をよく聞きますので、これだけの制約につなげていただいたことは本当にありがたいなと思っております。

例えばアニメであったりとか、最近ですと、江の島なんかも舞台になりましたし、ああやってその地域が舞台になると非常に影響も大きいですし、ブランディングを醸成していく上で一助となりますので、何か目的意識を持っていくのもよいかとは思いますが、予算の審議の場所でございますので、その先は場所を変えます。何かあればご意見をいただければと思います。

以上です。

【岸本委員長】 青木課長。

【青木広報戦略課長】 ありがとうございます。今、委員からもアニメというお話が出ましたけれども、バスケットボールで有名な某漫画がございまして。これに関しては今ニュースになっておりますけれども、世界中の人の心を日本のアニメが動かすということで、近隣市が聖地になっているところがございます。そういった意味では、なかなかこれまで実績は、アニメというところはまだまだ寒川町はないところでありますが、近隣市の状況なんかも見れば、我々が目的としておりますシビックプライドの醸成だったり、認知度の向上だったり、地域経済の発展だったりということが一気に目的達成できるような可能性ももちろん秘めている媒体だと思っておりますので、そういう話があれば積極的に取りにいきたいと思っておりますし、またそういう話に来るように我々スタッフを含めて関係業者と密にコミュニケーションを取って、ぜひそういう話に来るような形にしていきたいなと思っております。

以上でございます。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

関口委員。

【関口委員】 スイセンの関係についてお聞きしたいんだけど、日本一のスイセンをという団体もありますし、なんだけど、50周年記念ということで、役場庁舎の入口であったり、桜並木のところであったりということなんだけど、334万2,000円の球根やプランターということを見ると、ここだけではなくして町内全体への展開ということも考えておられるのもあるという気がしますし、そういった意味ではスイセンの花に風が吹いてほしくないなって、そう思う本当に花だと思ふんだよ。すぐに倒れちゃうんだ、あれ。私の庭にあるんだけど、本当に立っていてほしいんだけど、なかなか立っていてくれない、でもやっぱり町の花としてすばらしいので、この50周年記念の行事も何らかの形でもって展開してほしいなと思いますし、ただ、時期的に今は最盛の時だよ。ということは、1年先の話になるのか、どういう形でこれは展開されていくのか、この辺についての流れとか、スケジュールを教えてくださいいただけますか。

【岸本委員長】 青木課長。

【青木広報戦略課長】 スイセンのお尋ねでございます。スケジュールということで、関口委員おっしゃるとおり、スイセンの開花時期が2月から3月ということになりますので、全体的なスケジュールとしましては、令和5年上半期に栽培用品や場所等の調整をしまして、実際に球根を植えて花を育てていくの、は現在では10月から開始していきたいと思っております。その後2月下旬から3月に咲く花を駅前と中央公園と小学校の卒業式にお持ちし、スイセンを啓発していくという全体的なスケジュールになります。

以上でございます。

【岸本委員長】 関口委員。

【関口委員】 いろんな展開の話も聞いたんだけど、展開の話が出なかったんだけど、どういう形で展開していくのか、場所であったりも含めて、コロナの関係がこういう形でもって若干なりとも落ち着いていますので、そういった意味では町制50年とは言わないでも、スイセン50年ですので、何らかの形でアクションを起こしてもいいのかなという気がしますし、そういった意味では金額的には330万円ですけども、有効ある形のものにしてほしいなと思いますので、その辺のことも含めてもうちょっと味をつけて、調味料を入れて話していただけるとありがたいなと思いますので。

【岸本委員長】 青木課長。

【青木広報戦略課長】 失礼いたしました。では、まず規模からいきますと、花の総数は全部で9,000本を予定しております。それを、直植ではなくて1つのプランターに4本から5本植えて、プランター数でいくと3,000でございます。それを公園と駅前と学校に配布していくということになります。プランター数でいえば、中央公園で約1,000プランター、駅の北口の都計塔が約400、各小学校で約170ずつを想定しているところでございます。

それとあと、この予算については、制定50周年ということで令和5年度分を計上させていただいていますが、この先も町の花というところは、1年だけじゃなく、町民の皆様にも知っていただきたいということもありますので、現段階の想定になりますけれども、令和6年度以降に来年のこの時期に花が咲き終わります。できた球根をブランドカラーでラッピングしたポットを用意して、それを球根とともに町民の皆様にも、例えば産業まつりですとか、人が多く見えるところで配布して、それぞれのご家

庭の中でそのブランドマークも掲げながら、スイセンも併せて育てていただくというような形でのブランド醸成というか、展開、そのようなことも想定しているところでございます。

以上でございます。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【岸本委員長】 最後、柳田副委員長お願いいたします。

【柳田副委員長】 広報プロモーション活動事業に関して2点お伺いします。あともう一点がスイセンに関して1点お伺いします。まず、広報プロモーション活動事業費についてなんですけど、紙代の高騰でどれぐらい具体的に上がって、予算に影響したのか、1点目にお伺いします。2点目なんですけど、ブランディング事業なので、何10年と長期的に続けてやると効果が出るのかなという中で、持続可能な事業にしていくためにも、費用対効果ですよ。4,500万円かける費用対効果、例えば何世代だとか、何人増加することを狙っているのかとか、何人何世帯減少流出を防ぐことを狙っているのか、そういった効果を期待しながらどのように予算計上しているのかお伺いします。

スイセンなんですけど、先ほど9,000本がプリンターで3,000本、そのあとのラッピング代、これの内訳でいいでしょうか。全部がその内訳でいいかお伺いします。

【岸本委員長】 青木課長。

【青木広報戦略課長】 それでは、まず最初に、順番は入れ替わるかもしれませんが、広報紙の紙代の増加分でございます。物価高騰に伴いまして紙代やインク代が15%から20%増加しておりまして、金額でいいますと、366万5,000円の増という形になります。

それと、3点目のスイセンの部分でございます。具体的な消耗品の内訳につきましては、まずプリンター、それとプリンター用のステッカー、そこに今やっていますよというステッカーを作ります。それとスイセンの球根が白と黄色で2種類、それと寒河江のギボウシも入れたいと思っています。それと腐葉土、それと先ほどお話ししましたポット、内訳としては以上になります。

それと最後の広報プロモーション活動事業費で狙っている効果というご質問でございますけれども、我々の広報プロモーション活動事業費には、当然広報紙の作成業務の分も入っておりますけれども、基本的には移住定住促進のためにこの事業を展開していくというところなんです。そういった意味では移住定住促進を実現する目的は、人口ビジョンの達成だと考えております。現在のところ人口ビジョンを策定してから、おかげさまで人口の目標数値はクリアしているというところでございますが、その増加分が鈍化していることも確かでございます。居住意向が、物価高騰なんかの影響にもより減ってきているところはあるかと思いますが、まだ、かろうじてといいますか、人口は増加している形になっておりますけれども、その増加分が鈍化しているというところはあるんですが、基本的には総人口でここに掲げた数値、それともう一個転入者数2,100人と目標を置いてはおりますけれども、そこを毎年度クリアしていくことをしっかり目標として置いていきたいなと思っております。

以上でございます。

【岸本委員長】 それでは、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。以上で、企画部広報戦略課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【岸本委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

これより総務部4課の審査に入りますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、総務部総務課の審査に入ります。執行部からの説明を求めます。

野崎総務部長。

【野崎総務部長】 皆様、こんにちは。これより総務部の4つの課の令和5年度予算について審査をお願いいたします。それでは、まず初めに総務課の審査をお願いいたします。説明は伊藤課長より、質疑につきましては出席職員により対応いたします。よろしくお願いいたします。

【岸本委員長】 伊藤課長。

【伊藤総務課長】 皆様、こんにちは。それでは、総務部総務課所管の令和5年度予算につきまして、予算書及び予算特別委員会説明（参考資料）により説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

予算書は、44ページから47ページの2款総務費1項総務管理費1目一般管理費でございます。タブレット資料は11分の2ページをご覧ください。一般管理経費でございます。報酬は、固定資産評価審査委員会の委員3名の報酬です。報償費は、町と法律顧問契約を交わしている弁護士への謝礼、旅費は、職員の普通旅費、需用費の消耗品費は、官報や定期刊行物、新聞などの購読料、国旗の購入費です。役務費は、アイジャンプの通信サービス料及びタブレット端末モアノートのクラウド使用料の通信運搬費、使用料及び賃借料は、タブレット端末機23台の借上料です。

なお、本経費は、総額で256万8,000円としておりますが、財源は全て一般財源でございます。

続きまして、タブレット資料は11分の3ページをご覧ください。秘書事務経費でございます。本事務経費につきましては、町長、副町長の秘書事務に係る経費でございます。報償費は、各種団体が開催するスポーツなどの大会に交付する表彰盾などの賞品代、旅費は、秘書担当職員の出張旅費、交際費は、主に慶弔関係のほか町長が町政執行上の必要から町を代表して交際を行うための費用です。需用費の消耗品費は、町が主催する賀詞交換会の会場用生花や慶弔袋、物故功労者の弔問時の生花や供物などの購入費、食糧費は、来客接待用のお茶や賀詞交換会の飲料等の購入費、印刷製本費は、賞状用紙の印刷費でございます。役務費は、特別職就任の挨拶状などの郵送料や式典用のテーブルクロスなどのクリーニング代、使用料及び賃借料については、町長車の運行に係る駐車場使用料、有料道路通行料及び自動車借上料、負担金補助及び交付金については、神奈川県町村会及び湘南地区町村会の負担金、扶助費については、町功労者のご逝去に伴う弔慰金でございます。

なお、当該経費は、総額で232万3,000円としておりますが、財源は全て一般財源でございます。

続いて、タブレット資料の11分の4ページをご覧ください。表彰関係経費でございます。本経費につきましては、寒川町表彰条例に基づき毎年11月の町制記念日に合わせ開催している町表彰式に関する経費で、地方自治の発展と住民福祉の向上に貢献された個人や団体、またスポーツ等で優秀な成績を収められた方を表彰しております。報償費は、表彰される方への記念品や功労表彰者用の記章を購入するための経費、需用費の消耗品費は、被表彰者の記念写真や式典会場用の生花など式典に係る経費、役務費

は、町表彰式における被表彰者の出欠返信用の切手代です。

なお、当該経費は、総額で26万3,000円としておりますが、財源は全て一般財源でございます。

続いて、予算書は46ページから47ページの2款総務費1項総務管理費3目文書管理費でございます。タブレット資料は11分の5ページをご覧ください。文書事務経費でございます。本事務経費につきましては、保存文書の適正な管理を行う経費や例規システムの適正な管理など文書事務の効率化を図る経費で、需用費の消耗品費は、加除式図書の追録代や文書保存箱、個別ホルダーなど文書保存に必要な消耗品購入代、役務費は、料金後納郵便料、委託料は、例規システム管理サポート業務、廃棄文書の裁断回収処理、公文書管理システム運用サポート業務の委託料です。主な増減理由につきましては、備考欄に記載のとおりとなっております。

下の表をご覧ください。本経費に充当している特定財源でございます。歳入番号①、予算書は34から35ページの下水道課の下水道事業事務費負担金354万2,000円のうち、例規システムの管理サポート業務の経費負担分として5万3,000円を委託料に充てております。こちらは財政課からご説明したのになります。

この特定財源の5万3,000円を事業費991万2,000円から差し引いた985万9,000円が、本事業に充てる一般財源となります。

続きまして、タブレット資料は11分の6ページをご覧ください。印刷事務経費でございます。本事務経費につきましては、印刷機器等の活用により事務の合理化や迅速化を図るための経費です。需用費の消耗品費は、印刷用紙や印刷機器の消耗品購入代、修繕料は、断裁機の歯の研磨費用です。使用料及び賃借料は、庁舎に配置している複合機24台、簡易印刷機、紙折り機、製本機の継続借上、オフセット印刷機からオンデマンド印刷機への更新及びミシン目カッターの新規借上げに係る機械器具借上料です。主な増減理由につきましては、備考欄に記載のとおりです。

下の表をご覧ください。本経費に充当する特定財源でございます。歳入番号①、予算書は34、35ページの下水道課の下水道事業事務費負担金につきましては、先ほどの文書事務経費と同じになりますが、354万2,000円のうち印刷機器の経費負担分として、11万2,000円を使用料及び賃借料に充てております。こちらは財政課からのご説明になっております。

次に、歳入番号②、予算書34から37ページの諸収入雑入のその他126万7,000円のうち、公文書公開に伴う複写費などによる歳入分10万5,000円を使用料及び賃借料に充てております。

この特定財源の21万7,000円を事業費1,195万1,000円から差し引いた1,173万4,000円が、本事業に充てる一般財源となります。

続きまして、タブレット資料11分の7ページをご覧ください。情報公開事務経費でございます。本事務経費は、情報公開条例や個人情報の保護に関する法律に基づき、情報公開制度及び個人情報保護制度を適切に運用するための事務に係る経費です。報酬は、情報公開制度運営審議会6名の報酬及び情報公開と個人情報保護の審査会の委員5名の報酬、旅費は、委員の費用弁償及び職員の普通旅費です。減の理由につきましては、備考欄に記載のとおりとなっております。

なお、当該経費は、総額で14万9,000円としておりますが、財源は全て一般財源でございます。

続きまして、予算書は54から57ページをお開きください。2款総務費1項総務管理費16目文書館費で

ございます。タブレット資料は11分の8ページをご覧ください。文書館管理経費でございます。こちらは寒川文書館の所管となります。報酬は、文書館運営審議会5名及び会計年度任用職員2名の報酬、職員手当等は、会計年度任用職員2名分の期末勤勉手当、共済費は、会計年度任用職員2名分の共済組合負担金と社会保険料、旅費は、文書館運営審議会委員と会計年度任用職員の費用弁償と職員の普通旅費です。需用費の消耗品費は、図書整理用品及び事務用品等の購入代です。役務費は、電話、ファクス回線の基本料金及び通話料、負担金補助及び交付金は、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会の会費です。主な増減理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

なお、当該経費は、総額で641万5,000円としておりますが、財源は全て一般財源でございます。

続きまして、タブレット資料は11分の9ページをご覧ください。文書館資料保存活用事業費でございます。本事業費については、公文書館法に基づき歴史的公文書、行政刊行物、古文書など寒川地域に関する記録資料を調査収集、整理保存し、利用に供するとともに、これらの資料を用いた普及活動や町史刊行物の発行を行うものでございます。報酬は、町史編集委員4名の報酬、報償費は、町史講座の講師への謝礼、旅費は、町史編集委員の費用弁償です。需用費の消耗品費は、展示及び保存関係や町史編集事務に係る消耗品代、印刷製本費は、寒川町史研究第35号の印刷代及び絵はがき集の製作代、役務費は、刊行物に係る郵送料の通信運搬費と筆耕翻訳料です。委託料は、保存資料を燻蒸するための委託料でございます。使用料及び賃借料は、文書館資料管理検索システムの借上料です。主な増減理由につきましては備考欄に記載のとおりとなっております。

下の表をご覧ください。本事業に充当している特定財源でございます。歳入番号①、予算書32、33ページの文書館の町史刊行物売払収入18万8,000円は、寒川町史をはじめ町史研究調査報告書などの冊子や絵はがき集などを販売するもので、全額を印刷製本費に充てています。

歳入番号②、予算書は34、35ページの講座等資料代1万5,000円及び歳入番号④、同じく予算書は34、35ページのその他、こちらは文書館資料の複写代金ですが、1万6,000円を消耗品費に充てております。

歳入番号③、アーカイブス実施負担金につきましては、令和5年度にアーカイブス実習の申込みの予定がないことから2万円を減としゼロとしています。

これら特定財源の合計額21万9,000円を事業費196万3,000円から差し引いた174万4,000円が本事業に充てる一般財源となります。

続きまして、予算書は60、61ページをお開きください。2款総務費5項統計調査費1目統計調査総務費でございます。タブレット資料は11分の10ページをご覧ください。統計調査事務経費でございます。本事務経費につきましては、神奈川県統計センターが所管する県単独・統計調査に係るもの、また統計の普及に関する経費でございます。統計さむかわ統計月報の発行をはじめ、登録調査員の研修、統計グラフコンクールの実施など、かかる経費の全額を県の交付金を財源として実施するものでございます。旅費は、県が開催する統計諸会議等へ出席するための職員の普通旅費、需用費は、統計調査事務に関する必要な消耗品費、役務費の通信運搬費は、統計調査員に対する各種研修案内等の郵送料です。

下の表をご覧ください。当経費に充当している特定財源でございます。歳入番号①、予算書は32、33ページの統計調査費委託金については、神奈川県統計センターが所管する県単独・統計調査及び事業に対して補助率10分の10で交付される県支出金で、全額を各支出科目に充当しており、本経費は、総額で

6万7,000円としておりますが、財源は全て特定財源でございますので、一般財源の持ち出しはございません。

続きまして、予算書は60、61ページの2款総務費5項統計調査費2目基幹統計費でございます。タブレット資料は11分の11ページをご覧ください。基幹統計調査事務経費でございます。本事務経費は、統計法に基づき実施される国勢調査や経済センサス活動調査などの基幹統計調査の実施に係る経費で、令和5年度については、住宅・土地統計調査、学校基本調査が実施されるほか、調査準備として国勢調査準備、農林業センサス、経済センサス基礎調査準備、経済センサス調査区管理を行う予定です。報酬は、統計調査員及び指導員並びに会計年度任用職員の報酬、職員手当等は、調査に伴う職員の時間外勤務手当、報償費は、住宅・土地統計調査の協力者への謝礼、旅費は、統計調査員及び指導員の費用弁償や調査説明会などの出席に係る職員の普通旅費、需用費の消耗品費は、基幹統計調査実施に必要な消耗品代、役務費は、通信運搬費で統計調査員及び指導員への調査関係書類等の郵送料です。主な増減理由につきましては、備考欄に記載のとおりとなっております。

下の表をご覧ください。本経費に充当している特定財源でございます。歳入番号①、予算書は32、33ページの基幹統計調査費委託金については、神奈川県統計センターが所管する国の委託統計調査及び事業に対して10分の10で交付される県支出金で、全額を各支出科目に充当しており、本経費は、総額で177万4,000円としておりますが、財源は全て特定財源でございますので、一般財源の持ち出しはございません。

説明につきましては、以上となります。ご審査のほどよろしく申し上げます。

【岸本委員長】 説明が終わりました。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

関口委員。

【関口委員】 1点、印刷事務経費の関係で、佐藤君が残念なことになって、あそこは印刷の関係が、もちろん今、課長の説明の中でペーパーレス化が進んでいるという話もありましたけども、ただ、行政印刷の関係については、あそこでもってされているとは思いますが、今の状況と今後どういう形に印刷をしていくのか、ペーパーレス化はペーパーレス化でもって、印刷経費が少なくなっていくというのはいいんですけども、この辺の現状と今後どういう形にしていくのか、よそに出すのは簡単ですけども、それでは高くつくからということをやっていた事業ですので、これについて1点お願いしたい。それからもう一つは、1点だけなんて言ったんだけど、ごめん。116万円ぐらいの町長交際費なんだけど、コロナもこうやって少し鎮静化している中で、相当数今度はいろんな会議が増えてくるんだろうと思うし、町長に対するお誘いとか、出席依頼も多分増えてくるだろうと思うんですが、これで十分賄っていくのかどうか、どのような形で予算どりをされているのか、それについてご回答をいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

【岸本委員長】 伊藤課長。

【伊藤総務課長】 まず、1点目の印刷関係のご質問にお答えいたします。ご質問にありましたとおり、職員に不幸があったというような状況もありました。これまで印刷室で利用していましたオフセット印刷機、こちらにつきましては、非常に長きにわたり使用していたという状況もありまして、機器の利用やメンテナンス、専門性を要するような部分も出てきておりました。また、機器の老朽化といった

ものも非常に進んでいったという中もありまして、我々としては、それに代わるような印刷機の導入というものを検討していたという矢先というか、中でこういう状況が発生してしまったという状況がございます。

それに伴いまして今回の新年度予算につきましては、オフセット印刷機ではなく、一般の職員でも効率よく効果的に利用ができると見込まれるオンデマンド印刷機を導入させていただくといった予算要求をさせていただいております。実際にあちらの部屋につきましては、一定程度機器の整理といったものもしなきゃいけない部分がありましたので、整理整頓等も含めて実施しているところでございます。

【岸本委員長】 米山主幹。

【米山主幹】 交際費のご質問についてでございます。町長交際費につきまして、令和3年度までの当初予算には120万円予算計上させていただいております。ところがコロナということで、委員もおっしゃっていたとおり、執行率が下がりまして、令和2年、令和3年度と30%程度まで落ち込んでおりました。これは委員がおっしゃったとおり、外で開催される会合ですとか、大会ですとか、お祝い事ですとか、そういったものが軒並み中止となったことによるものでございます。ここでコロナの状況が落ち着いてまいりまして、今後そういった会合だとかが回復の兆しが見えて、現在で見えております。今後もちろん復活してくるかと思っておりますので、今回予算としては116万5,000円と、120万円だと当時と比べて3万5,000円減額させていただいておりますけれども、今の時点で執行率、かつて平成30年度執行率が高かったとき、執行額が108万円弱だったということにも鑑みまして、今のところは116万5,000円で何とか賄えるだろうという判断でございます。ただ、今後またさらに会合ですとか、そういったものが増えてくる、また大変残念なお話ではあるんですけども、高齢化が進んでまいりまして、不幸事だとかというのが増えておまして、支出の中でも全体の相当数をご不幸事と今なっている状況です。そういったことも考えますと、来年度116万5,000円とさせていただいておりますが、年度末になって、そういった場合に支出が厳しくなるということも想定していく必要もあるのかなと思っております。その場合にはまた改めてご相談といいますか、検討してまいりたいと思っておりますが、引き続き予算として効率的な執行に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

【岸本委員長】 関口委員。

【関口委員】 そうすると伊藤課長から話があった印刷の関係について、オンデマンドの機械を入れるという話ですけども、ペーパーレス化でもって少なくなってきてはいるけども、だからといって、特別これが全てなくなってしまうんだということではないと思っておりますので、特に職員の場合は両刀でいかないと、機械と書類とということもありますので、そういった意味ではその体制をしっかりと構築しておいていただきたいなと思っております。委託すれば事は簡単かもしれませんが、それが目的ではないと思っておりますので、あくまでも内々でしっかりと予算体制をつくっていくという形をつくり上げてもらいたいなと思っておりますので、その点もう一度ご答弁をいただきたい。

それから町長交際費の関係については、いろいろな形で今日もびっくりするくらい大勢の方が新聞紙上でもって亡くなったというのが出ていました、大江さんを筆頭に。こんな方もお亡くなりになられたんだなという感じで、今言われるとおり、本当に高齢化の中で残念なことが続くわけですけども、どう

かその辺については、なくなって動けなくなっちゃうということは、絶対にあり得ないことですから、それはそれでいいんですけども、その辺については町長の動きが、活発化になることと、なっちゃ困ることがあるんですけども、物によってはだよ。だけど、その辺については十分町長交際としての配慮を事務方としてしっかりやっていただきたいなと思いますので、これについてはもう結構ですので、ただ、伊藤課長から印刷の事業の関係についてはご答弁いただきたいと思いますので。

【岸本委員長】 伊藤課長。

【伊藤総務課長】 ありがとうございます。今お話にもございました。1点ではペーパーレスといったことがございます。こちらについては、我々が通常事務で行っている部分につきましては、文書管理システムの導入等により紙の使用量等は一定程度減ってきているという状況はございますが、一方では庁舎内で印刷をしていた各種の配布物であったり、冊子だったりというものの印刷業務は、きちんと町として体制を整えてこれから進めていきたいと考えている部分です。

また、今回導入を目指しているオンデマンド印刷機については、カラーでの印刷というのが、現在我々が事務スペースで使っている複合機よりも安い金額でできるといったことが見込まれているので、そういう部分がオンデマンド印刷機に移行できることにより経費の削減といったものもできるのかなどは考えているところでございます。いずれにしましても、しっかりと進めていきたいと考えております。

以上でございます。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

茂内委員。

【茂内委員】 法律相談のことについてお伺いします。顧問弁護士の件なんですけども、利用件数及び裁判事件がありましたか、教えてください。

【岸本委員長】 伊藤課長。

【伊藤総務課長】 顧問弁護士についてのご質問がございました。実際に町で顧問弁護士さんに対しましては、様々な相談といった部分で町と町民の皆様ですとか、団体等の紛争の予防であったり、対応に当たっての法的根拠とか解釈、さらに契約書とか協定書の内容などについてもご相談させていただいているところでございます。途中にはなりますが、本年度としては今継続の相談中も含め14件の相談はさせていただいているところでございますが、実際に係争中になっているような案件というのはございません。

以上でございます。

【岸本委員長】 茂内委員。

【茂内委員】 利用件数は今お聞きしましたけども、その中で裁判の事件があった場合に、1人の弁護士さんでのご対応はできていたのかどうかお聞かせください。

【岸本委員長】 伊藤課長。

【伊藤総務課長】 今のご質問でございますが、今現在顧問弁護士になってからは、そのような案件がございませんので、お答えすることができないんですが。

以上です。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

柳田副委員長。

【柳田副委員長】 先ほどの法律相談の部分に関わってくるんですけど、法律相談が14件で、ほかの司法書士相談だとか、行政書士相談を含めて14件なのか、または令和4年度でどれだけ実績があって、今年の予算を算出しているのかどうか聞きたいので、全体でどれぐらいなのかお伺いします。

【岸本委員長】 辻井主査。

【辻井主査】 総務課で所管しておりますのは、自治行政法律相談と申しまして、あくまでも役場の職員が法律相談をしたい場合に顧問弁護士に相談できるという部分になりますので、司法書士への相談ですとか、行政書士への相談という部分は総務課としてはご用意がございませんので、以上となります。

【岸本委員長】 柳田副委員長。

【柳田副委員長】 顧問弁護士になってから訴訟は起きていないということなんですけど、仮に起きた場合というのは、予算の中に入っているのか、または補正で対応するのか、それをお伺いします。

【岸本委員長】 辻井主査。

【辻井主査】 本予算に関しましては、裁判に関する費用は含まれておりませんので、補正による対応という形になります。

【岸本委員長】 それでは、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、総務課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【岸本委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

次に、人事課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

野崎総務部長。

【野崎総務部長】 それでは、引き続きまして、今ご案内のありました人事課の審査をお願いいたします。それでは、説明は皆川課長より、質疑につきましては出席職員により対応いたします。よろしくお願ひします。

【岸本委員長】 皆川課長。

【皆川人事課長】 それでは、総務部人事課所管の令和5年度予算につきまして、予算特別委員会参考資料により説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず、令和5年度の人件費の概要をご説明いたします。タブレット資料は10分の2ページをご覧ください。令和5年度人件費概要(1)は、会計年度任用職員以外の職員の人件費を会計別に集計したものでございます。上段が令和5年度、中段が令和4年度、下段がその比較となっております。一般会計及び特別会計における人件費の総額といたしまして、一番下の総額の合計欄右端の赤字の金額30億6,787万6,000円は、前年度と比較しますと7,424万5,000円で2.48%増でございます。同じ行左端の記載の職員数につきましては、1,117人から1,078人へと39人の減となっておりますが、これは総計欄の上から2つ目の非常勤特別職について4年度の参議院議員選挙分の人員減に対し、5年度につきましては、4月の県知事、県議会議員選挙では、8月に町長選挙を予定していることによる人員増はありましたが、一部の報酬に関し支払人数の捉え方の見直しがあったことから、全会計では783人から740人と43人減少した

ため、下から2つ目の一般職につきましては313人から317人へ4人の増となっております。

令和5年度は、定年の引上げの初年度でもあり、2年に一度の定年年齢どおりの退職者がいない年であるため、退職手当特別負担金が減額される一方で、人事院勧告による期末勤勉手当の支給率の引上げによる影響もあり、前年と比較して人件費総額は増額となっております。

一番上の一般会計をご覧ください。一般会計の合計額は27億9,121万8,000円で、前年度から6,282万円2.3%の増となっております。この後ご説明いたします会計年度任用職員の報酬を加えますと、一般会計の総額173億2,500万円に占める割合は17.8%で、前年より2.1%の減となっております。人件費は増額したものの一般会計の総額も増額したため、一般会計全体に占める人件費の割合は減少となっております。

続きまして、タブレット資料は10分の3ページをご覧ください。人件費概要(2)は、会計年度任用職員の報酬について会計別に集計したものでございます。会計年度任用職員の報酬、職員手当等及び共済費を合計した総額は3億1,343万9,000円で、これに前のページの正規職員分の総額合計を加え、表の一番下、総合計の金額33億8,131万5,000円が全ての人件費の総合計で、前年度より1億1,549万2,000円、3.54%の増額となっております。

続きまして、10分の4ページをご覧ください。令和5年度の会計年度任用職員について、当初予算ベースで過去の年度と比較したものでございます。前年度と比べますと人数は9名の増で、金額では4,180万2,000円の増額で、育休等の代替や欠員補充のほか給食センターの5年度稼働に向けての調理員分等の増となっております。

人件費の概要につきましては、以上となります。

引き続き、事業費別歳入歳出予算について説明させていただきます。タブレットの資料は10分の5ページをご覧ください。予算書は44ページから47ページの2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の職員給与費でございます。特別職2人分、一般職89人分の給料、職員手当等及び共済費となっております。

下表をご覧ください。職員給与費の特定財源でございます。歳入番号01、予算書は24、25ページの犬の登録等手数料136万4,000円のうち23万5,000円を給料に充てております。

続きまして、10分の6ページをご覧ください。2目人事管理費人事管理経費でございます。予算書は46、47ページでございます。報酬は、公務災害補償等認定委員会委員及び特別職報酬等審議会委員の報酬並びに会計年度任用職員の報酬でございます。職員手当等は、会計年度任用職員に係る期末手当、共済費は、地方公務員災害補償費に係る負担金及び会計年度任用職員に係る社会保険料負担金でございます。

人事課で予算を所管する会計年度任用職員は、育児休業や病気を理由とする休職などによる補充を想定しているもので、前年より6名分増加しております。災害補償費は、寒川町公務災害等見舞金条例に基づき職員が公務災害に遭った場合の見舞金、旅費は、職員の普通旅費及び会計年度任用職員の通勤手当となる費用弁償でございます。需用費は、参考書籍や事務用品購入等の消耗品費、職員用作業服に係る被服費及び職員用の救急用医薬品に係る医薬材料費、委託料は、4年度から運用開始した庶務事務システム運用に伴う委託料でございます。負担金補助及び交付金は、公平委員会事務負担金及び非常勤職員公務災害補償負担金となっております。

続きまして、10分の7ページをご覧ください。職員力向上事業費でございます。この事業費は、ペーパーレスなどICT技術を活用して業務の効率化を図るとともに、組織マネジメントを強化し、職位に応じた役割や資質に応じた職員育成を行うものでございます。報償費は、町職員表彰規則に基づく表彰者への記念品代でございます。役務費は、人事評価システム利用料で、昨年度においてシステム切替えによる導入費用を増額した分が本年度は減額となっております。委託料は、職員研修として実施するキャリアデザイン研修に係る委託料、また職員採用試験委託に係る委託料でございます。キャリアデザイン委託につきましては、問題解決を図るための手法として論理的思考や論理の構造化を養い、プレゼン等における相手に分かりやすく納得してもらう伝え方など、ビジネスコミュニケーションの向上を期待するものを想定してございます。

続きまして、10分の8ページをご覧ください。職員健康管理経費でございます。報酬は、産業医に係る報酬、委託料は、労働安全衛生法第66条に定められている職員の健康管理のための職員健康診断委託料で、実績に基づく再検査費用の見直しによる減額となっております。

続きまして、10分の9ページをご覧ください。職員福利厚生経費でございます。委託料は、地方公務員法第42条の規定により、職員の元気回復その他福利厚生事業を行う団体である寒川町職員福利厚生会への事業委託料でございます。

続きまして、10分の10ページをご覧ください。職員研修経費です。旅費は、職員の普通旅費及び各種研修参加に伴う特別旅費、委託料は、階層別研修を実施するための委託料、負担金補助及び交付金は、財団法人神奈川県市町村振興協会市町村研修センターや自治大学及び各種専門研修会等への職員派遣に係る負担金でございます。

下表をご覧くださいまして、職員経費の特定財源でございます。歳入番号①、予算書は34、35ページの市町村振興協会研修事業助成金を負担金補助及び交付金に全額充ててございます。この市町村振興協会研修事業助成金は、町職員が市町村職員中央研修所などで開催する研修を受講するに当たって、公益財団法人神奈川県市町村振興協会より受講経費の一部の助成を受けるものでございます。

説明は以上です。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

【岸本委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

吉田委員。

【吉田委員】 職員力向上事業費について1件お尋ねします。こちらは対象人数と年齢、目的等をもう少し詳しくご説明いただけますでしょうか。

【岸本委員長】 皆川課長。

【皆川人事課長】 キャリアデザイン研修につきましては、通常の各課における専門的な研修内容ではなく、全体を通して施策形成に必要なスキルといたしまして、施策形成において考え方とか、あるいは共有するための専門言語、そういった部分を養うための研修として行政全般の施策形成に資するような形で研修を受けてもらうものでございます。対象人数といたしましては、中堅の20代後半から30代にかけての職員を対象に行う形を想定してございます。

以上です。

【岸本委員長】 吉田委員。

【吉田委員】 20代から30代の中堅職員が対象だということなんですが、特に人数は絞っていないところがいいのかなというところを確認したいと思います。

【岸本委員長】 皆川課長。

【皆川人事課長】 失礼いたしました。答弁が漏れておりました。想定といたしましては30人程度を予定してございます。

以上です。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

山田委員。

【山田委員】 会計年度任用職員についてなんですけど、まず確認したいのは、契約更新、年度ごと、もしくは何年かに1回の更新があると思うんですけど、それについての状況を確認します。

【岸本委員長】 皆川課長。

【皆川人事課長】 会計年度任用職員につきましては、令和2年度から制度が始まりまして、基本的には会計年度ですので、1年ごとの更新ということなんですけども、2回更新を、公募によらず採用ができるという形の制度でございますので、ここで丸3年たちますので、今年度におきましては、2年度から始まった方につきましては改めて公募していただいて、再度任用していただく形で考えてございまして、現在面接等が行われているところでございます。

以上です。

【岸本委員長】 山田委員。

【山田委員】 分かりました。更新に関して採用の準備をしているということなんですけど、これに関して引き続き働きたいということで、よく言われる雇い止めとか、そういうことはないのかなと心配なんですけど、それに関してはどうでしょうか。

【岸本委員長】 皆川課長。

【皆川人事課長】 基本的に会計年度任用職員につきましては、職員配置による欠員といたしますか、人員不足だとか、あるいは各部署に応じて事務の煩雑期における補佐という形で行っておりますので、必ずしも同じところに配置ができるということではありませんけれども、例年どおりの業務内容で引き続きお願いするところもございますので、なかなか約束はできないところなんですけども、来月の人事異動に伴いまして必要に応じた人員配置をしていく中で、適時適切に配置していくところでございます。

以上です。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

茂内委員。

【茂内委員】 職員の採用と定員について私もお聞きしたいと思います。令和5年度の新採用職員は何人でしょうか。

【岸本委員長】 皆川課長。

【皆川人事課長】 令和5年度の4月の採用予定者ということでご質問を承りましたが、現在のところ11人程度を予定しているところでございます。

以上です。

【岸本委員長】 茂内委員。

【茂内委員】 再任用職員はその中に何人いらっしゃいますか。

【岸本委員長】 皆川課長。

【皆川人事課長】 再任用職員はまた別立てて、新卒しか言っていなかったんですけど、再任用職員につきましては、継続も含めて23名を予定してございます。

以上です。

【岸本委員長】 茂内委員。

【茂内委員】 その職員数というのは定員に達しているのでしょうか。

【岸本委員長】 皆川課長。

【皆川人事課長】 定数内で定数までには達しておりません。

以上です。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

関口委員。

【関口委員】 健康管理の関係についてお伺いしますが、実際は10分の8ページで言われている職員の健康管理については、我々の健康検査と同じようなものだろうと思うんですが、4年度を見ていると、つくづく思うんですけども、心のケアをしっかりしていかなければならない方というのが、何名かおられるのかなという気がするんですね。もちろん職員の資質向上も大事ですけども、職員は大事な財産ですので、そういった意味ではしっかりと健康管理をしていっていただくのと併せて、心が丈夫であってほしいと思います。そういった意味で令和5年度の方向について、あくまでも個人任せにするのかなのか、それともしっかりとこういうところに行ったらどうだとか、いろんなアドバイスをしながらカウンセリングが受けられるような場所であったり、いろんな心のケアができるような形というのを、1つには行政も何らかの形でもってアドバイスをしていくということも、人事課としてそういったことを考えていくということも必要なんではないかなと思うんですが、この辺についてのまずは見解をいただけますか。

【岸本委員長】 皆川課長。

【皆川人事課長】 ありがとうございます。特に心のケアにつきましての関係ですけども、最近職員の中でもメンタル面で悩んでいる方が多々いらっしゃるというところでございます。これにつきまして、我々もできるだけ医療機関を考えていくべきじゃないかというところで検討しておりますけれども、実際そういった悩みの相談を受ける職員に関しまして、あるいは実際カウンセリングを受けている職員の実態を聞きますと、紹介されるより自分で探したいというような意向もかなりありまして、その辺の我々の考えとのミスマッチといいますか、考えのすり合わせができない部分もございますので、この辺は慎重に検討しながら、あと気軽にカウンセリングできるような体制は取っていきたいんですが、現在ストレスチェックを毎年1回行っているんですけども、それに付随いたしまして産業カウンセラーが話を聞くという場もありますので、そういった部分、あるいは産業医も相談に乗っていただけるような場面もございますので、そういった部分を活用しながら充実させていきたいと考えてございます。

以上です。

【岸本委員長】 関口委員。

【関口委員】 もちろん本人にしてみると周りに迷惑かけたくないということで、自分でということはあるんですけど、分かるんですけども、そこが大きな落とし穴になるという気もするんですね。そこに行く前に何らかの手だてをすることが必要なのではないかなという気がします。それには1つには、もちろん各課の課長が管理監督者としてしっかり見ていかなければいけないということもあると思いますけども、ある意味でいうと原因が何かということにもよったりします。それが職場が変わることが原因なのか、人間関係が原因なのか、家庭環境が原因なのか、何が原因なのかということもあるとは思いますが、そういう意味も含めて人事担当として考えていかなければいけないのは、情報をしっかりと落としてあげるといっても大事だと思うんですよ。こういうところがあるよ、ああいうところがあるよ、こんなところに相談したらどうだという、こちらでもってその体制をつくってあげる、これも必要かもしれませんが、その前段階として情報をしっかり提供してあげて本人の意思で行ってもらおうという形をつくるのか、何らかの形で手だてを考えていかないと、大事な人材ですので、そういった意味では心のケアができて、健康体になっていただくということが大事だと思いますので、その辺の体制づくりをどういう形でやるかにしても、とにかく知恵を出し合いながらやっていくことが必要だろうと思うんですよ。そのためには人事課だけでやれとは僕は言いません。そうでなくて、どういう形がいいのか、また産業医に聞くとか、またいろんなカウンセリングの先生に聞くとか、いろんなところの情報をいただきながら、どういう形がいいのかという方向を見いだす、こういったことをしっかりやっていくということが大事だろうと。そうでなくても、私は基本的にあと30人職員が足りないと思っていますので、そういった意味では多忙という職員に対する付加されたものも大きな原因になっている可能性もありますので、その部分については長期的に何人増やしていこうということで補っていただければいいと思うんですが、どうか一人でも大事な職員が病に陥らないような形にすることが職場環境にとっても、役場全体にとっても、町民にとっても大事なことだと思っていますので、その辺の体制づくりをどういう形でやっていったらいいのかを含めて、僕は、情報提供していくということと併せて行政として職員対応の何か方向性があれば、先生についていただくような形を取りながら、1つの形といたらおかしいんですけども、いろんなケースがありますから、ですから対応できるような体制づくりができないかなと思っていますが、いま一度見解をいただけますか。

【岸本委員長】 皆川課長。

【皆川人事課長】 ありがとうございます。委員おっしゃるように、個別にいろんなケースがございまして、なかなか一律な対応ができないところが難しいところでございますが、これにつきまして、相談体制等が整うような方策も考えていかなければいけないと思いますので、今後検討させていただきたいと思います。

また一方で、悩んでいる段階に人事課として職員が個別に話を聞く場面もありますし、それ以前に各所属長、課長等にもできるだけ職場の風通しがいいようにというお願いしているところでございます。現在人事課としても職場内の話しやすい環境づくりに取り組めるようOJT、職場内研修をしながらコミュニケーションを取っていけるような講座等も開催して、若手職員に参加していただいている状況も

ございますので、そういったものを通じて全体的に独りで悩みを抱えないような体制づくりだとかを心がけていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【岸本委員長】 関口委員。

【関口委員】 質問というよりも、部長からも見解をいただきたい。

【岸本委員長】 野崎総務部長。

【野崎総務部長】 人といいますか、人材が最も大切な資源と考えているところでございます。そういった意味で今OJTということで、いつもこの話は出てくるわけですが、OJTについては、先輩の職員が新しく入ってきた後輩の職員に教えていく、いろんな経験をさせていく、実体験を通して仕事を覚えてもらうというようなことですが、当然それはそれで大事ですし、我々管理職も職員が成長できるようにということをやっつけていかなくちゃいけないと思っております。ただ、その辺りが本当に大切に育成していくためにどうするかということは、課題といいますか、いろんな複雑な世の中になってきている中では、もう一段突き詰めていい体制にしなければいけないと思っております。そういったところがまず大事で、また心の病になってしまった場合の体制という部分でも、相談しやすいのかどうか、声を上げやすいのかどうか、そういった部分ではなかなかコミュニケーションが取りづらいとか、取れづらいような環境も聞きますので、そういったことも含めて、もっと突き詰めて我々としては対応しなくちゃいけないと思っておりますので、今なってしまったときにはいろんな選択肢があって、本人が自分でというのがありますけど、こちら側でいろんなアドバイスとかということもありますけど、そこはそこでもっと充実させなければいけないと思っておりますが、まず最初は職員が成長できる環境、きちっと話し合いができる環境というものも、もっと突き詰めてよくしていかなきゃいけないと考えております。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

柳田副委員長。

【柳田副委員長】 人件費は今高騰して、去年と比べたら確かにそのとおりだとは思いますが。だけど、過去5年間で見れば、そんなことはないと思っておりますし、例えば32億円、30億円、34億円、29億円、30億円と横ばいだと思っておりますし、決算カードを見る限りでも平成5年度から30億円を超えていて、今令和5年で約30年間たって、ずっと横ばいだと思うんですね。高くなっているとは思わないんですね。あと、地域手当に関しても、高いと言う人もいると思うんですけど、でも、実際地方公務員給料実態調査とかの統計から見れば、寒川町は高い自治体、県内でも高い自治体は8市町村あたりだとか、地域手当も高くないと思っておりますし、また民間と比べて地方公務員が高いといった意見もございますけども、民間企業は職種によって違いますので、単純に比較するのはまた違うと思うんですね。その中でも公務員が多いというの、平成7年度300万人をピークに地方公務員が下がっているわけで、人手不足というのは実際の課題だと思うんですね。そんな中で、去年3月議会の岸本委員長の一般質問で、メンタルヘルス不調により休んでいる方が増加傾向にあるのかという質問に対して、ずっと横ばいだと、その中で今年休職されている職員数はまた横ばいなのか、増えているのか減っているのか、まず1点お伺いします。もう一つが、ほかの市町村だとか県とか政令都市だとか、転職されている方、寒川町で働いていそのまま転職されている方はどれくらいいるのかお伺いします。

【岸本委員長】 皆川課長。

【皆川人事課長】 1点目の休職者につきましては、3年度末現在2名だったのに対し4年度末現在につきましては9名という状況になってございます。役場から他市町村に転職ということなんですけども、全てにおいて把握できないですが、一定数いるという状況でございます。

【岸本委員長】 柳田副委員長。

【柳田副委員長】 総合計画の指標の中で、職員力指数マイナス0.29とあったのは事実だと思うんですね。答弁の中ではモチベーション指数が70まで到達しているのと決算のときおっしゃっていたと思うんですけど、休職されたりだとか、また優秀な人がほかに行きたいとかあるかもしれない、そういった負の連鎖に陥っている可能性もあると思うんですね。その中でも休職されているのが9名に上がったとか、転職されている方もいる事実もある中で、今回予算に関してモチベーションを上げるだとか、そういった取組などがちゃんと予算の中に反映されているのかどうかお伺いします。

【岸本委員長】 皆川課長。

【皆川人事課長】 今モチベーションを上げる方策としては、いろいろあると思うんですけど、特に研修につきましては、目標を持ったり、あるいはスキル不足で悩んでいることに対してモチベーションが下がっているといった内容を個別具体に見ると、そういったものがありますので、当然専門研修、あるいは目的を持って行うような、先ほどの階層別研修とか、あと先ほどの職員力向上事業のキャリアデザイン等の研修を含めて、トータルで各職員がスキルを獲得して事業に打ち込めるような形で行うような政策を1つとして考えているところでございます。

以上です。

【岸本委員長】 柳田副委員長。

【柳田副委員長】 1点確認なんですけど、今言っていた研修というのは、去年はなくて今年から新たに始めるという解釈でよろしいでしょうか。

【岸本委員長】 皆川課長。

【皆川人事課長】 こういった研修につきましては、引き続きなんですけども、キャリアデザインにつきましては、その年で対象だとか目的を変えて行っているところですので、そちらにつきましては、一連の中では中身が変わっている、事業としては一緒なんですけども、中身を変えて行っていくという状況でございます。

以上です。

【岸本委員長】 それでは、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、総務部人事課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【柳田副委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

それでは、総務部財産管理課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

野崎総務部長。

【野崎総務部長】 それでは、引き続きまして、財産管理課の審査をお願いいたします。説明は濁川

課長より、質疑につきましては、出席職員により対応いたします。よろしく願いいたします。

【柳田副委員長】 濁川財産管理課長。

【濁川財産管理課長】 それでは、総務部財産管理課所管の令和5年度予算につきまして、予算特別委員会説明資料により説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

予算書は48、49ページの2款総務費1項総務管理費6目財産管理費でございます。タブレット資料は2ページをご覧ください。資産経営事務経費であります。町有財産を良好な状態に保ち、効率的に運用管理するものでございます。報酬は、指定管理者選定委員会の外部委員への報酬、旅費は、指定管理者選定委員会の外部委員及び職員の旅費、役務費は、公有財産を売却するためのシステム利用料及び町有財産のうち財産管理課所管分の総合賠償補償保険料、建物災害共済保険料、自動車共済保険料でございます。また、その他主な予算の増減額の理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

続いて、下表をご覧ください。資産経営事務経費の特定財源でございますが、歳入番号1、予算書は32、33ページの公有財産売却収入の1,000円を役務費に充てております。

3ページをご覧ください。庁舎等維持管理経費であります。庁舎建物及び設備等を良好な状態に保ち、市民の利用の便に供しつつ、公務を円滑に遂行するために庁舎等を維持管理するための経費でございます。需用費消耗品は、庁舎の維持管理に係るトイレ用のハンドソープ及びトイレットペーパー、清掃用ゴミ袋などの購入、燃料費は、庁舎維持管理用及び自家発電用の軽油など、光熱水費は、電気、ガス及び上下水道使用料で、電気代については神奈川再エネ共同オークションにより契約先を変更し、再生可能エネルギーを活用し、ゼロカーボンに向けた取組を進めるものでございます。修繕料は、庁舎の機器設備等の急修修繕、役務費は、電話代及び簡易専用水道検査手数料、委託料は、庁舎維持管理及び電源設備の保守点検などの委託料で、令和5年度は新たに庁舎全てのトイレにサンタリーボックスを設置し、開示する委託料を追加しております。使用料及び賃借料は、テレビの受信料、空調機及び庁舎直流電源装置更新リース料などでございます。原材料費は、常温アスファルト合材の購入、負担金補助及び交付金は、茅ヶ崎市危険物安全協会への年会費でございます。また、その他主な予算の増減額の理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

続いて、下表をご覧ください。庁舎等維持管理経費の特定財源でございますが、歳入番号1、予算書は28、29ページの県大気汚染常時監視測定網交付金44万3,000円については、光熱水費に充てており、こちらの内容につきましてはこの後の環境課で説明いたします。

歳入番号2、予算書は34、35ページの広告掲載料202万円のうち財産管理課所管分の124万円であり、そのうちの110万8,000円は、本庁舎1階ロビーに設置しております広告付案内地図板、フリーWi-Fi付行政情報モニターの広告料で、委託料に充てております。

歳入番号3、予算書は34、35ページの下水道事業事務費負担金354万2,000円のうち光熱水費に37万7,000円、電話料の役務費に6万7,000円、委託料に111万1,000円、計155万5,000円を充てており、こちらは先ほど財政課でまとめて説明したものとなります。

歳入番号4、予算書は36、37ページの自動販売機等電気使用料23万2,000円のうち財産管理課所管分の21万6,000円は、役場庁舎に設置している自動販売機等の電気使用料の実費負担分で、光熱水費に充てております。

歳入番号5、予算書は36、37ページの町民センター分電気使用料については、本来町民センターの指定管理者が電力会社に支払うべきものを、庁舎と町民センターが一体不可分なため一括して支出していることから実費相当分を頂くもので、511万円を光熱水費に充てております。

歳入番号6、予算書は36、37ページの町民センター分上下水道使用料についても、先ほどと同様の理由から実費相当分を頂くもので、29万3,000円を光熱水費に充てております。

歳入番号7、予算書は36、37ページの町民センター分空調及び清掃ほか管理委託負担金については、従来庁舎と町民センターを一体として管理委託していたものを、町民センターに指定管理者制度を導入したことで分割することは効率性に欠けることから、これまでどおり庁舎と町民センターを一体として管理委託し、その支出については、町民センター分も含むことから、指定管理者から実費相当分を頂くもので、2,563万円を委託料に充てております。

歳入番号8、予算書は36、37ページの町民センター分管理委託時間外負担金についても、先ほどと同様の理由から実費相当分を頂くもので、29万8,000円を委託料に充てております。

歳入番号9、予算書は36、37ページの広告付案内地図板等電気使用料は、本庁舎1階ロビーに設置しております広告付案内地図板の電気使用料実費相当分を頂くもので、1万7,000円を光熱水費に充てております。

【柳田副委員長】 暫時休憩します。

【柳田副委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

濁川財産管理課長。

【濁川財産管理課長】 すみません。貴重な時間を空費しまして大変申し訳ございません。引き続きよろしくお願いいたします。

次に、タブレット資料は4ページをご覧ください。庁用自動車管理経費ではありますが、庁用自動車を整備、管理し、安全運転確保を図るとともに、公務の円滑化を図るための経費でございます。需用費消耗品費は、公用車に係る洗車用具など、燃料費は公用車の燃料代、修繕料は、車検及び定期点検整備代など、役務費は、車検時の印紙代及び自賠責保険料など、使用料及び賃借料は、各課から依頼のあった有料道路通行料及びマイクロバスなどの借上料、町長車及び議長車のワゴン車のリース料、備品購入費は、ワゴン車の更新で計1台の購入でございます。令和4年度末時点財産管理課で管理している公用車は、専用車2台、共用車等16台の合計18台でございます。負担金補助及び交付金は、茅ヶ崎安全運転管理会への補助金など、公課費は、車検に伴う自動車重量税でございます。また、その他主な予算の増減額の理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

続いて、下表をご覧ください。庁用自動車管理経費の特定財源でございますが、歳入番号1、予算書は34、35ページの下水道事業事務費負担金354万2,000円のうち1万9,000円を負担金補助及び交付金へ充当してございます。こちらは財政課でまとめて説明したものとなります。

歳入番号2、予算書は34、35ページの広告掲載料202万円のうち財産管理課所管の124万円のうち公用車側面の広告料13万2,000円を修繕料に充てております。

5ページをご覧ください。建築営繕事務経費ではありますが、営繕工事における概算見積書や設計書等

の作成、工事等の発注及び管理といった建築営繕事務を円滑に実施するための事務経費でございます。旅費は、職員の普通旅費、消耗品は、建築工事設計に係る参考図書代など、使用料及び賃借料は、建築工事設計のための営繕積算システム使用料、負担金補助及び交付金は、公共建築設計業務等積算システムの使用負担金、令和5年度は業務を円滑に遂行するため、2台分のライセンス及び使用負担金としております。また、その他主な予算の増減額の理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

なお、建築営繕事務経費は、全て一般財源でございます。

6ページをご覧ください。公共施設再編計画進行管理経費であります。寒川町公共施設等総合管理計画に基づきその実行プランとなる公共施設再編計画の進行管理を行うための経費でございます。報償費は、進行管理委員会の委員の謝礼、旅費は、職員の普通旅費でございます。また、公共施設再編計画進行管理経費は、全て一般財源でございます。

7ページをご覧ください。歳入予算一般財源ほかの概要でございます。予算書は22、23ページの行政財産使用料8万3,000円のうち財産管理課所管分の8万1,000円は、庁舎敷地内におけるATMや自動販売機など行政財産の目的外使用に係る使用料収入、次に、予算書は32、33ページの土地賃貸料31万円は、寒川小学校南側に隣接する駐車場をさむかわ保育園を運営している社会福祉法人恩賜財団神奈川県同胞援護会に貸し付けることで得る賃貸料収入でございます。

予算書は36、37ページの雑入線下補償料は、電気業者からの線下補償であり、令和4年度に3か年度分を一括して補償される収入で皆減となっております。

以上で、総務部財産管理課所管の令和5年度当初予算の説明とさせていただきます。ご審査のほどよろしくお願いたします。

【柳田副委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手にてお願いたします。

山田委員。

【山田委員】 3ページで、需用費の光熱水費で電気のことに関してなんですけど、去年辺りからゼロカーボンの対策ということで、電気会社を選んでやっていますけど、さらに今年は電気代が高騰して、かなり費用負担が増えていると思うんですけど、それに対して節電対策とか、そういうことを考えているでしょうか。

【柳田副委員長】 濁川財産管理課長。

【濁川財産管理課長】 委員に今ご質問いただいたとおり、ゼロカーボンの取組として、神奈川の共同オークションにより、ゼロカーボン、いわゆる100%再生可能エネルギーを活用した電気とすることを今考えております。節電の取組というご質疑でございますが、これまでも不要なところの電気を消灯するとか、エアコンについても時間を調整させていただいたりとか、できるだけ節電する取組というのを進めております。これ以上してしまうと、今度は寒過ぎる、暑過ぎるとか、体調面の不良にも影響しかねないので、できるだけ節電については職員自身には引き続き呼びかけて実施してまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

【柳田副委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

吉田委員。

【吉田委員】 私も庁舎等維持管理費なんですけども、今山田委員からも質問がありましたが、消耗品費の中でLED蛍光灯交換に伴う増に関してなんですけども、これは既存の蛍光灯LEDに替えるのか、それともLEDに替えたところがまたさらに交換が必要になってきたのかという点で1回確認させていただきたいところと、あと電気代高騰の時代の中で蛍光灯が今どういう状況で残っているのかという点をお答えいただければと思います。

もう一点なんですけど、これはご相談というか、聞かれたところがありまして、電気自動車の充電設備があると思うんですけども、修繕になっていると思うんですが、あれは壊れているのでしょうかというお尋ねがあったので、現状を教えてくださいたいと思います。

以上2点です。

【柳田副委員長】 濁川財産管理課長。

【濁川財産管理課長】 まず、消耗品費のLEDの蛍光管のお話でございます。実は庁舎の中のLEDに替えられる照明につきましては、全てLEDに交換済みでございます。交換したのが平成25年になりますので、約10年が経過します。実は何か所か既に蛍光管が切れてしまって交換している箇所もございます。1,500本を一度に交換するということになると1本当たり1万円前後しますので、結構多額になってしまいます。ということで、令和5年度から3か年ぐらいをかけまして順次切れたところから交換したいと考えております。また、その種類についても、LEDの非常灯の部分も含めて結構何種類かにわたりますので、切れそうなところから順次交換させていただきたいと思っております。電気が切れて業務に支障が出るとか、議会運営に支障が出るといけないので、そういった部分では確実に切れたところは交換していきたいと考えております。また、在庫のご質疑もあったかと思いますが、基本的には全種類少しずつは在庫としては持っております。すぐ交換できるようにということで、少しずつは持っておるんですが、先ほど言ったように、一度に電気が切れてしまう可能性もありますので、その部分については来年度まとめて購入させていただきたいということで予算を組ませていただいております。

また、電気自動車の充電設備でございます。今年度の途中で充電設備が故障いたしました。一旦復旧はできたんですけど、再度故障という形で今現在利用ができないような状態になっております。この部分につきましては、業者さん等にも来ていただいて、お話をさせていただいたんですけど、この機械の設備を置いているところがほとんどないぐらい結構長く使わせていただいております。新たにするのか、今のものが直せるのかという部分を環境課とともに検討を進めているところでございます。ただ、庁舎の管理の部分でいえば、あくまでも庁舎の一部に充電設備を設置しているものであって、政策的には環境課で充電設備をどうするのかといった部分を中心に考えていただいております。それを庁舎の中に設置するのか、どこに設置するのかといった部分も含めて新たに付けるのであれば、いろいろ検討を重ねたいと考えております。今の機械については修復が困難な状態ですので、しばらく庁舎の中で充電することはできないという形になっております。

以上でございます。

【柳田副委員長】 それでは、蛍光灯に関してなんですけど、いかがでしょうか。蛍光灯に関して残っているところがあるかどうかという質問があったと思うんですけど。

濁川財産管理課長。

【濁川財産管理課長】 答弁漏れで申し訳ございません。蛍光灯の残っているところというのは、基本的には非常灯については蛍光灯が残っております。蛍光灯でなくちゃいけないところだけしか残っておりません。なので、例えば本当に1本、2本、部屋についてはという形になろうかと思えます。LEDに替えられるところは全てLEDに交換してございます。

以上でございます。

【柳田副委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

関口委員。

【関口委員】 3ページの委託料の関係で、増えた分のサンタリーボックスの設置の関係ですけども、ありがたいことだと思います。高齢化の時代で、こういう方たちが安心して庁舎に来られるという公平感が非常にありがたいなという感じがしますけども、この辺の詳細をお知らせ願いたいのと、併せて、もちろん町民が使う施設というのは庁舎だけじゃありませんから、体育館を含め南部公民館だったり、図書館だったり、こういうところもあるんですが、ただ、これはあくまでも担当のところがやるんだということになるんだろうと思うんですが、こういうことを行うということで、施設の担当のところにも指示を出されているのか、庁舎担当として、庁舎だけの考え方でやっているのか、それとも町全体としての方向にということでのその辺の動きがあるのかどうかも含めてお答えをいただきたいなと思えます。

【柳田副委員長】 濁川財産管理課長。

【濁川財産管理課長】 庁舎管理の委託料でございます。説明の中でも先ほど来年度からサンタリーボックスを庁舎に設置するというので、委託料が増額になっておりますという説明をさせていただきました。今サンタリーボックスにつきましては、女性用のトイレに設置しておりますが、男性用の役場の中にあるトイレ全てにサンタリーボックスを設置したいと予定しております。しかも予算を可決いただいた際には、新年度早々にできるだけ早い時期に導入したいと考えております。来庁者も含めまして人に優しい庁舎、いわゆる利用しやすい庁舎、快適な庁舎といった部分では、トイレについては外せないと思えますし、今後はますます高齢化やそういった方のためにも必需品になってくるのではないかなと考えております。庁舎でまず導入させていただいて、その辺の情報につきましては各施設、例えば先ほどお話があった体育館だとか、図書館だとか、公民館だとか、町民の方がまだ利用されるトイレというのがございますので、そういった情報は逐一他課と連携させていただいて、今こういった状況で設置したら、こういった利用状況があるよとか、こういった額で委託でできたよとか、そういった情報は随時他課に発信していきたいと考えております。

5年度だけで終わらず、今後も引き続きこういったものをちゃんと設置して、来庁者に優しい庁舎としてやっていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

【柳田副委員長】 関口委員。

【関口委員】 分かりました。今まで遠慮していたところだったけども、来れるようになったとか、いろんな形になっていくだろうと想定されます。そういう意味では庁舎だけではなくして町全体に、今、課長が言われるような優しいトイレ、こういうことでの方向に持って行っていただくのが一番よろしいのかなと思います。今回の委託料の関係につきましても、ある意味でいうと、これはあくまでも庁舎の中でもって5年度に動き出しをしますけども、ほかのところについても、できれば発信させていただいて、

当初組んでいなければ、どういう形でも、補正でも何でも、なるべく早めに、同じように利用される方が均等に、等しく、そういう庁舎に気兼ねなく参加できるという体制づくりをしていただきたいと思いますので、そういう意味では課長や部長からしっかりと発信をしていただいたり、協議もしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。見解があつたらいただきたいと思ひます。

【柳田副委員長】 濁川財産管理課長。

【濁川財産管理課長】 そういつたことで役場に来るのをちゅうちょするよな方が今実際おられるというお話も聞いておりますので、そういつたことがないよな、どなたが来てても優しくできるとよなか、利用できるトイレにしていきたくておております。庁舎でまず始めさせていだいて、ほかの施設の情勢提供につきましても、しつかり来年度状況を伝えてまいりたいとておております。よろしくお願ひいたします。

【柳田副委員長】 他に質疑はございますでしようか。

(「なし」の声あり)

【柳田副委員長】 他になければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、総務部財産管理課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【柳田副委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

それでは、総務部税務収納課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

野崎総務部長。

【野崎総務部長】 それでは、総務部の最後になります税務収納課の審査をお願ひいたします。説明は池田課長より、質疑につきましては出席職員により対応いたします。それでは、よろしくお願ひします。

【柳田副委員長】 池田税務収納課長。

【池田税務収納課長】 それでは、税務収納課所管の令和5年度歳出予算からご説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

予算書は56、57ページの徴税费でございますが、内容につきましては、お手元予算特別委員会説明資料によりまして順次ご説明いたします。

タブレットは2ページをお開きください。職員給与費では、当課の一般職20人分の給料、職員手当等共済費でございます。こちらにつきましては、特定財源が2つございます。下段の表の歳入番号①、予算書は24、25ページ、税務証明手数料等でございますが、こちらは課税証明や納税証明など税に関する証明書等の発行手数料でございます。

歳入番号②、予算書は30、31ページ、県民税徴収事務委託金でございますが、個人住民税は、町が県民税も含め一括で徴収しているため、国が定める単価によりまして県から交付される委託金でございます。この2つの財源を合わせて7,245万円を充当した残りの額につきましては、一般財源となっております。

続きまして、タブレット資料3ページ、賦課徴収事務経費でございます。こちらは徴税の賦課及び徴

収業務全般に係る経費です。旅費は、会議や研修など職員の出張に伴います普通旅費でございます。需用費の消耗品費は、各種の申告や徴収に使用いたします封筒や用紙類、賦課資料整理用のファイルやバインダー、原付用のナンバープレート、参考図書類など賦課徴収事務を遂行するに当たっての事務用品等を購入いたします。印刷製本費は、納税通知書や封筒、督促状など賦課徴収に関する各種印刷物の作成費用です。金額が増えております主な理由でございますが、地方税の電子納税のための統一コード、LQR導入によります納付書様式の変更と町県民税特別徴収の個人宛て通知をメールシーラー化するためでございます。

なお、ただいま申し上げましたLQRにつきましては、昨年の予算特別委員会でも触れさせていただきましたが、納税通知書に印刷された全国统一規格の2次元コードをスマートフォンやパソコンで読み取ることでスムーズな電子納税の実現を図るものです。

次に、役務費でございます。こちらは納税通知書や申告書、督促状、催告書などの郵送料と地方税共通納税システムの利用料、金融機関の口座振替事務取扱手数料等でございます。前年に比べ大きく増加した理由でございますが、新たに財産調査照会システムを導入いたします。これは、滞納者の預貯金等の財産調査について従来は郵送による書類のやり取りで金融機関等に照会を行っていたものをネットワークを経由した電子照会へと移行するためのシステムでございます。財産調査の効率化と滞納処分迅速化を図るものでございます。次の委託料ですが、町県民税や軽自動車税種別割及び固定資産税の納税通知書封入処理委託、町県民税や固定資産税の賦課業務に係る資料整備委託、コンビニやモバイルクレジットの収納代行委託、基幹システムの改修に係る委託等の費用でございます。当課で予定しております委託案件は13件ございまして、数が多いため内訳を資料の備考欄に記載させていただいております。この中で新規の案件でございますが、まず家屋評価システム評価替対応改修委託、こちらは3年に一度評価替えに合わせてシステムのアップデートを行うものでございます。今回の評価替えは令和6年を予定してございます。次に、森林環境税に係る基幹税務システム改修業務委託ですが、令和6年度から国税であります森林環境税の賦課徴収業務を法定受託事務として町が行うこととなるためシステムの改修を行うものです。特別徴収税額通知電子化に係る基幹税務システム改修業務委託でございますが、法令改正に伴いまして町県民税特別徴収の個人宛て通知について電子データによる送付を希望する事業所があった場合、自治体が対応することが義務づけられましたので、そのためのシステム改修を行うものです。地方税共通納税システム保守委託料は、5年度から始まりますLQRによる電子納税に関しまして納税に係るシステムの保守管理を行うものでございます。

なお、前年に比べまして全体の予算額が下がった理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

続きまして、使用料及び賃借料です。滞納管理システムや所得税申告書等のデータを税務署と送受信するための国税連携システム、町県民税及び固定資産税の賦課計算に必要なシステムの借上料などでございます。昨年度に比べまして増額となっておりますのは、新たに確定申告相談の予約受付システムを導入したことによるものでございます。確定申告相談の予約受付につきましては、先月16日から始まりました確定申告相談から導入しておりまして、早朝からの順番取り行列の解消や会場での待ち時間の短縮につながっております。

次に、負担金補助及び交付金でございます。内訳ですが、一番大きいものが地方税共同機構負担金です。国税の申告書データをはじめ地方税の賦課に関する様々な申告届出のデータを電子でやり取りするため、全ての地方団体をオンラインで結ぶネットワークシステムを管理運用しております団体への負担金となっております。そのほかに神奈川県町村税務協議会負担金、資産評価システム研究センター負担金、共同収納手数料負担金、軽自動車税環境性能割徴収取扱費交付金がございます、いずれも当課の賦課及び徴収事務を遂行するために必要となっておりますのでございます。昨年より増額となった理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

最後に、償還金、利子及び割引料です。修正申告等によって年度を遡って税金を還付することになった場合の過誤納還付金と遡及して還付する際の日数等に応じて定められた率により算出された金額を加算して支払うための過誤納還付加算金を計上しております。

なお、賦課徴収事務経費につきましては、全て一般財源でございます。

以上で、歳出予算の説明を終わります。

引き続きまして、歳入予算の説明をさせていただきます。歳入は1款町税でございます。予算書は2ページの第1表歳入歳出予算の町税の部分、10、11ページ、歳入歳出予算事項別明細書の町税の部分と18、19ページの町税の各税目、また24、25ページの総務手数料、30、31ページの総務費委託金、34、35ページの延滞金でございます。タブレット資料につきましては、4、5ページ、令和5年度歳入予算の概要をご覧ください。また、法人数等の資料をまとめたものを参考資料いたしましてこの後ろにご用意いたしておりますので、併せてご覧いただければと思います。

それでは、予算書18、19ページでございます。令和2年の春より我が国の経済に打撃を与え続けてきました新型コロナウイルス感染症もようやく行動制限が解除されまして、国内経済は以前のとおりとはいかないまでも、活況を取り戻しつつございます。原材料から製品に至るまでのあらゆる分野での価格高騰など消費活動に不安要素もございますが、昨年の決算特別委員会総括質問でご指摘を受けました令和3年度決算、そして現段階までの令和4年度決算の見込みを踏まえながら、改めて要素の見直しを行いまして、令和5年度の歳入予算を積算してございます。

初めに、町民税の個人です。現年課税分の均等割ですが、8,200万円で、前年度に比ばまして100万円の増と致してございます。所得割は25億円で、前年度に比ばまして7,500万円の増といたしました。令和4年度決算見込額をベースに昨年末の一時金の状況などの所得動向を勘案し、見込んだ数字でございます。次に、滞納繰越分ですが、2,270万円で、前年度と比ば30万円の増です。なお、滞納繰越分につきましては、この後の各税目とも共通でございますが、今後も納期内納付の勧奨と公平公正な徴収に努めてまいります。

以上で、個人住民税の合計は26億470万円、前年度に比べて3.02%、7,630万円の増といたしました。

続きまして、町民税の法人でございます。タブレットの参考資料は資料No.1法人町民税資本金等別均等割法人数を併せてご覧ください。現年課税分の均等割は1億5,000万円で、前年同額でございます。資料No.1に記載のとおり令和5年度の法人数は1,163社でございます、前年度より3社増えております。こちらを均等割の区分ごとの税額で積算し予算計上致しております。

次の法人税割ですが、コロナ禍による生活様式の変容によりまして一部の事業所では令和3年度に引

き続き4年度も好調を維持するなど、全体的には事業業績が上昇基調を示してございます。こうした状況を踏まえた上で町内の主な事業所へ企業収益の動向等を調査した結果を勘案し積算いたしました。結果、予算額は4億3,000万円で、前年度に比へまして1億8,000万円の増となっております。

業種別の概要でございますが、タブレットは参考資料、資料No.2法人町民税産業別予算額調べをご覧ください。製造業が著しい伸びを示しております、次いで運輸通信業、続きまして卸小売業、この順番で業績が伸びてございます。なお、この比較表は当初予算額ベースで作成しております、決算見込額との差は考慮しておりませんので、ご了承くださいませ。

また、次のページの資料No.3でございますが、こちらには資本金別の税率区分でまとめました法人町民税資本金等別予算額調べを掲載しておりますので、併せて参考をご覧ください。

それでは、予算書に戻らせていただきまして、法人町民税の滞納繰越分でございます。こちらは30万円で、前年度と同額を見込んでおります。以上、法人町民税の合計は5億8,030万円で、前年度と比へまして1億8,000万円の増額、45%の増としております。以上、個人と法人を合わせた町民税全体の予算額でございますが、31億8,500万円となりまして、前年度に比べて2億5,630万円、8.75%の増といたしました。

続きまして、固定資産税です。土地につきましては、コロナ禍のため令和4年度には特別に商業地等に限りまして課税標準額への加算額を評価額の2.5%と通常の半分に抑える措置が講じられておりましたが、この措置が解除されることとなりました。こうした要素を含めまして増収額を900万円と見込み、20億1,000万円を計上いたしました。家屋につきましては、例年取壊しによる減失分があるものの、幸いにも新築物件が減失を上回るペースで増加しておりますので、こうしたプラス面を考慮いたしまして予算計上しております。令和4年中は小規模ながらも開発案件が続いたことから13億9,000万円を見込み、前年度に比へ2,000万円の増額といたしました。償却資産につきましては、事業収益が上向いてきたことを反映してか、設備投資を行う事業所が幾つか見られたことから予算額を9億7,000万円と見込みまして、4,500万円の増といたしました。滞納繰越分につきましては、前年度同額の920万円を計上しております。結果といたしまして、土地・家屋・償却資産を合わせた固定資産税全体の予算額は43億7,000万円となりまして、前年度に比へ7,400万円の増額、1.72%の増でございます。

続きまして、国有資産等所在市町村交付金です。予算額は1億4,960万円で、前年度に比へ110万円の減といたしました。

内訳でございますが、タブレットの参考資料、資料No.5国有資産等所在市町村交付金をご覧ください。こちらに記載の神奈川県から関東財務局までが町内に所有している土地・建物・償却資産に対しまして固定資産税に代わり交付されるものでございます。減額となりました理由は、主に県営住宅の建物が経年によりまして減価償却が進んだためでございます。

次に、軽自動車税です。初めに環境性能割でございます。この税目は町税ではありませんが、県が徴収を代行しているものです。予算額は1,450万円で、前年度に比へまして340万円の増額、30.6%の増でございます。増額の理由でございますが、課税客体となる車両の登録台数の増加を見込んだことと年度の途中で税率区分の見直しが行われることを見込んだことによるものです。

続きまして、種別割でございます。タブレットの参考資料は資料No.4軽自動車税車種別予算額調べを

予算書と併せてご覧ください。現年課税分では、一部の区分で減額が見込まれるものの、四輪常用自家用を中心に増額が見込まれることから、予算額を1億590万円といたしました。前年度に比べ1,400万円の増額15.23%の増でございます。伸び率が大きくなりましたのは、登録台数の伸びに加えまして台数の予測方法の見直しによるものでございます。滞納繰越分につきましては50万円で、前年度と同額を見込んでおります。以上、合わせまして軽自動車税全体では1億2,090万円、前年度に比べ1,740万円の増、16.81%の増といたしました。

続きまして、町たばこ税でございます。税率改定による値上げや健康志向によるたばこ離れなどのマイナス要因を勘案しながら、令和4年度の決算見込みを参考に推計を致しております。予算額は3億8,000万円で、前年度に比べ30万円の減額、0.08%の減といたしました。

続きまして、都市計画税でございます。土地につきましては3億3,200万円で、前年度に比べ200万円の増額、0.6%の増でございます。家屋につきましては1億8,600万円で、こちらも前年度に比べ200万円の増額1.09%の増となっております。増額理由につきましては、固定資産税の土地・家屋と連動しているものでございます。滞納繰越分につきましては、100万円で前年度と同額でございます。結果、都市計画税全体では予算額は5億1,900万円となりまして、前年度に比べ400万円の増額、0.78%の増といたしました。

各税目の説明につきましては、以上でございます。

続きまして、その他の歳入科目のご説明をいたします。予算書24、25ページの総務手数料、30、31ページの総務費委託金、この2つにつきましては、歳出の職員給与費の特定財源といたしましてご説明しておりますので、割愛させていただきます。

予算書34、35ページ中段に記載しております町税滞納延滞金でございますが、こちらは前年度と同額の400万円を計上してございます。

それでは、予算書のページを戻らせていただきまして、恐れ入りますが、2ページへお戻りください。1款町税でございますが、町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税及び都市計画税まで町税全体を合わせた予算額を87億3,370万円といたしました。

続きまして、予算書の11ページ、予算事項別明細書でございます。最上段の町税ですが、前年度当初予算額と比較いたしまして3億5,030万円の増、4.18%の増といたしました。

なお、11ページの一番右の欄、構成比でございますが、町税の一般会計の歳入総額に占める割合は50.41%で、前年度に比べまして5.53ポイントの減となっております。

以上で、歳入町税の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

【柳田副委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いします。吉田委員。

【吉田委員】 勉強不足で大変恐縮なんですけれども、教えていただきたいんですが、システム改修費がいろんなところであると思うんですけども、徴収業務、税務収納課にあつては、デジタル化の中でこれから一番変わっていくところであろうなという中で、いろんなシステム改修であったり、機器の購入があるのは当然なんだろうなとは思っておるところなんですけれども、システムの金額の適正価格というのは、どうも我々にはなかなかはかりづらいところであつて、1点お尋ねしたいのが、システムとい

うのは各団体で備えなければならないのか。本来であれば、どこか1個にマザーシステムがあって、どこからでもアクセスできるようにすれば各自治体でこういう一々入替えをしなくてもいいものなのかどうかご教授いただければと思います。

【柳田副委員長】 池田税務収納課長。

【池田税務収納課長】 ただいまのご質問でございます。システムということでございますが、まさしく委員ご指摘のとおりでございます。システムにつきましては、総務省でも各自治体でそれぞればらばらに導入している状況を把握しておりまして、これを解消すべく令和7年度から全国の地方自治体の基幹システムを共通化するという形で今動きが出ております。これにつきましては税だけではございませんで、戸籍や国民健康保険ですとか、いろいろな町の中核システムを全国共通の動作環境で動くように共通化しようということで今開発が進められているところでございます。税につきましても、これから共通化していくんですが、実は法令が先行している部分がございます。7年度まで待っていただければ、そこで一遍に改修ができるんですけども、そこに至るまでの間にこういう形で一つ一つ予算計上していかなければいけないという状況になってございますので、そちらにつきましては、どうかご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

【柳田副委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【柳田副委員長】 他になければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、総務部税務収納課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【柳田副委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開します。

それでは、町民部町民協働課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

戸村町民部長。

【戸村町民部長】 改めまして、こんにちは。これより町民部が所管いたします令和5年度の予算案のご説明をさせていただきます。最初は町民協働課となりまして、説明に当たりましては岡野課長より、また質疑につきましては出席職員で対応してまいりますので、ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

【柳田副委員長】 岡野町民協働課長。

【岡野町民協働課長】 それでは、町民部町民協働課所管の令和5年度予算につきまして、予算特別委員会説明資料により説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

予算書は50ページから53ページの2款総務費1項総務管理費10目地域活動推進費でございます。タブレットの説明資料の2ページをご覧ください。

自治会活動支援事業費につきましては、町内の各自治会及び自治会長連絡協議会の活動を支援することにより、地域住民自治を推進するための経費でございます。役務費は、地域集会所の建物に対する保険料でございます。委託料は、地域集会所の管理運営のための指定管理委託料となります。使用料及び

賃借料は、3か所の地域集会所、倉見、大曲、中瀬の地域集会所用地の借上料と12か所全ての地域集会所へ設置したAEDの機械器具借上料でございます。負担金補助及び交付金は、町内22自治会の活動を支援するための自治会活動交付金及び自治会長連絡協議会への補助金などでございます。

なお、本事業費は、全て一般財源となります。

続きまして、タブレットの3ページ、協働推進事業費でございますが、こちらは自治基本条例を周知啓発するための経費で、自治基本条例の附属機関であるまちづくり推進会議の運営、開催に係る経費やみんなの協働事業提案制度に係る経費等でございます。報酬は、まちづくり推進会議委員の報酬でございます。報償費は、みんなの協働事業提案制度に係る協働事業選考委員会の委員謝礼と職員向け協働研修の講師謝礼でございます。旅費は、まちづくり推進会議委員の会議出席のための費用弁償と職員の普通旅費でございます。役務費は、全町民を対象とした住民活動補償制度の保険料でございます。過去の実績に伴い算出しております。委託料は、庁内の各課等で開催しております審議会等の会議録作成を一括して委託するための費用でございます。負担金補助及び交付金は、協働事業提案制度の推進事業費補助金でございます。地域の公共的な課題解決を町民と町が協働して進めるみんなの協働事業提案制度において、提案団体によるプレゼンテーションの結果、1件の提案事業を採択いたしましたので、令和5年度の提案事業として計上いたしました。

こちらの事業費の特定財源でございますが、資料は下段の歳入番号①、予算書は32から35ページのまちづくり基金繰入金より、協働事業提案制度の推進事業補助金分全額36万円を充当しております。

続きまして、資料4ページの歳入予算を説明させていただきます。予算書は22、23ページ、13款使用料及び手数料1項使用料1目総務使用料でございます。行政財産使用料として1,000円でございますが一之宮地域集会所における自動販売機設置のための土地の目的外使用に伴う使用料となっております。

以上で説明を終わります。よろしくご審査のほどお願いいたします。

【柳田副委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いします。山田委員。

【山田委員】 それでは、自治会活動の支援事業というところなんですけど、今自治会の加入率がなかなか伸び悩んでいるという毎年いろんな話も出ますけど、現段階で自治会の加入状況というのはどうなっているかお聞きします。

【柳田副委員長】 岡野町民協働課長。

【岡野町民協働課長】 自治会の加入率につきましては、毎年度7月を基準日しております。令和4年7月の段階で64.9%となっております。

【柳田副委員長】 山田委員。

【山田委員】 約4分の3、64%ということで、やっぱり加入率が伸びていないと分かりましたけど、これに関して加入する方を増やすための施策というのは自治会連絡会とか、そういうところで相談とか何かされているでしょうか。

【柳田副委員長】 岡野町民協働課長。

【岡野町民協働課長】 自治会の加入率が下がってきている点につきましては、町としましても喫緊の課題として捉えております。自治会及び自治会長連絡協議会と連携をして加入促進に努めているとこ

ろでございます。町といたしまして行っている施策、転入していらっしゃる方、この方々には必ず加入促進のチラシを配布してございます。また、家屋など開発の事前協議があった際にも業者に入居者に向けて自治会加入促進チラシを配布してございます。また、平成30年8月からは、自治会の加入手続の電子化を始めました。これにより今まで紙での申請、パソコンからのメールでの申請、これに加えスマートフォンから2次元コードを読み取って簡単に加入申請手続ができる、こちらの電子申請を始めたりもしております。また、自治会長連絡協議会では、今年度令和4年4月からホームページを開設いたしまして、魅力ある自治会の情報発信に努めております。

【柳田副委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

茂内委員。

【茂内委員】 2つあります。自治会の活動支援事業について、まず1つ目なんですが、各自治会から要望というものがありましたら、お聞きしたいと思います。協働推進事業費のことなんですけども、備考欄に採択事業数の減によると書いてあるんですけども、これは採択される前の段階の応募といいですか、その方が今までより減ってきているのか、それとも応募した中で採用になった方が減っているのか、どちらか教えていただければと思います。

【柳田副委員長】 岡野町民協働課長。

【岡野町民協働課長】 2点ご質問をいただきました。まず、各自治体から要望などはあるのかという点なんですけども、要望というよりは各自治会加入者が減ってきているということで、どのような対策を取ったらいいかとか、あとは役員さんの成り手不足の相談などもありますので、スムーズに役員を決めるための対策など、そういったお話をいただくことがあります。そういったお話については、寒川の中には22の自治会がございまして、自治会長連絡協議会の会議の場でそれぞれの自治会同士情報共有を図り、会則の見直しやスムーズな運営についてお互いに助言をし合って助け合っていくというような形で進めてございます。

2点目、協働事業の提案なんですけども、確かに採択も1件でございます。相談自体は2件ございました。実際の相談件数も減ってきていることは確かです。ただ、減っている中でもご相談があって採択に結びついている、5年度についてはそれが1件であったということになります。

【柳田副委員長】 茂内委員。

【茂内委員】 山田委員もおっしゃっていたように、自治会の加入のこととか、役員の方の課題がすぐあるとは思いますが、また違って意味で、まだコロナではありますけども、実際の活動も増えてきているとは思いますが、そういった中で町としてはどういった支援といたしますか、予算的に足りるのかとか、ちょっと思ったのでお聞きしたんですけども、地域のための活動をバックアップするような姿勢というものがどういったものがあるのかなということをまず次にお聞きしたいなと思います。

あと協働のことなんですけども、町をよくするための活動をされている方たちが、まずスタートとして支援してもらいたいというのが協働でスタートだと思うんですけども、減っているというのはどういう原因といたしますか、町民の意識とか、またあと町の雰囲気といたしますか、ごめんなさい、抽象的であれなんですけども、町が一緒によくしていこうというような、そういったものとかに関してはどのように考えているのかなというのをお聞きしたいなと思います。

【柳田副委員長】 岡野町民協働課長。

【岡野町民協働課長】 まず1点目の自治会活動をバックアップできないかというようなお話なんですけれど、町としましては交付している自治会活動交付金を使っていただいて、自治会さん自体の活動を活発にしていくというのももちろんなんですけど、各自治会でどのような活動をしているのかとか、そういったことを町として情報発信できる場がないかなということは考えております。令和3年度からになるんですが、庁舎1階のデジタルサイネージで9月の加入促進強化月間で自治会活動の紹介などをしております。これについては、令和4年度も9月に放映したんですけれど、今後はもう少し具体的にどのような活動をしているのかということ放映していけば、来庁している皆様に自治会活動ってこんなに楽しいことがあるんだということが伝えられたらと考えております。

もう一点、みんなの協働事業提案が減ってきているというところなんですけど、ここ数年はコロナ禍の影響を受けておまして、住民活動がやりにくいという表現があれなんですけれど、どうしても密になってしまうことが多かったので、コロナの中では行いにくい活動が多かったと考えております。ただ、今後コロナも収束してきておまして、ボランティア団体さんを町でももう少し支援できたらとは考えておまして、今までも広報にはボランティア団体さんの紹介は載せているんですけれど、今年度からは1階のデジタルサイネージでボランティア団体さんの紹介の動画も流しております。こちらは少し長めに作っておまして、それぞれの活動内容を細かく報告しているものです。そういったところから地域の活動、ボランティアさんの活動が活発になっていったらということを考えて、来年度も継続して行っていきたいと考えています。

【柳田副委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

関口委員。

【関口委員】 自治会活動支援事業費がほぼ横ばいで、ほとんど変化していないんだけど、予算編成の中でコロナの動きというのが見えなかった部分が秋口までくらい、年末くらいまで、なかなか見られなかった部分の積算がそこまで図られていないのかなという気がしないでもないんだけど、というのは、新たな22自治会が寒川町全体の動きの基本がそこにあると思うんですね。22自治会の一つ一つの動きというのが寒川町全体の基本的な動きになってくる、町民一人一人の。そういった意味で考えると、令和5年というのはこの段階に来てなんですけども、従来と違った、この3年間と違った活発な動きになってくるのかな。我慢してきていますから、相当こらえ切れなくなって、もうやろうよという動きが令和5年というのは出てくるのかなという気がします。多分岡野課長も、この段階でここまでコロナが収束するという読みが果たして、誰が見ても難しかったと思っていますので、そういった意味ではこれからいろんな事業が各自治会でもって地域集会所を使いながら展開をされていくということ考えたときに、例の光熱水費の高騰といった部分も含めると、回が増えてくればくるほど、この辺の負担が自治会に来ると思うんですが、その辺の補助というのをしっかりとしていかなければいけないんだろうということ考えたときに、積算の状況でのときと、今の状況というのは若干変わってきていますから、そういった意味では例えば各自治会からいろんな形での3年間の実績の中での積み重ねなのか、これが。それともそれ以前の実績の積み重ねなのかということを考えていったときに、きちっとした形での、ここで言われる活動支援事業費ですから、自治会の光熱水費の上がり具合も見た上で、活動が増えれば増

えるほど会館を使う頻度が高くなれば、おのずと出てくるわけですので、その辺について、果たして本年度の予算でいけるかどうかというのが心配な部分もあるんですが、そういった場合、どういう形で各自治会と連携を取りながら、また自治会連絡協議会とも連携を取りながら各地域集会所の動きも含めて、自治会連絡協議会に地域集会所の委託をしていますので、そういったことも踏まえながら、ある意味では対応も考えていかなければいけないんだろうなという気がするんですが、その辺についてのまず見解をいただけますか。

【柳田副委員長】 岡野町民協働課長。

【岡野町民協働課長】 自治会活動、また地域集会所を活用しての活動などのお話、ご提言ありがとうございます。確かに決められた予算の中で町としてできることは限られていると思います。ただ、あくまでも財政の支援ということではなく、人的な支援、そういったことも今後はできるのではないかと、そのように考えておりますので、今の段階でどの程度自治会活動が、復活というか、活発になってくるかも先が見えない状況ではありますが、町としてできる限りの人的な支援はしていきたいと考えております。

【柳田副委員長】 関口委員。

【関口委員】 例えば今人的支援という話だったんだけど、僕は予算のお金の話をしているんだけど、電気代にしても何にしても高騰している中で、果たして足りてくるのかなという気もするんですね、回数が増えれば増えるほど。こういった部分であったり、それから今までは事業展開しなかった部分がありますので、そういった意味ではコロナのこの3年間というのが予算がどうだったのか、どういう受け取り方を各自治会がしているのかというのもあると思うんですけども、ある意味でいうと僕の気持ちとしては、例えば自治会が動いて、物価高騰の部分も含めて考えていったときに、何らかの手だてが例えば生じてきたときに、ある意味でいうとしっかりとしたその辺の話合いの中での対応を、例えば体育館にしてもそうだし、地域集会所にしても、図書館にしてもそうだけでも、光熱水費、特に電気代というものが一気に上がってくるということを考えたときに、これらの対応を話合いの中でしていかなきゃいけないということが令和4年度もあったわけですね。そういったことから考えると、5年度についても、そういったことを自治会の担当の課として、そういう動きがあったときにはしっかりと話合いをしながら一つ一つの対応をしていってもらいたい、また支援をしていってもらいたい、そういった意味では柔軟な対応で、途中で補正を組むとか何とかということも含めながら自治会活動が円滑に進められるような、そういう方向に持っていってもらいたいなと思っているんですが、それについての見解をもう一度お願いできますか。

【柳田副委員長】 岡野町民協働課長。

【岡野町民協働課長】 大変失礼いたしました。電気代などの物価の高騰に関してなんですけれど、これに関しましては、町全体で物価高騰への対応ということで、町で一括して検討しているものがございますので、そちらで対応ができるものと考えております。私からの説明が不足していて大変申し訳ございませんでした。

以上です。

【柳田副委員長】 関口委員。

【関口委員】 分かりました。1つの夏祭りにしても、盆踊りにしても、いろんなものが今まで本当に何もできなかった部分がありますので、そういった意味ではいろんなこれから先展開されてくると思うんですけども、それもあくまでもコロナの動きにもよったりすると思います。ただ、いろんな話を聞きますと、各団体の、もうそろそろいいよねという思いを我々も聞きますので、そういった意味ではこうやって鎮静化してくると動きってすごく活発になってくるなど、今までの我慢がぐっと出ますので、この課が22の自治会との大事な接点ですので、よく話を聞いてあげて、そして町全体でもって対応ということももちろんあります。その情報をしっかりと町に届けながら、先ほど話が出ていますように、自治会の加入率の問題も含めて、そういったものを上げていく意味でも活発化されるということは、さらにこの3年間の人間関係が希薄化している部分が、もう一回新たな絆をつくり上げていくという動きにもなっていくと思いますので、どうかよく話を聞いていただいて、それを町の部局に上げて、対応できるものはしっかりと対応して、22自治会の活動運営がスムーズにいくような、そういった支援を令和5年度は動けば動くほどしっかりとした対応をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。何かありましたら、回答いただけますか。

【柳田副委員長】 岡野町民協働課長。

【岡野町民協働課長】 貴重なご意見ありがとうございます。私といたしましても、自治会活動がコロナのせいで収束していると考えております。地域活動を活発にしていくためには、自治会が表立って先頭を切ってイベントなりお祭りなりを実施していく必要があると考えております。そもそも自治会活動は楽しくなければ皆さんは参加してこないと思います。楽しい自治会活動ができるようなアドバイスを町からも全面的にバックアップしていきたいと考えております。

以上です。

【柳田副委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

吉田委員。

【吉田委員】 前段の委員が大体聞きたいところは聞いてしまったので、確認に努めたいところなんですけども、自治会は昨年7月ベースで加入率は64.9%ということでした。私も顔を出しているのでもあまり深くは申し上げていないところがあるんですけど、やったほうが良いことと自治会がやるべきことがあると思いますけれども、やるべきところの負担が大きくなっているのかなという感じがすごくしています。金額を見ても、今年度の予算も昨年度の予算も動いていませんで、予算も変わらず、ただ担うべき業務ばかりが、人数が少なくなっているという中で、1点だけ質問させてください。これ以上加入率が下がるようなことがあるならば、自治会にごみ出しであったりとか、それは生活インフラですよ。そういったことをお願いし続けることが適正だと思いますでしょうか。

以上です。

【柳田副委員長】 岡野町民協働課長。

【岡野町民協働課長】 自治会の役割のお話かと思うんですけど、自治会活動のそもそもは、皆さん地域の人たちが快適な生活、そして楽しく生活を送るために自治会というものは存在していると考えております。ですので、行政からの押しつけではなく、地域の皆様が暮らしやすいように、生活しやすいように自治会活動があるものと考えておりますので、行政からの押しつけというのは、押しつけとい

う捉え方が少し違うのかなとは考えております。皆様が生活しやすいように、ごみの件に関しても自治会にお願いしている状況と私は捉えておりますので、地域の方々が暮らしやすい、そういう自治会をこれからも広めていきたいと考えております。

【柳田副委員長】 吉田委員。

【吉田委員】 分かっていますので、あまりきついことも言いたくないんですけど、各自治体の、すみません。1点だけと言いましたが、それでは押しつけではないということでしたけど、押しつけという言葉は適切じゃないと思いますので、あくまでもよりよくするための協力団体だと私も思っておりますが、その中の年齢構成は把握しておりますでしょうか。各自治会ごとの参加年齢の構成。もしなければ役員でも結構ですけど、そういったデータというのはお持ちでしょうか。

【柳田副委員長】 岡野町民協働課長。

【岡野町民協働課長】 各自治会からは総会の資料などをご提出いただいておりますし、その中に役員さんの名簿などももちろんございます。ただ、そこに年齢は記載がないので、今の段階でそれを集計というのをしたことはないのが実情でございます。ただ、各自治会から話をお伺いすると、若い世代がなかなか自治会に加入してくださらないというようなお話を聞きますので、推測ですが、恐らく年齢構成はご高齢の方が多のかなということは私も危惧しております。

今後若い世代、転入されてくる若い世代を自治会加入に結びつける、魅力ある自治会づくり、そういったところを町としても支援していきたいと考えております。

【柳田副委員長】 吉田委員。

【吉田委員】 3回目なので、これでやめますけれども、年齢構成は一度見てください。私がここで言わんとしていることはご理解いただけるかなと思います。もちろん魅力で人を引きつけるのもあると思いますが、それは先ほど申し上げました自治会のやったほうがいい部分だと、もちろんそういった場面での組織の在り方も私は否定はいたしません、やらなければならないところと年齢構成、また自治会が生活インフラを担うというところの町の考えとしての正しさに関しては、どこかでお考えをいただきたいと思います。ただ、ここでお答えをいただくのは難しいかと思いますが、可能な範囲で、担当課としても感じているところがございましたら、いただきたいと思います。

【柳田副委員長】 岡野町民協働課長。

【岡野町民協働課長】 今お話いただきましたとおり、これまで各自治会に対して具体的な世帯構成などまで確認したことがなかったというのが事実でしたので、今後令和5年度からは早速取り掛かってみたいと考えております。そしてまた自治会が負担しているという表現があれなんです、ご協力いただいているような行政の内容についても、改めて洗い出しをして、自治会運営を妨げないような、あくまでも生活に必要なご協力をいただけるような町と自治会の友好的な関係をつくり上げていきたいと考えております。

以上です。

【柳田副委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【柳田副委員長】 他になければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、町民部町民協働課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。再開は16時50分といたします。

【柳田副委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開します。

暫時時間延長いたします。

それでは、町民部町民安全課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

戸村町民部長。

【戸村町民部長】 続きまして、町民安全課より令和5年度の予算案のご説明をさせていただきます。説明につきましては高木課長より、また質疑につきましては出席員で対応してまいりますので、ご審査のほどよろしくお願ひ申し上げます。

【柳田副委員長】 高木町民安全課長。

【高木町民安全課長】 それでは、令和5年度町民安全課予算の説明をさせていただきます。町民部町民安全課所管の令和5年度予算につきましては、予算特別委員会参考資料によりご説明させていただきますので、よろしくお願ひします。タブレット資料は100町民安全課予算特別委員会説明参考資料2ページをご覧ください。予算書は52ページ、53ページの2款総務費1項総務管理費11目安全対策費でございます。防災対策の充実事業費の防災対策事務経費であります。これは防災事務に要する経費でございます。旅費については、職員の普通旅費、需用費では、ファクス用トナーの消耗品費や倉見防災倉庫の電気料の光熱水費、役務費では、災害対策用携帯電話通話料の通信運搬費や倉見防災倉庫の保険料、委託料では、台風や豪雨時に迅速かつ的確な防災配備体制や避難判断への活用、また町民の皆様へ気象情報等コンテンツサービスを行います水防体制支援サービス委託料でございます。負担金補助及び交付金では、災害時など県と市町村との円滑な連絡体制の構築から運用しております神奈川県防災行政通信網再整備への負担金などがございます。

なお、本経費は全て一般財源となっております。

次に、3ページをご覧ください。防災対策事業費であります。報酬については、寒川町防災会議及び寒川町国民保護協議会、寒川町地震災害警戒本部の委員報酬、報償費では、防災講演会の講師謝礼、需用費では、各避難所に備えるための防災用備蓄品などの消耗品費、災害時の医療救護所用医薬品の医薬材料費、役務費では、ドローンの損害保険料、委託料では、町内に4基設置しております耐震性貯水槽点検清掃委託料など、原材料費では、土のう用川砂の購入費、備品購入費では、各避難所等に備えるための防災資機材の購入費、負担金補助及び交付金では、集中豪雨等による浸水被害軽減から止水板の設置に対し補助を行うもの及びドローンの操縦資格に関する講習受講料でございます。備考の増減理由につきましては、記載のとおりでございます。

続いて、下表をご覧ください。防災対策事業費の特定財源でございます。歳入番号①、予算書は28ページから31ページの神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金で、報償費、需用費、備品購入費、負担金補助及び交付金に充てているもののほか、自主防災活動事業費などほか4事業へ充当し、その他都市計画課の耐震改修促進事業費に充てており、補助率は事業の項目により2分の1または3分の1となっております。

また、歳入番号2、予算書は32ページから35ページのまちづくり基金繰入金は、備品購入費に充ててございます。

次に、4ページをご覧ください。防災行政用無線維持管理経費であります。報償費については、町内に防災行政用無線の子局を51局設置しているうちの民地をお借りしている21局分の地権者に対する謝礼、需用費では、子局51局の電気料の光熱水費、役務費では、MC A無線機の通信料と防災行政用無線の放送内容を補完するための音声応答装置の電話回線使用料の通信運搬費、委託料では、固定系及び移動系の防災行政用無線の保守点検委託料、工事費では、田端拠点整備区域内に設置しております防災行政用無線子局の移設工事請負費、負担金補助及び交付金では、防災行政用無線及びMC A無線に係る電波利用料負担金などでございます。備考の増減理由につきましては、記載のとおりでございます。

続いて、下表をご覧ください。防災行政用無線維持管理経費の特定財源でございますが、歳入番号1、予算書は28ページから31ページの神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金で、工事請負費に充ててございます。また、歳入番号2、予算書は36ページ、37ページの防災行政用無線維持管理事業債は、同じく工事請負費に充ててございます。

次に、5ページをご覧ください。自主防災活動事業費であります。これは自主防災組織における資機材の充実及び活性化を図るための経費でございます。負担金補助及び交付金は、自主防災組織が災害時に効果的な活用ができるよう、防災訓練や避難訓練、救護等の必要な災害への備えから資機材等の充実を図るための補助でございます。

続いて、下表をご覧ください。自主防災活動事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、予算書28ページ、31ページの神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金で、負担金補助及び交付金に充ててございます。

次に、6ページをご覧ください。ここからは交通安全、防犯対策の充実事業費に入らせていただきます。自転車駐輪場維持管理等経費であります。宮山、倉見駅の自転車等駐車場の用地確保及び維持管理並びに寒川駅自転車等駐車場の経費でございます。需用費は、自転車駐車場用地借上げの賃貸借契約書に添付する印紙代の消耗品費、委託料は、宮山、倉見駅の自転車駐車場の整理及び放置された自転車の回収、立会いなど撤去に関わる委託料、使用料及び賃借料につきましては、宮山、倉見駅に関わる自転車等駐車場用地の土地の借上料、負担金補助及び交付金は、平成29年度に供用開始いたしました寒川駅自転車等駐車場施設の建設負担金で、公益財団法人自転車駐車場整備センターとの協定に基づくものでございます。

なお、本経費は全て一般財源となっております。

次に、7ページをご覧ください。交通安全活動事業費であります。交通指導員を中心とした交通安全活動と意識の高揚を図るための経費でございます。報償費につきましては、交通指導員16名分の謝礼、需用費では、新入学児童用の黄色い帽子や交通指導員の停止帽などの消耗品、指導員の制服などの被服費、役務費では、交通指導員の活動保険料、負担金補助及び交付金では、交通事故防止や交通安全に関する様々な啓発を行っている寒川町交通安全対策協議会及び一般財団法人茅ヶ崎地区交通安全協会への補助金でございます。

なお、本事業費は全て一般財源となっております。

次に、8ページをご覧ください。放置自転車対策事業費であります。寒川町自転車等の放置防止に関する条例に基づく放置自転車対策推進のための事業費でございます。需用費では、放置自転車の保管用地借上げの賃貸借契約に添付する印紙代の消耗品費、役務費では、放置自転車保管場所における盗難等に対する賠償責任保険の保険料、委託料では、寒川駅周辺の自転車等放置禁止区域内のパトロールや放置車両への警告札の添付といった放置防止のための指導啓発業務、放置された自転車等の撤去運搬業務、放置自転車等保管場所における整理など管理業務における委託料でございます。使用料及び賃借料では、広域リサイクルセンター北側に設置する自転車等保管場所の土地の借上料でございます。

続いて、放置自転車対策事業費の特定財源でございますが、歳入番号①及び②、予算書の34ページ、35ページの放置自転車等保管料及び撤去自転車売払収入については、それぞれ委託料に充ててございます。

次に、9ページをご覧ください。防犯対策推進事業費であります。町民が安全で安心して暮らせる犯罪のないまちづくり推進のための事業費でございます。報酬及び共済費、旅費では、防犯アドバイザー1名と防犯相談員2名の計3名分の報酬及び社会保険料と通勤手当でございます。需用費では、新入学児童用の防犯ブザー購入の消耗品費や町内全域の防犯灯電気料及び一之宮分庁舎等の電気料や上下水道使用料の光熱水費、役務費では、一之宮分庁舎の電話料等の通信運搬費及び建物共済の保険料、委託料では、一之宮分庁舎の清掃委託料、使用料及び賃借料は、防犯灯のリースで、リース料はLED灯本体のリース料のほか付帯サービスとして灯具の維持管理及び修繕、システム更新費用が含まれております。工事請負費では、防犯灯の新設工事で、本年度も地域の防犯灯新設要望に応じて、安心安全のまちづくりを一層推進できるよう設置数を50灯予定しております。備品購入費は、防犯カメラの機械機器購入費で、令和5年度は倉見駅南側自転車等駐車場へ設置を予定しております。負担金補助及び交付金は、暴力団の追放に向けた活動を推進する茅ヶ崎・寒川暴力団排除推進協議会への負担金及び犯罪のない社会づくりに向け防犯等の普及高揚に関する活動を行う茅ヶ崎・寒川防犯協会への補助金でございます。備考の増減理由につきましては、記載のとおりでございます。

続いて、防犯対策推進事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、神奈川県特殊詐欺被害防止対策補助金の終了に伴い迷惑電話防止機能付電話器等購入補助金を終了するものでございます。

また、歳入番号②、予算書は34ページ、35ページのまちづくり基金繰入金は、備品購入費に充ててございます。

次に、10ページをご覧ください。安全対策事務経費であります。旅費は、職員の普通旅費でございます。なお、本事務経費は全て一般財源となっております。

次に、11ページをご覧ください。ここからは消防体制の充実事業費に入らせていただきます。消防体制充実事業費であります。これは茅ヶ崎市と寒川町との消防業務の経費に関する協定に基づく事業費などでございます。委託料では、協定に基づき人件費等相当分及び常備消防費に関わる経費を負担するものです。使用料及び賃借料については、広域化以前町で長期継続契約をいたしました消防庁舎の空調設備、変電、発電設備やAEDの借上料で、借上期間終了後は茅ヶ崎市消防本部の管理となります。備考の増減理由については記載のとおりでございます。

続いて、下表をご覧ください。消防体制充実事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は36ページ、37ページの消防体制充実事業債は委託料に充ててございます。

次に、12ページをご覧ください。公共施設再編計画実施事業費であります。これは茅ヶ崎市・寒川町広域消防運営計画に基づく消防車両の適正配置から寒川分署及び宮山出張所の整備事業費でございます。今年度からは宮山出張所の整備を進めてまいります。委託料につきましては、出張所建設に伴うボウリング調査委託料、公有財産購入費は、土地購入費、補償補填及び賠償金は、予定地にあります温室や物置等の物件補償費でございます。備考の増減理由につきましては記載のとおりでございます。

なお、本事業は全て一般財源となっております。

次に、13ページをご覧ください。消防団活動充実事業費でございます。これは消防団を運営するための安全管理体制や活動装備改善や車両維持管理などの消防団活動の充実から地域防災力の強化を図る事業費でございます。報酬は、正副団長をはじめ消防団員178名分の消防団員報酬及び総務省消防庁から示されました基準に基づき出動手当を見直し、これまでありました費用弁償を出勤報酬と改め、消防団員の処遇改善を図るための報酬でございます。災害補償費は、消防団公務災害に対する補償費、報償費は、消防団員として5年以上勤務された方が退職された場合に支払いをいたします退職報償金、旅費は、消防団員の普通旅費等、需用費は、消防団員の階級章や消防ホースなどの消耗品の購入や消防団車両の燃料費、消防団待機所の電気料等の光熱水費、消防団車両の法定点検等の修繕費、消防団防火着、活動服、編上げ靴、ヘルメットなどの被服費でございます。役務費は、消防団車両や車庫待機室等の損額保険料や令和5年1月から実証実験を開始しております消防団専用アプリ導入の通信運搬費、委託料は、消防団待機室の浄化槽保守点検や令和6年度県操法大会出場分団の健康診断委託料、使用料及び賃借料は、有料道路交通料、備品購入費は、第5分団へ配備しております消防団車両の老朽化から、小型動力ポンプ付消防ポンプ積載車の更新を行う機械器具購入費でございます。負担金補助及び交付金は、団員へ公務災害補償や退職報奨金等に対する消防団員等公務災害補償等共済掛金負担金や消防団運営交付金などがございます。公課費は、消防団車両の自動車重量税でございます。備考の増減理由につきましては記載のとおりでございます。

続いて、消防団活動充実事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は28ページから31ページの神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金は、需用費の消耗品費及び被服費と備品購入費に充ててございます。

また、歳入番号②、予算書は34ページから37ページの消防団員退職報奨金は、報償費に充ててございます。歳入番号③、予算書は36ページ、37ページの消防団活動充実事業債は、備品購入費に充ててございます。

次に、14ページをご覧ください。消防水利関係経費でございます。これは公設消火栓や防火水槽の維持管理を行い、災害時の消火態勢の確保を図る経費でございます。需用費は、防火水槽等用地借上げに伴う収入印紙や街頭消火器の消耗品購入費でございます。役務費は、防火水槽等用地借上げに伴う通知用切手の通信運搬費、委託料は、消火栓表示ライン塗装委託料25か所でございます。使用料及び賃借料は、防火水槽等用地の土地借上料や県企業庁へ依頼します消火栓の新設及び維持管理に伴う負担金で、県企業庁水道局に負担金を支払ってございます。

続いて、消防水利関係経費の特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は28ページから31ページの神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金は、需用費の消耗品費に充ててございます。

次に、15ページをご覧ください。歳入の一般財源分についてご説明させていただきます。予算書は22ページから23ページの行政財産使用料につきましては、寒川駅南口自転車等駐車場内に設置されております東京電力の電柱敷地料及び寒川分署の自動販売機、小谷分団車庫に公衆電話を設置します行政財産使用料でございます。また、公有財産売却収入は、青色回転灯付自動車の購入済みによる減となります。

また、予算書は34ページから37ページの諸収入につきましては、消防団員福祉共済制度の雑入でございます。こちらは財政課でまとめてご説明したものといたします。

次に、16ページをご覧ください。令和5年度休止及び廃止事業でございます。1番の事業中防犯対策推進事業費の迷惑電話防止付電話機等購入補助金に充ててございました神奈川県特殊詐欺被害防止対策補助金の終了に伴うものでございます。2番、事業中消防広域化準備経費でございますが、消防広域化による無線システム改修作業の終了に伴うものでございます。

以上で、町民安全課の令和5年度予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

【柳田副委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いします。茂内委員。

【茂内委員】 防犯カメラのことについてお伺いいたします。新設は倉見駅という今お話がありましたが、ほかには例えば必要と思われる場所、トイレとか、町内でも設置を考えているとか、予定のところはありますでしょうか。

【柳田副委員長】 高木町民安全課長。

【高木町民安全課長】 防犯カメラにつきましては、令和元年度に小・中学校全てに設置済みとなりまして、令和2年度に宮山駅自転車等駐車場へ、令和3年度に倉見駅自転車等駐車場北側に設置しまして、令和4年度には南部福祉会館に設置しております。一応今年度はバリアフリー工事の関係で南側駐車場にカメラの設置ができませんでしたので、南側の設置をさせていただき予定で進めさせていただきます。一応防犯カメラにつきましては、要綱等がありまして、公共施設に限られていることとなりますので、今後も公共施設の必要な場所に設置を行っていきたくと考えております。よろしくお願いします。

【柳田副委員長】 茂内委員。

【茂内委員】 ただいま公共施設へというお話がありましたが、今新聞やテレビの報道などで犯罪がある中、町としては、子どもから大人まで町民の皆様を守るために、安心安全のために町民の方から例えばここに付けてほしいとか、依頼があったものに関しては対応といいますか、そういう動きを取るか、今後何かありましたら教えていただきたいなと思うんですけども、お願いします。

【柳田副委員長】 高木町民安全課長。

【高木町民安全課長】 防犯カメラにつきましては、うちでつけているものと公園等で所管する防犯カメラ等があるんですけど、寒川町の防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱というものがございまして、そちらに基づいてカメラを設置している内容となります。そちらの要綱に関しましては、公共施設の必要な範囲でという決まりになっておりますので、ただ、公共の必要な部分と道路とかも入るような形では映っておりますので、倉見駅に今設置してある北側のカメラは、警察から警察の捜査に必要な範囲で閲覧をさせていただきというような申請等は上がってきていますので、そういった防犯面には

活用させていただいているという形となっております。よろしく申し上げます。

【柳田副委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

山田委員。

【山田委員】 件数が多いですけど、質問させていただきます。まず、3ページの防災備品の状況なんですけど、どのようになっているのかお聞きします。その中でも特に最近よく言われているのが、避難所ですね。床に直接寝るのが今まで通常だったんですけど、これに関して段ボールベッドというものを利用して足の悪い方なんかでも移動がしやすくなるとか、いろんな良い状況になっているということなんですけど、それについて、どういう状況になっているのかというのをお聞きします。

それから、自転車駐輪場で倉見駅と宮山駅の状況なんですけど、ここ最近利用者が増えていて、駐輪場がいっぱいになっているということをよく聞きます。それに対してシルバー人材センターに委託して管理されているわけなんですけど、これに関してもう少し管理状況をよくするための対策というのは考えているでしょうか。

それから9ページで、防犯灯の関係なんですけど、今年度50基設置するという予定になっているみたいなんですけど、よく最近言われるのが、学校の周りの防犯灯が少ないという要望があります。そこに関してどのように情報収集されているのかというのを伺います。

それから交通安全対策で、この予算の中では旅費ということになってはいますが、交通安全対策ということから、今、狹隘道路、狭い道路に関して車自体の幅が広がっていて、どうしても今歩行者が通るときに危ないというところが結構増えているというお話を聞いています。具体的に場所を言いますと、大山踏切から南に移動する道なんですけど、湘南信金から踏切を渡って南に行く道、そういうところは車の通行量が多くて歩行者と自転車が危ないというご意見をいただいていますので、そういうところの安全対策というのは、これからどうしていくのかというところをお聞きします。

あと、11ページで、はしご付消防車と機材運搬車を購入されるということなんですけど、これは茅ヶ崎消防署のを購入するという事なんですか。そうした場合はしご付消防車と、それから機材運搬車に関して金額というのは総額で幾らになるのかお聞きします。

それとあと北部の消防用地を今年度ボウリング調査をするということなんですけど、それ以外の調査というのはどうなっているのか。というのは、消防用地の近くに旭保育園がありますけど、それに関してそういうところへの影響というものはないのか調査するのか、お聞きします。

それからもう一点、消防水利の関係で街頭に消火器を設置していると思うんですけど、たしか寒川町の管理になっていると思うんですけど、それが設置されているところでブロック塀というか、ブロックで囲ってある消火器が何か所かあります。それがかなり老朽化して崩れかけているというところがありますけど、そういうところに関して実際これは何年か前に聞いたと思うんですけど、土地所有者の管理ということでありましたけど、そういうところの指導というのはどうなっているのかお聞きします。

以上です。

【柳田副委員長】 7点ございますが、随時答弁いただきたいので、お願いいたします。

高木町民安全課長。

【高木町民安全課長】 順番は違いますが、お答えさせていただきたいと思います。まず、防犯灯の

状況ですけれども、防犯灯につきましては、各自治会に要望の申請書を自治会長連絡協議会を通してお配りしまして、そちらの要望についてうちで審査させていただいて、設置させていただいているという形となっております。学校の周りが暗いという話でございますが、その辺は自治会さんにも、そういう箇所の要望がございますかというのは、またお聞きしながら進めていきたいと思っております。なお、今年度につきましては、南小の西側にあります1級町道が少し暗いのではないかというようなお話はいただいている部分がありますので、そちらに何か設置するような形では調整したいと考えております。

なお、次の交通の狭隘道路で湘南信金さんの通りでございますが、寒川町の南北道路はなかなか少ないところがありまして、交通量が多いところではございますが、拡幅ができかねるところがございますので、各交差点を赤い色等で安全対策をするカラー塗装等を行って交通の関係の事故が起こらないよう交差点の対策等を道路課と協議しながら進めているという状況となっております。

消防署の調査につきましては、今年度につきましては、用地交渉を協議しまして、税務協議がまだ終わっていないので、なかなか進めづらいところがあるんですけれども、買う土地が相続になっておりまして、その所有者が決まりましたら、早急に税務協議を行いまして、その後地元説明会というのに入らせていただきたいと考えております。その後用地が購入できましたら、ボウリング調査で消防設備を建てる土地の地耐力の調査と、あと購入に伴う補償費の予算を計上しておりまして、その他の調査につきましては、特にまだ今のところどうするかというのは考えていない状況となっております。

【柳田副委員長】 三町副主幹。

【三町副主幹】 はしご車及び資機材搬送車の件についてお答えいたします。はしご付消防自動車及び資機材搬送車に関しては、茅ヶ崎市で予算計上し、購入します。負担割合に応じて寒川町で負担する、その金額を予算計上しております。ちなみに、はしご付消防自動車にあつては約2億1,700万円です。資機材搬送車、災害現場等に空気ポンプ等資機材を搬送するための車両なんですけれども、こちらが約1,400万円となっております。その寒川町の負担額が予算計上してある金額となります。

もう一点、街頭消火器についてご質問いただいております。危険なものがあるということで、ご指摘を受けました。茅ヶ崎市消防本部に街頭消火器の点検を今消防業務の委託の中でお願いして、報告を受けております。全て何か異常があったり、老朽化や危険なものがありましたら、順次、今消火栓を箱に入れておりまして、そういったものに切り替えるように予算でも計上したものにどんどん切り替えていくような形で進めております。もし危険なものがあれば、情報提供いただければ、すぐに対応するような形で考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上となります。

【柳田副委員長】 高木町民安全課長。

【高木町民安全課長】 先ほどご質問の寝具の状況なんですけれども、寝具につきましては、簡易担架ベッドでは542台、あと、もうちょっとしっかりした多目的ベッドというのを30基備蓄してございまして、段ボールベッド等の備蓄はございません。あと、自転車等駐車場の整理委託に関しましては、シルバー人材センターと協議を重ねておりますが、特に今の時間数で問題があったり、整理ができないということはないという報告となっておりますので、特段時間を延ばすとか、そういう予定は今のところない状況となっております。よろしく願いいたします。

【柳田副委員長】 山田委員。

【山田委員】 分かりました。じゃ、順次また聞きます。まず、ベッドのことにに関して、段ボールベッドはないところですけど、簡易的なベッドが542台あるということで分かりましたけど、どっちにしろ避難所でベッド数は足りないのかなと思いますので、これからいろいろ調査してもらって対応していただきたいと思います。

次、駐輪場の件なんですけど、シルバー人材センターからは特に問題ないという報告があったということなんですけど、実際現場を見てもらうと、かなり乱雑になる時間帯もあると思いますので、もしかしたら職員の方にも直接現場を見てもらうということが一番いいかなと思いますので、その辺はまた調査をお願いします。

防犯灯の件に関しては、自治会を通してということで分かりました。

あと、交通安全対策で狹隘道路の話をしました大山踏切のところの道ですけど、道路課との相談というか、また警察とも協議といろいろあるとありますので、しっかり対策を取っていただきたいと思います。

街頭消火器に関しては、茅ヶ崎消防署ということで、こちらも後日また情報提供していきたいと思いますので、またよろしくをお願いします。

取りあえず以上です。

【柳田副委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

吉田委員。

【吉田委員】 1点だけ。消防団活動事業費の中で、私は昨年一般質問させていただいたところがあるので、確認をさせていただきたいんですけども、防災訓練の件です。消防団に依頼を出す際に、そこでお困りというか、分からないなという声がちらほら聞こえてまいりますので、防災訓練、消防団と依頼を出す際の動きをどのように整理されたのかご確認させていただきたいと思います。

【柳田副委員長】 高木町民安全課長。

【高木町民安全課長】 地域の防災訓練に消防団の方にご参加していただけるという内容なんですけれども、自治会からうちに訓練をしますという届出が来ます。その際に地域の消防団を呼んでいただけませんかというお声かけがかなりございます。それを受けまして消防担当に連絡しまして、各消防団の分団長に連絡して、いかがですかというような形の確認をしながら進めてはおりますが、地区の消防団と地域をコミュニティ的な形成をしていただきたいというような我々の思いもありますので、なるべく今後は消防団と地域の自治会が関われるように、積極的に参加していただきたいというようなお願いはさせていただいている状況となっております。よろしくをお願いします。

【柳田副委員長】 三町副主幹。

【三町副主幹】 ちなみにそういった訓練を想定しまして、3月5日に訓練についての説明会を消防団に対して行っております。AEDや消火器、そういった訓練で使うような資機材等も各消防団に配布して、今後積極的に防災訓練に参加できるような体制を今構築しつつあるような状況でございます。

以上となります。

【柳田副委員長】 吉田委員。

【吉田委員】 消防団に防災訓練に参加する場合の技術を伝えるためのそういった交渉が行われることは承知しましたが、先ほどの説明の中だと、自治会から町にお願いがあって、町からはどうですかという投げかけを分団にしてしまうということは、分団によっては断られる可能性があるのか、その辺の整理が悩ましい、どうなっているのかをご確認させていただきたいのと、活動報酬が出動すれば出てまいりますので、何人であるとか、そういった指定であったりとか、何人自治会で呼んでほしいとか、その辺の整理とか、そういうものは行われていないのでしょうか。自治会長に例えばそういった話合いの場は設けられていないという理解でよろしいのでしょうか。またこれまでに話があったということでしたけども、あった話ほどのように整理されたのでしょうか。

【柳田副委員長】 三町副主幹。

【三町副主幹】 人数だとか要望に関しては、依頼が来たときに直接確認させていただいて、その要望にできるだけ添えるような形で対応しようと今考えております。また、先ほどお話があったように、報酬が上がったこともありますので、そういったところも踏まえて私たちが適切な対応をさせていただく予定です。また依頼があったときには、今回3月5日に説明会を行ったときには、積極的に受けますという形で消防団員には周知しておりますので、そういった依頼があったときには私たちから、いついつ行ってくださいと、何人ぐらいで行ってくださいという形で今後伝えるような、そんな体制で考えております。

以上となります。

【柳田副委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

関口委員。

【関口委員】 安全対策の関係でなんですけども、課長を含め町民安全課の皆さんが町内を走ったときに、止まれであったり、横断歩道であったり、こういうところの薄くなってきているところについては、多分目にされているところが結構あるだろうという気がします。県もいろんな予算化の問題もあったり、いろんな意味で動きがどうなっているかということはあるんですけども、町が勝手にできませんから、毎年になるのか毎月になるのか分かりませんが、要望していかないといけないと思うんですね。そうしないと、交通安全で、町民の皆さんにしてみると非常に不安になる、こういうことを考えたときに、町全体をこうしてくれということはなかなか難しいと思うので、この部分、この部分ときちっと場所を選定して県にやっていただかないと、向こうがやるのを待っているということでは絶対にいかんと僕は思うんですね。ですから、その場所をしっかりと押さえた上で、もちろん町民からの町に対する要望があるかもしれませんけども、職員の皆さんも道路課も含めて連携を取りながら、危険箇所についてはきちっと止まれについても、それから横断歩道についても、町ができれば僕らはがんが言いますけども、そうでないだけに県にお願いしなきゃいけないという部分がありますので、それはきちっと要望を出した上で、1か所でも2か所でも数多く県に白線を引き直してもらおうとかという形を取らないと、町内の交通安全で弊害が出てくると思いますので、この辺についてはしっかりと県に依頼を出してもらいたい。そうでないと、子どもたちに対してもよろしくないと思いますので、そういった意味でもその辺の体制をできれば考えていただきたいなと思いますので、これについての見解をお願いしたい。

それから標識についても、場所によっては、こんなところに何で立っていないんだろうというところ

があるんですけども、それについては、もちろん道路の優先だとかいろいろありますから、この件についても、警察なら警察なりの、また公安委員会なら公安委員会なりの考えがあってだと思いますので、この辺についても危険箇所の点検をやりながら標識を立ててもらう、これについての県に対する要望も併せてお願いしたいなと思います。つけなくてもいいようなところについている標識があったりしますから、勝手に向こうがやるという状況になっていますので、そういう点では町民としてこんな完全で交通安全にならない、交通不安全になっている場所があるわけですよ、標識のおかげで。ですから、そういったことを考えると、もう少し町は交通安全で責任がありますから、きちっと県にお願いしていくということをよろしくお願ひしたいなと。

それからもう一つは、自転車の交通事故の関係で、非常に今法律が厳しくなっています。ヘルメットの義務化については、子どもたちなんかの場合は、自転車に乗るときにヘルメットをつけたりということが最近は多くなってきていますから、そういった点では本当に安心をしている部分もありますし、また交通指導員さんにいろんな形で指導していただいて、自転車の乗り方も含めてやっていただいていますけども、大人へのこの辺についての啓発というのは、町民安全課として大人の着用についての周知徹底だとか、必要性というものについての交通安全講習になるのか、どういう形になるか分かりませんが、これについての啓発というのはどのような形で進めていくのか、見解をいただけますか。

【柳田副委員長】 高木町民安全課長。

【高木町民安全課長】 ありがとうございます。交通安全につきましては、当課としても推進していきたいと考えておりますので、標識だったり、白線だったり、止まれだったりというのは重要と考えております。なので、警察のルールがございまして、うちで危険箇所安全点検というのを年に1回職員に動員をかけて全ての地域を回っていただいています。そちらの地域から出てきた危険箇所点検については、地図をつけて警察に全て、まず1回は茅ヶ崎警察署に全部地図付で要望書は上げさせていただいております。そこで一応茅ヶ崎警察署で県警本部に上申するものを見極めまして、上申された内容が県警本部に行った後、うちには警察のOBの方がいらっしゃいますので、昨年度は県警本部に行っていて、ぜひつける箇所を増やしていただきたいというようなお話をさせていただきました。そうしましたら、100上げたとしたら6割弱白線等を引いていただくことが今年度につきましてはできまして、また来年度以降もお願いに行こうかというようなお話をさせていただいております。

標識につきましては、警察の交通の関係の法規がございまして、地域から上がってきたところに関しましては、同じように要望は上げさせていただいております。そちらにつきましては、警察の判断もありますので、努力はしていきたいと考えております。

あと、自転車の大人に対しての交通ルールというものに関しましては、防犯アドバイザーが回っているときに一時不停止をしている方がいらっしゃったときには、止まって注意をしていただいたりという指導をお願いしておりますので、月に3、4件と日誌には書いてあって、注意しましたということになっておりますので、そういったものをまた強化していきたいと考えております。よろしくお願ひします。

【柳田副委員長】 安全対策のヘルメットの周知をどうするかというところですね。

高木町民安全課長。

【高木町民安全課長】 ヘルメットにつきましては、大人の方につきましては、ホームページや広報を使いまして、周知啓発に努めていきたいと考えております。よろしくお願いします。

【柳田副委員長】 関口委員。

【関口委員】 先ほど課長から答弁がありましたけども、止まれであったり、横断歩道については、行って話せば6割ついたという話が今ありましたけども、つくのであれば、なるべく行ってくださいよ。なるべくじゃないよ、行ってくださいよ。県警に、また茅ヶ崎警察に要望しながら、できれば現場写真を撮って、そのものを見せれば、これじゃ使い物にならないなって必ず分かると思います。そういう場所が寒川町内に相当数ありますので、ですから、できればそういったところを含めて町民の安全を考えたときには、これは行政が動くしかないと思うんですね。行政が動いて警察へ動いてもらう、安全協会に動いてもらうという形を取らざるを得ないということを考えてときに、そういう箇所を点検しながら、我々も気がついたらなるべく言うようにしますが、この前の大村の海老名境の交差点についても、お願いした段階で本当に道路の真ん中に色変わりの交差点に、これは間違いなく交差点ですよという表示を早速やっていただきました。ですから、動かなければ向こうも動きませんので、こちらが動いたら向こうも動いてくれます。ですから、そういった意味では町民の安全を考えたときに、警察にしっかりと行政が動いて安全対策を講じてもらいたいなど、1か所でも危険箇所がなくなるように、こういう形をつくり上げてもらいたいと思いますので、できれば毎月の点検の中でそういう形を、寒川は本当にうるさいなというくらい県警に言っていくような、交通安全協会に言っていくような形をつくっていただいたほうがいいなと思いますので、よろしくお願いしますと思います。

併せて先ほどの自転車の関係ですけども、自転車のヘルメットが義務というよりも、なるべくつけるようにということになってくるだろうと思うんですね。自転車と歩行者だったり、自転車と車だったり、自転車と何だつたりがぶつかったときに、倒れたときに相当頭を打つ。この前もテレビでやっていましたけども、本当に危険があるということから、なるべくつけるようにという指導は、自転車の乗り方に対しての指導というのは、相当これから厳しくなってくるような気がいたします。ですから、町ぐるみの会合もあるんだな、年に1回だけ。そういうところでもしっかりと徹底してもらいたいし、警察からもそういう話をしてもらいながら、そのほうが安全だよという周知徹底をしていくということが大事だと思います。ですからネットで流したり、広報で流したりということもあるかもしれませんが、町民安全総ぐるみ、この会合でもコロナの間というのは縮小してやっていたから、こういうところでもしっかりと徹底してもらいたいと思いますし、また交通指導員さんが東分庁舎でもって自転車の乗り方とか、マナーをやりますよね。そういったときにもチラシを配布するとかしながら、つけたほうが安全なんだという徹底を特に警察からの指導に多分なってくると思いますので、道交法の関係も含めて、ですからそういった意味では情報ももらいながら町民の皆さんにしっかりと徹底していくということ、茅ヶ崎、寒川というのは非常に自転車の事故の多いところですから、そういった意味でも茅ヶ崎と連携を取りながら、町民の人たちに安全対策を講じてもらうように徹底することも大事だと思いますので、その辺のことについても、課長、いろんな情報を踏まえて、いろんなところで発信してもらって、安全対策を講じてもらいたいと思いますので、いま一度ご答弁いただけますか。

【柳田副委員長】 高木町民安全課長。

【高木町民安全課長】 ありがとうございます。標識や交通の表示に関しましては、うちも積極的に動いて、県警の予算を確保したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

自転車の乗り方につきましては、先ほどもお話がありましたけれども、交通安全対策協議会の総会のときに、倉見の事故の交通安全対策について交通課長さんにご講義をいただいております。総ぐるみ大会のときには、生活安全課長から、防犯対策については講義をいただいて、皆様に周知を図らせていただいております。また、そういった面も含めまして強化させていただきまして、またイベント等とか産業まつりとかを通して、パンフレットというの周知啓発も併せて行って、また今年度広報とかでヘルメットの着用は努力義務というのがありますよとか、交通安全対策をこういうふうにしてくださいみたいなものを、また啓発もしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【柳田副委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【柳田副委員長】 他になければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、町民部町民安全課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【柳田副委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

それでは、町民部町民窓口課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

戸村町民部長。

【戸村町民部長】 町民部の最後となります町民窓口課より、令和5年度の予算案のご説明をさせていただきます。説明につきましては徳江課長より、またご質疑につきましては出席職員で対応いたしてまいりますので、ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

【柳田副委員長】 徳江町民窓口課長。

【徳江町民窓口課長】 それでは、町民部町民窓口課所管の令和5年度予算につきまして説明させていただきます。なお、説明に当たりましては、タブレットの110町民窓口課をお開きいただきまして、こちらの予算特別委員会説明資料に基づいて説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

タブレット資料の2ページをご覧ください。予算書は50ページ、51ページの下段にございます2款総務費1項総務管理費10目地域活動推進費でございます。広聴活動事業費につきましては、町民の皆様からのまちづくりに関する提案や施策、事業等に対する要望などをお受けしているもので、わたしの提案制度に係る経費などがございます。報償費につきましては、平成28年度より実施しておりますわたしの提案制度の報償授与に係る報償品の購入費でございます。旅費につきましては、職員の普通旅費でございます。

こちらの財源でございますが、全額一般財源を充ててございます。

次のページをご覧ください。男女共同参画事業費は、男女共同参画社会の形成を推進するための事業費で、報償費につきましては、男女共同参画プラン推進協議会の委員謝礼及び男女共同参画講座の講師謝礼でございます。旅費は、職員の普通旅費、需用費は、男女共同参画意識調査に係るアンケートを実施するための返信用封筒の購入費でございます。役務費は、アンケートの郵送料と男女共同参画講座参

加者のための託児手数料です。前年度との差額につきましては、備考欄記載のとおりでございます。

なお、本事業の財源は全て一般財源となります。

続きまして、4ページをご覧ください。次に、平和推進事業費は、平和思想の普及啓発事業に要する事業費で、需用費の消耗品費につきましては、平和パネル展に関する消耗品の購入費でございまして、役務費は、平和パネル展用の資料を借用するための2回分の郵送料でございます。使用料及び賃借料につきましては、核兵器廃絶平和都市宣言広告用地の借上料とパネル展示用資料等の2回分の借上料でございます。負担金補助及び交付金は、平和主張会議のメンバーシップ納入金でございます。増減額の差額につきましては、備考欄記載のとおりでございます。

なお、本事業の財源は全て一般財源となります。

10目の地域活動推進費につきましては、以上でございます。

次に、5ページをご覧ください。予算書は54、55ページ13日町民相談費でございます。町民相談事業費につきましては、町民の皆様が抱える様々な問題やトラブルなどに対し、問題解決に向けた専門的なアドバイスを行うため、弁護士や司法書士等による専門相談を実施するための経費と法定計画である寒川自殺対策計画に基づいた施策の推進及び計画の進行管理及び犯罪被害者等見舞金支給に係る経費でございます。報償費は、司法書士相談の相談員への謝礼及び自殺対策計画推進協議会の委員への謝礼でございます。旅費につきましては、自殺対策計画推進協議会の委員の費用弁償と職員の普通旅費でございます。需用費の消耗品費は、自殺対策の一環として啓発用チラシを作成するための用紙購入費でございます。委託料は、法律相談に弁護士の派遣を神奈川県弁護士会に依頼しており、このための委託料でございます。増減額につきましては、備考欄記載のとおりでございます。負担金補助及び交付金は、夫やパートナー等からの暴力を受けた女性が緊急保護施設を利用した際に負担する県シェルター運営分担金、寒川町人権擁護委員会への補助金並びに神奈川県弁護士会が行う法律援助事業への補助金、茅ヶ崎市と相互利用協定を結んでおります司法書士相談で町民が茅ヶ崎市での相談を利用した場合の負担金でございます。扶助費につきましては、本人の意思に関係なく犯罪に巻き込まれて不慮の死を遂げた町民の遺族または重傷病や障害となった町民に対し支援金を支給するものでございます。

続いて、町民相談事業費の特定財源でございますが、歳入番号1、予算書28から31ページにございます自殺対策強化交付金事業費補助金1万7,000円は、報償費の委員への謝礼、旅費及び需用費の消耗品費にそれぞれ記載の額を充ててございます。

次に、歳入番号2、予算書は34、35ページになります。2節総務費雑入の司法書士相談事業に係る負担金4,000円は、司法書士相談の相互利用で茅ヶ崎市民の方が本町の司法書士相談を利用した場合に茅ヶ崎に経費を負担していただくもので、報償費の司法書士に支払う謝礼に全額充当いたします。

次に、6ページをご覧ください。人権啓発事業費につきましては、人権問題の解消を目指した講演会、研修会等への参加、また寒川町人権擁護委員会と連携した啓発活動などを行うための事業費でございます。旅費につきましては、職員の人権関係の研修、講演会や会議等出席のための普通旅費です。需用費の消耗品費につきましては、人権啓発活動で配布するための啓発物品や人権講座、講演会等の資料の購入費でございます。前年との差額につきましては、備考欄記載のとおりとなっております。負担金補助及び交付金につきましては、人権啓発講座の参加負担金、横浜国際人権センター及び神奈川人権セン

ターへの啓発活動事業補助金でございます。

続いて、人権啓発事業費の特定財源でございますが、歳入番号1、予算書は30、31ページでございます。人権啓発活動委託金14万5,000円は、人権意識の普及高揚を図る啓発事業に係る委託金で、啓発物品の購入費用として全額需用費の消耗品費に充ててございます。

次に、7ページをご覧ください。予算書は54、55ページ、14目消費生活対策費となります。消費生活相談事業費は、架空請求や詐欺、悪質商法など多様化した消費生活に関わるトラブルから消費者を守り、また正しい知識を身につけてもらうことを目的に実施しております。消費生活相談及び啓発などに要する経費でございます。報償費は、毎週月曜日と木曜日に開設しております消費生活相談等の相談員への謝礼でございます。旅費につきましては、相談員が研修に参加した際の費用弁償及び職員の普通旅費でございます。需用費の消耗品費につきましては、相談用参考図書の購入費で、役務費につきましては、消費生活相談員の業務中の事故に対応するための損害保険料でございます。負担金補助及び交付金は、茅ヶ崎市と協定を結んでおります消費生活相談等及び多重債務相談で、町民が茅ヶ崎市消費生活センターで行われる相談を利用した場合の負担金及び消費生活相談員研修参加のための負担金でございます。増減額につきましては、備考欄記載のとおりでございます。

続いて、下段でございます。消費生活相談事業費の特定財源でございますが、歳入番号1、予算書は28、29ページでございます。消費者行政事業費補助金1万6,000円は、市町村が行う消費者行政推進に対する補助金で、消費生活相談員のスキルアップの経費として旅費と負担金補助及び交付金に充てております。

歳入番号2、予算書は34から35ページになります。2節総務費雑入の消費生活相談事業費に係る負担金3万9,000円は、協定に基づいた消費生活相談の相互利用で、茅ヶ崎市民の方が本町の消費生活相談を利用した場合に茅ヶ崎市に経費を負担していただくもので、報償費の消費生活相談員に支払う謝礼に全額充当してございます。

以上で、2項総務管理費の説明を終わります。

次に、8ページをお開きください。予算書の56、57ページ3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費に移らせていただきます。職員給与費をご覧ください。こちらは課長及び総合窓口担当の職員計12名分の人件費でございます。

続いて、下段をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号1及び2は、予算書の24、25ページにございまして、1の自動車臨時運行許可手数料54万円は、仮ナンバー貸出時の手数料で、2の住宅用家屋証明手数料44万2,000円は、租税特別措置法に基づいて不動産登記に係る登録免許税の減免を受ける際に必要な証明書の発行手数料で、どちらも記載の額を給料に充当してございます。

歳入番号3から8までは、予算書の同じページにございます。3節戸籍住民基本台帳手数料の各種証明の手数料で、歳入番号3の戸籍証明手数料258万3,000円は、戸籍の謄本、抄本などの発行に伴う手数料、歳入番号4の除籍証明手数料168万円は、除籍謄本、抄本などの発行に伴う手数料、歳入番号5の戸籍関係証明手数料6万7,000円は、戸籍の記載事項証明、受理証明などの発行時の手数料、歳入番号6の住民票証明手数料536万4,000円は、住民票の写し、記載事項証明発行等の手数料、歳入番号7の印鑑証明手数料283万5,000円は、印鑑登録証明発行時の手数料、歳入番号8の諸証明手数料33万円は、身分証明、戸籍附票、不在住証明等の発行時の手数料でございます。

歳入番号9、予算書は26、27ページにございます個人番号カード交付事務費補助金690万1,000円は、個人番号カードの交付事務に必要なものとして定められた経費に対して交付されるもので、マイナンバーカードの発行に携わる会計年度任用職員に係る経費として記載の額を給料に充当してございます。

歳入番号10、予算書は28、29ページにございます中長期在留者居住地届出等事務委託金35万3,000円は、中長期在留者、特別永住者の住居地届出等の事務に対する国からの委託金で、記載の額を給料に充当してございます。

歳入番号11は、予算書の30から31ページにございます人口動態調査事務委託金4万5,000円でございますが、厚生労働省が行う出生、死亡、死産、婚姻、離婚の届出に基づき集計を行う調査の委託金で、こちらも給料へ記載の額を充当してございます。

最後に、9ページをご覧ください。戸籍住民基本台帳経費でございますが、戸籍法、住民基本台帳法等の法令に基づいて、戸籍、住民基本台帳、印鑑登録等の記録及び管理を行うとともに各種証明書の発行、マイナンバーの交付等を行うための経費でございます。報酬及び職員手当につきましては、マイナンバーカード発行等に伴い雇用する会計年度任用職員4名分の経費でございます。増額の理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。旅費につきましては、職員の普通旅費及び会計年度任用職員の通勤手当等の費用弁償でございます。需用費の消耗品費は、印鑑登録証、窓口番号札用ロール紙、マイナンバーカード発行関連消耗品、参考図書等の購入費で、印刷製本費は、転出・転入等の移動の届出用紙、窓付封筒の作成費等でございます。減額理由につきましては、備考欄記載のとおりでございます。役務費は、戸籍届出書類送付確認に使用するはがき、戸籍照会時に使用する切手の購入、マイナンバーカード受取通知、受取勸奨通知発送料等に係る通信運搬費と、コンビニエンスストア等での住民票の写し及び印鑑登録証明書の自動交付サービスに係る手数料でございます。増額理由につきましては、備考欄記載のとおりでございます。委託料は、住基ネットシステムの運用保守費、コンビニ交付に伴う保守委託料及び斎場運営維持管理委託料となっております。減額の理由は備考欄に記載のとおりでございます。使用料及び賃借料は、個人番号カードの交付の増加等に対応するための統合端末機器の借上料等でございます。負担金補助及び交付金につきましては、神奈川県戸籍住民基本台帳事務協議会等への負担金、コンビニ交付に伴う地方公共団体情報システム機構への運営負担金及び広域連携事業として行う神奈川県町村情報システム共同事業組合へのコンビニ交付に係るシステム経費を支払う負担金でございます。さらに旅券発給等事務委託負担金及び戸籍交付事務委託金負担金でございます。減額の理由は備考欄記載のとおりでございます。

続きまして、下段の戸籍住民基本台帳経費の特定財源でございますが、先ほど職員給与費の財源で説明した歳入番号1の戸籍証明手数料につきましては、職員給与費の充当残を需用費及び役務費に充当してございます。

歳入番号2、住民票証明手数料につきましては、職員給与費への充当残を消耗品及び印刷製本費に充当してございます。

同じく歳入番号3の印鑑証明手数料につきましては、職員給与費の充当残を消耗品費に充当してございます。

歳入番号4、コンビニ交付住民票証明手数料156万円及び歳入番号5、コンビニ交付印鑑証明手数料

141万円につきましては、コンビニエンスストアのマルチコピー機で住民票の写し、印鑑登録証明書を交付したときの手数料でございます。この2つを合わせまして役務費、委託料、さらに負担金補助及び交付金に充当してございます。

続きまして、歳入番号6、予算書26、27ページ個人番号カード交付事務費補助金は、個人番号カードの交付事務に必要なもので定められた経費に対して交付されるもので、690万1,000円につきましては、マイナンバーカードの発行に携わる会計年度任用職員に係る経費をはじめとして需用費の中の消耗品費、印刷製本費、役務費並びにコンピューター借上げの使用料及び賃借料等に充当してございます。

また、歳入番号7、マイナポイント事業費補助金は、個人番号カード発行に伴い健康保険証や公金受取口座を登録し電子マネー等のキャッシュレス決済をひもづけることでポイントが付与されるもので、この設定に使用する機器借上料の使用料及び賃借料等に充当してございます。

歳入番号8、予算書は28、29ページ、1節戸籍住民基本台帳費委託金にございます中長期在留者居住地届出等事務委託金につきましては、職員給与費への充当のほか印刷製本費へ充当してございます。

歳入番号9、予算書の30、31ページにございます市町村自治基盤強化総合補助金1,835万1,000円でございますが、こちらは既に財政課から説明させていただきましたが、このうち125万5,000円を委託料に充ててございます。

歳入番号10、人口動態調査事務委託金でございますが、こちらも先ほど職員給与費の財源で説明いたしました、職員給与費の充当残を旅費に充当してございます。

最後に、歳入番号11、予算書は34から35ページにございます広域戸籍証明納入金3万3,000円は、湘南パスポートセンターで交付した戸籍証明書の手数料が同センターより納入されるもので、全額を負担金補助及び交付金の戸籍交付事務委託負担金に充当しております。

以上で、町民窓口課令和5年度予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

【柳田副委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いします。茂内委員。

【茂内委員】 窓口業務と町民相談事業についてお聞きします。その2点です。まず、窓口業務について、マイナンバーカードの申請手続などで町民からの要望はありましたでしょうか。

町民相談事業についてお聞きします。コロナによる生活変化によって相談も増えたかとは思いますが、実際に急激に増えた相談はどのようなものがあったでしょうか。

【柳田副委員長】 徳江町民窓口課長。

【徳江町民窓口課長】 それでは、2点のご質問をいただきました。まず、1点目のマイナンバーカードの交付に関する要望ということでございます。この2月末までがマイナンバーカードの交付の対象ということでして、大変窓口が混み合ひまして、また発行に対するお時間をかなり要してしまったということで、そういう中でのお時間の短縮であるとか、マイナンバーカードは基本にご本人様においていただくというのが大前提になります。顔写真の確認をさせていただいて発行するというので、中には小さいお子さんですとか、高齢者の方がなかなかコロナの中でおいでいただけないというケースがありまして、そういう中でのご要望ですね。本当に本人が行かなければいけないのかというようなご要望

いただいたところがございます。私どももこれにつきましては、通常の開庁時間に加えまして土曜日の開庁時間、それからあと木曜日につきましては、午後7時まで窓口を延長いたしまして窓口や交付のためのお時間を取るのと合わせて、また年に2回ほどですけれども、日曜日の特別開庁などもご利用いただくような形でご案内をさせていただいたところがございます。それでもお待たせする時間がかかりありまして、そういう部分では若干苦情といたしますか、そういうところのお叱りをいただいたところがございます。

2点目のコロナの相談に関しましてですけれども、多かったのが、どうしても生活が苦しいというようなお話をいただいたところがございます。その中で消費生活の相談がパソコン等を使った中で、安いと思って申し込んだものが定期的なものであったりとか、それから高額な請求につながったりだとかというところ、そういうところにつながった相談というのがございます。あとはコロナとは関係ないかもしれませんが、法律相談の数が増えたというところがございます。こちらにつきましては、コロナというよりは相続であったり、そういう部分のご相談が多かったというところがございます。

【柳田副委員長】 茂内委員。

【茂内委員】 窓口業務、マイナンバーカード、ありがとうございます。以上で大丈夫です。

町民相談のことなんですけど、相談に乗ってもらうためには、たしか予約だったと思うんですけども、その日にももちろん空いていけばできるかもしれない、ただ、何日か待たなきゃいけないとか、あると思うんですが、大体皆さんどのぐらいお待ちになっているんでしょうか。

【柳田副委員長】 徳江町民窓口課長。

【徳江町民窓口課長】 相談の窓口といたしましては、先ほど説明させていただきました消費生活につきましては月曜日と木曜日の中で、こちらについては予約をいただかなくてもご相談いただける、電話相談等も大丈夫でございますので、比較のお待たせする時間は少ないのかなと、例えば月曜日、木曜日以外は茅ヶ崎市の消費生活センターも使えますので、こちらにつきましては、比較的毎日使えるような体制が整えられていますので、町民の方がご希望されるお時間にいただけるのかな、ただ、法律相談、司法書士相談につきましては、曜日が決まっております。法律相談は毎月第1、第2、第3水曜日、司法書士相談につきましては毎月第2金曜日ということで、枠がございますので、その中でご要望に合うところをご利用いただいているというところがございます。法律相談がどうしても数が多いので、例えば第3を過ぎてしまうと、翌月の第1月曜日まで待ついただくような状況になりますので、そういうお急ぎの方については、県の弁護士会等が開催しているチラシなどからの情報をご案内したケースというのもございます。

【柳田副委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

山田委員。

【山田委員】 そうしたら、2点お伺いします。まず、3ページの男女共同参画なんですけど、今回アンケート調査をやるということなんですけど、このアンケートの内容というのが、もし分かれば教えてください。それから4ページの平和推進事業なんですけど、今回の予算では増えているといっても、これは物価高騰に関連するところで増えているのかなとは思いますが、これに関して決算委員会でも提

案したんですけど、ホームページでほかの自治体もやっていますけど、平和首長会議のリンクとか、そういうものをちゃんとやっているのか、また、これに関して平和パネル展とかをやるということですけど、それ以外に新しい取組というのは考えているのかどうかお聞きします。

以上です。

【柳田副委員長】 徳江町民窓口課長。

【徳江町民窓口課長】 それでは、2点ご質問をいただきました。1点目のアンケートの内容でございます。こちらにつきましては、男女共同参画の計画が令和5年度で終わって、6年度に新しい計画を作るような状況になりますので、そのためのアンケートですね。意識調査というのをやらせていただくという形で考えてございます。これにつきましては、前回の計画策定時の前にも行いますので、まずこの辺の意識調査を行って、男女共同参画というところが皆様の中でどういう状態であるか、まず確認をして、それを踏まえた上で計画策定につなげていきたいと考えてございます。

それから、2点目の平和事業につきましてですけれども、まず、パネル展につきましては回数を2回に増やしたので、物価高騰というわけではなくて、純粋に数として増やさせていただいたところでございます。以前、委員からもご質問いただきましたホームページのリンク等につきましては、今ホームページの内容を改正しまして、リンクを貼って見られるような形にはしてございます。

また、新たな事業展開をというようなお話でございましたけれども、今までも平和事業につきましては、終始やらせていただいておりますし、特に総合図書館と連携してパネル展などもやらせていただいておりますし、その中では図書館の方々とも相談して、関連図書を一緒に閲覧できるような形にもしていただいておりますし、また、例えば各団体が今実施しておりますピースサイクルなどにも参画させていただいて、昨年もこちらで横断幕をお作りしたところ、それについてはかなり好評いただいたようで、最終的にはそれをお持ち帰りいただいております。こういうものを着実に進めていって、平和事業の推進を図っていききたいと考えてございます。

以上でございます。

【柳田副委員長】 山田委員。

【山田委員】 分かりました。まず、男女共同参画なんですけど、6年度に向けての意向調査ということで、そこへ向けて今後の事業展開というものがあるかなと思いますので、了解しました。

平和推進事業なんですけど、何日か前に町のホームページを見たときには、まだちゃんとできていなかったもので、いつやるかどうか確認したんですけど、やるということで了解しました。あと、パネル展に関しては2回ということで、これからも平和の意識は高揚させていかなきゃいけないので、ぜひこの新しい事業展開をやっていただきたいと思います。

以上です。

【柳田副委員長】 リンクの日付の確認ではなく質問でいいですか。

徳江町民窓口課長。

【徳江町民窓口課長】 大変申し訳ございません。以前ご質問いただいた後ホームページをリンクを貼るようにならせたんですけど、もしかしたら、ごめんなさい、リンクがはがれているのかもしれない。改めて大変申し訳ございません。確認させていただきます。誠に申し訳ありません。

【柳田副委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

関口委員。

【関口委員】 1点だけ。先ほど課長からも、この2月にマイナンバーカードの申請の期限があったので、窓口が大変混雑したという話がありましたけども、5年度の予算の方向性を考えてみても、現段階でどのくらいの率になっているのか、これが医療関係が相当利用されるような形になってきています。そういった意味を含めて、今寒川町の状況がどんなところにあるのか、5年度についてはどういう動きをしていかなければいけないのかを含めて、見解をいただきたいなと思いますので、よろしくお願ひします。

【柳田副委員長】 徳江町民窓口課長。

【徳江町民窓口課長】 マイナンバーカードの交付状況についてのご質問をいただきました。令和5年2月末現在の数字でございます。交付枚数が3万1,474枚、率にいたしますと64.1%、対比といたしまして申し上げますと、神奈川県が586万871枚、率といたしまして63.6%、全国でございます。発行枚数が、こちらは今ありませんけども、率といたしましては63.5%となっております。おおむね6割以上、65%弱のところまで今交付状況としては進んできたところでございます。今、委員からもご質問いただいたとおり、国民健康保険証とのひもづけの話は、かなり大きなインパクトがございまして、その後発表されて以降マイナンバーカードの申請は急増したというような状況がございます。

今後はさらにここからまた増やしていかなければいけないというところで、今現在も実はかなりご申請にはおいでいただけるので、順調に増えていくだろうとは思っております。ただ、全国的に見ますと、一番高い都城市さんは約9割、市民のほとんどがお持ちのようなどころも全国トップとしてはございます。当然ほかの自治体もそれに続くようなお話もございますので、私どもとしても同じような形で町民の方、なるべく多くの方にお持ちいただくように、こちらとしてもやっていきたいなとは思っております。

今かなりおいでいただいておりますので、今もまた実は毎週お受け取りのための通知を随時出させていただいております。そういう中で、ですから窓口がまだ交付はしばらくは続くのかなと思っております。また、今課題として持っておりますのが、高齢者施設にいらっしゃる方とかが、結局どうしても申請ができないという方がいらっしゃいますので、そういう方がコロナ禍の中でこちらとしてもなかなか動きようがない、要は施設に人が入れないような状況もございましたので、今後こういう高齢者施設に入られている方など、なかなかご申請いただけない方を中心に考えて、そちらの方々にご申請いただけるような方法を考えてまいりたいと考えてございます。

そういう中ではマイナンバー交付補助金というのがございますので、こちらをなるべく活用するような形を私どもとしても考えていきたいなと思っております。今現在まだ打合せ中なので、予算には上げてはいないんですけども、民間の事業者等の協力を得た上で申請を増やしていきたいと考えてございます。またこれにつきましては適切な時期に議会等にご説明もさせていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

【柳田副委員長】 関口委員。

関口委員。

【関口委員】 分かりました。今、課長は、私が聞こうと思っていた民間に対する周知徹底、こういったところにも協力をもらうと、これは非常に大事なことだなと。やっぱり打って出るということが非常に大事な部分かなという気がしますので、そういった意味ではどうか籠もるだけじゃなくして、待つだけじゃなくして、打って出るという戦いも、ただ窓口の状況を考えたらばという懸念もあるかもしれませんが、3万1,474枚まで来ましたので、どうしても無理だという方もおられることは承知していますので、ですからこれも限度があると思うんですね、行けるところまでの。ですから、そこまではしっかりと進めていくということが大事だと思いますし、その辺の推進をお願いしたいなと思います。

併せてお伺いしたいのは、カード1枚だけですので、相当なくされている方がいたり、紛失された方がいたり、それからどこに行っちゃったか分からなくなっちゃっている、こういう方が結構おられるじゃないかという気がするんですが、再発行だとか、そういったことも含めて、その辺での状況をお知らせいただけますか。申し訳ない、決算みたいな質問になっちゃって申し訳ないんですが、進める上でも大事な部分だと思いますので、お知らせいただければと思うんですが。

【柳田副委員長】 徳江町民窓口課長。

【徳江町民窓口課長】 ありがとうございます。今おっしゃっていただきました紛失に関わる事例につきましては、お電話をいただくケースが増えてございます。持っているんだけど、おうちの中で見つからないということで、紛失というようなお話で、一応総合フリーダイヤルというところが24時間動いていまして、紛失その他についてはお届けがいただけるような状態になってございます。まずそちらにお電話いただいて、今のカードの機能の停止、例えばキャッシュカードを落としたのと同じような形で機能の停止というのをまずお手続きいただいて、その後マイナンバーカードの再発行というようなお手続きを踏んでいらっしゃる方がこのところ何名がいらっしゃいます。

また、今確定申告の時期でもございまして、そういう中で暗証番号が分からなくなったというケースも多々ご連絡いただいております。その方々については一度窓口においでいただいて、私どもが窓口で暗証番号をもう一度入力して解除するような話で、3回間違えてしまうとロックされて動かなくなってしまうので、解除については役場へのご来場が必要になりますが、そういう方々も今お電話をいただいております。統計的に数字は取っておりませんが、実は私が比較的このところ電話を取る回数が多いので、明らかに回数が増えている、なくされたということと暗証番号がロックされたというお話はかなりいただいております。今特に暗証番号のロックに関しては、確定申告の時期でもございますので、ご来庁が増えているところもございます。これについては窓口が混む一端という部分でもございます。

以上でございます。

【柳田副委員長】 関口委員。

【関口委員】 分かりました。あと、その辺については、窓口はそうでなくても忙しい、特に2月、3月は人が一番動くときですから、そういった意味ではなおさら大変だとは思いますが、優しく親切に対応していただきたい。せっかく取ったんだけど見つからないとか、なくしてしまったとかというお困りの方ですので、どうか大変かもしれませんが、推進していく上でも大事な対応だと思いますので、心して職員の皆さんにも徹底していただいて、優しく親切をお願いしたいなと思いますので、これ

は要望で結構です。

【柳田副委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【柳田副委員長】 他になければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、町民部町民窓口課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【岸本委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本日示された課の議会事務局、企画部、そして総務部、ただいまの町民部を全て終了いたしました。

本日はここまでの審査としたいと思いますけど、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【岸本委員長】 それでは、引き続き明日の審査は午前9時から開催したいと思います。学び育成部、そして健康福祉部の審査になりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

最後に、副委員長から一言よろしくお願いいたします。

【柳田副委員長】 スムーズな進行にご協力いただきありがとうございました。明日もよろしくお願いいたします。

これにて予算特別委員会第1日目を閉会といたします。皆様、お疲れさまでした。

午後6時31分 散会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 5年 6月 1日

委員長 岸 本 優